

平成24年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月29日（水）～3月16日（金）

（会期17日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月29日	水	本会議（開会）	・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案説明（午前10時開会） ・全員協議会（本会議終了後）
3月 1日	木	休 会	・一般質問通告〆切（午前9時迄）
3月 2日	金	休 会	・議会運営委員会（午後1時開会）
3月 3日	土	休 会	
3月 4日	日	休 会	
3月 5日	月	本会議 特別委員会	・質疑・委員会付託（午前9時開会） ・新市立病院建設特別委員会 ・し尿処理場問題等特別委員会
3月 6日	火	常任委員会	
3月 7日	水	常任委員会	
3月 8日	木	常任委員会	
3月 9日	金	常任委員会	・予備日
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	本 会 議	・一般質問（午前9時開会） 〈一般質問者〉 1. 小野正昭 議員 2. 大竹忠盛 議員 3. 二宮一朗 議員 4. 酒井宇之吉 議員 5. 松山 清 議員 6. 坂本隆重 議員
3月13日	火	休 会	
3月14日	水	休 会	・討論通告〆切
3月15日	木	休 会	
3月16日	金	本会議（閉会）	・委員長報告（午後2時開会） ・質疑・討論・採決 ・全員協議会（本会議閉会後）

平成24年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年2月29日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成24年2月29日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成24年2月29日
 午後 3時26分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 欠 員
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

- 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅

総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(15 番 浅野忠昭、16 番 岡山清秋)

2 会期の決定

(2月29日～3月16日 17日間)

3 議案第 1 号 白水観音水トウファ保全給
水設備維持管理事業基金条
例制定について

議案第 2 号 西予市水道事業の剰余金の
処分等に関する条例制定に
ついて

議案第 3 号 西予市病院事業の剰余金の
処分等に関する条例制定に
ついて

議案第 4 号 西予市野村介護老人保健施
設事業の剰余金の処分等
に関する条例制定について

議案第 5 号 外国人登録法の廃止に伴う
関係条例の整理に関する条
例制定について

議案第 6 号 西予市監査委員条例の一部
を改正する条例制定につい
て

議案第 7 号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第 23 号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
議案第 8 号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	議案第 24 号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第 9 号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 25 号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について
議案第 10 号	西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について	議案第 26 号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
議案第 11 号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 27 号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 12 号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 28 号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
議案第 13 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 29 号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 14 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 30 号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について
議案第 15 号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 31 号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について
議案第 16 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第 32 号	西予市物産会館の指定管理者の指定について
議案第 17 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 33 号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について
議案第 18 号	西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 34 号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第 19 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第 35 号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
議案第 20 号	西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について	議案第 36 号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第 21 号	西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について	議案第 37 号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第 22 号	西予市城川青年の家条例を	議案第 38 号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
	廃止する条例制定について	議案第 39 号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第 4 0 号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	(第 4 号)	議案第 5 9 号	平成 2 3 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算
議案第 4 1 号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	(第 2 号)	議案第 6 0 号	平成 2 3 年度西予市上水道事業会計補正予算 (第 4 号)
議案第 4 2 号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について		議案第 6 1 号	平成 2 3 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 4 号)
議案第 4 3 号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について		議案第 6 2 号	平成 2 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 4 4 号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について		議案第 6 3 号	平成 2 4 年度西予市一般会計予算
議案第 4 5 号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について		議案第 6 4 号	平成 2 4 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 4 6 号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について		議案第 6 5 号	平成 2 4 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 4 7 号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について		議案第 6 6 号	平成 2 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 4 8 号	市道路線の廃止について		議案第 6 7 号	平成 2 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 4 9 号	市道路線の認定について		議案第 6 8 号	平成 2 4 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 0 号	西予市営土地改良事業の施行について		議案第 6 9 号	平成 2 4 年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 5 1 号	平成 2 3 年度西予市一般会計補正予算 (第 5 号)		議案第 7 0 号	平成 2 4 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 5 2 号	平成 2 3 年度西予市授産場特別会計補正予算 (第 2 号)		議案第 7 1 号	平成 2 4 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 3 号	平成 2 3 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)		議案第 7 2 号	平成 2 4 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 5 4 号	平成 2 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 7 3 号	平成 2 4 年度西予市上水道事業会計予算
議案第 5 5 号	平成 2 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)		議案第 7 4 号	平成 2 4 年度西予市病院事業会計予算
議案第 5 6 号	平成 2 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 7 5 号	平成 2 4 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 5 7 号	平成 2 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)			
議案第 5 8 号	平成 2 3 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算			

本日の会議に付した事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

- 3 議案第 1 号 白水観音水トッフア保全給水設備維持管理事業基金条例制定について
- 議案第 2 号 西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 議案第 3 号 西予市病院事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 議案第 4 号 西予市野村介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 議案第 5 号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 6 号 西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 西予市農林漁業後継者住宅

条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 16 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 西予市明浜塩風呂の指定管

理者の指定について

議案第 3 2 号 西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第 3 3 号 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について

議案第 3 4 号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第 3 5 号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第 3 6 号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第 3 7 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第 3 8 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第 3 9 号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第 4 0 号 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について

議案第 4 1 号 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について

議案第 4 2 号 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について

議案第 4 3 号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第 4 4 号 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第 4 5 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第 4 6 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

議案第 4 7 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

議案第 4 8 号 市道路線の廃止について

議案第 4 9 号 市道路線の認定について

議案第 5 0 号 西予市営土地改良事業の施行について

議案第 5 1 号 平成 2 3 年度西予市一般会

計補正予算（第 5 号）

議案第 5 2 号 平成 2 3 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 3 号 平成 2 3 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 4 号 平成 2 3 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 5 5 号 平成 2 3 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 6 号 平成 2 3 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 5 7 号 平成 2 3 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 8 号 平成 2 3 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 5 9 号 平成 2 3 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 0 号 平成 2 3 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 1 号 平成 2 3 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 2 号 平成 2 3 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 3 号 平成 2 4 年度西予市一般会計予算

議案第 6 4 号 平成 2 4 年度西予市授産場特別会計予算

議案第 6 5 号 平成 2 4 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 6 6 号 平成 2 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算

議案第 6 7 号 平成 2 4 年度西予市国民健康保険特別会計予算

議案第 6 8 号 平成 2 4 年度西予市後期高

- 議案第 69 号 平成 24 年度西予市介護保
 険特別会計予算
 議案第 70 号 平成 24 年度西予市農業集
 落排水事業特別会計予算
 議案第 71 号 平成 24 年度西予市公共下
 水道事業特別会計予算
 議案第 72 号 平成 24 年度西予市簡易水
 道事業特別会計予算
 議案第 73 号 平成 24 年度西予市上水道
 事業会計予算
 議案第 74 号 平成 24 年度西予市病院事
 業会計予算
 議案第 75 号 平成 24 年度西予市野村介
 護老人保健施設事業会計予
 算

開会 午前 10 時 00 分

○議長 改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は 22 名であります。これより平成 24 年第 1 回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より定例会招集のあいさつがあります。

○三好市長 平成 24 年第 1 回西予市定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例議会は、市政にとって新年度予算をご審議いただく非常に重要な議会でございますが、議員の皆様と同じく私にとっても任期最後の定例会となります。この 4 年間、議員各位はもちろんのこと、多くの方々に支えをいただき、市長としての重責を全うすることができました。議会初日でございますけれども、まずもって衷心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、ことしの冬は全国的に例年になく積雪が多く、このあおりを受けた自治体は除雪費の確保に追われているようでございます。北国の宿命とはいえ、屋根の雪おろしに格闘するお年寄りの姿や作業中の不幸な事故の報道に触れるたびに、若者がいない過疎地で高齢者ばかりの集落の深刻な状況を受け、つい西予市の小集落、高齢化集落を重ねてしまうところでございます。過疎化と高齢化に伴い集落の生活扶助機能を維持することが困

難になりつつある限界集落対策を、私のマニフェストにおいても、ともに支え合う、笑顔あふれる健康社会づくりとして、市民の皆様にお約束した主要な政策でございますので、2 期目の任期中に有効な対策を講じることが大きな責務でございました。この対策として、平成 21 年度から西予市生き生き集落づくり事業を大いに取り組んでまいりましたが、ここに来て限界集落対策の方向性に一定の成果が出てきたと思っております。と申しますのも、先月開催いたしました「せいよ再発見！地域づくりグランプリ」において、多数のすばらしい団体の中から、城川の川津南「やっちみる会」が、外部の選考委員から高い評価を受けて最優秀に選ばれました。地域振興に若々しい視点を持った集落応援隊を導入し、市職員が地域の方々と一緒に語り合い、話し合いの中から最善の解決策を見出し、同時に活動を側面から支援いただく手法も地域から評価をいただいたのではないかと考えております。

それにしましてもうれしいことは、各地区で地域みずからが立ち上がって地域を盛り上げようとする活動の芽が育ってきたことでございます。23 年度はこの限界集落対策に対する手法を一步進める形で、地域住民の主体性を重視しながら、地域主権の概念を取り入れた地域分権、地域自治のまちづくりを目指して地域づくり交付金制度を創設いたしました。この制度も昨年 27 地区で開催いたしました市政懇談会において、地域の皆様のご賛同をいただいたところでございますので、引き続き地域住民が誇りと幸せを感じる地域づくりを地域と行政がともに支え、考え支え合い、推進してまいりたいと思っております。

また、本日は地方自治の推進と議員活動の根幹をなす西予市議会基本条例の施行日でもございます。私どもも当条例の制定意義を十分に心して、議会と相互の緊張関係を保ちながら、真摯な対応をさせていただきたいと考えております。

さて、本定例議会におきましては、議員の皆様から一般質問をお受けするとともに平成 24 年度の市政に対する私の所信の一端を申し上げるほか、議案として条例制定 5 件、同改正 14 件、指定管理者の指定 22 件、23 年度補正予算 12 件、24 年度予算 13 件など、合計 75 件に上る多くの案件を上程いたし、ご審議をお願い申し上げ

げるところでございます。議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程 1)

○議長 まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に 15 番浅野忠昭君、16 番岡山清秋君の両名を指名いたします。

(日程 2)

○議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から 3 月 16 日までの 17 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本日から 3 月 16 日までの 17 日間と決定いたしました。

(日程 3)

○議長 次に、日程第 3、議案第 1 号「白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金条例制定について」から議案第 75 号「平成 24 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 75 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第 1 号「白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

四国横断自動車道新設工事の一環として施工された歯長トンネルの掘削工事を起因として、西予市宇和町下川に存する白水観音水の流量が枯渇したことから、その代替水源として、歯長トンネ

ルの排水を活用した白水観音水トウファ保全給水施設を整備することとしております。あわせて、四国地方整備局、西日本高速道路株式会社四国支社及び西予市の 3 者において、白水観音水トウファ保全給水設備の施工に関する事業に係る委託契約を締結し、今後の設備維持管理は西予市が行うこととなっております。本条例は、当該設備の維持管理に要する財源として、国からの委託金により白水観音水トウファ保全給水設備を維持管理するための基金を造成することに伴い制定するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第 2 号「西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」、議案第 3 号「西予市病院事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」、議案第 4 号「西予市野村介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成 23 年 5 月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 1 次一括法により地方公営企業法の一部が改正されました。この法改正は、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業の資本制度を見直すこととし、公営企業における利益及び資本剰余金の処分等について条例または議会の議決により処分することができることとされたものであります。今回、その法改正に基づき、本市の水道事業、病院事業及び野村介護老人保健施設事業の各公営企業事業の利益及び資本剰余金の処分等について必要な事項を定めるものであります。

以上、3 議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第 5 号「外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在在留する外国人は、外国人登録法に基づ

き、日本人とは異なる制度で登録、管理をされております。

しかしながら、我が国に入国・残留する外国人が年々増加すること等を背景に、新たな在留管理制度の導入と外国人住民に対して日本人と同様の基礎的行政サービスを提供する基盤整備の必要性が高まっています。今回、外国人住民を日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の増進と市町村等の行政の合理化を図ることを目的とした住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、これに伴い外国人登録法が廃止されるため所要の整備を行うものであります。

この法改正に関しまして、西予市使用料及び手数料条例、西予市霊柩自動車条例、西予市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例、西予市火葬場設置及び管理条例、以上の4条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第6号「西予市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、法令に定めるもののほか、監査委員の行う監査、審査及び検査について事務処理を規定し、監査事務の効率的な運営を確保することを目的といたしております。監査に当たりましては、基本方針である住民の福祉増進と最少経費による最大効果が図られているかなど、特に意を用い実施するところでございます。

今回の条例改正は、改正自治法による監査委員の定数が2名と定められたことにより、本条例の定数規定の削除並びに財政健全化法の制定に伴う健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の規定とあわせて監査事務が効率的かつ効果的に遂行できるよう、地方公営企業法に関する規定並びに定例監査等及び決算等審査をより明確に定めようとするものでございます。

続きまして、議案第7号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、経済社会の構造の変化に対応し

た税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、この法律が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されることによるものでございます。

主な改正内容につきましては、平成25年4月1日から市たばこ税率を旧三級品以外の製造たばこ1,000本につき644円、旧三級品の紙巻たばこ1,000本につき305円を引き上げるものでございます。

また、地方公共団体が防災の施策費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで個人の市民税均等割の標準税率に500円を加算するものであります。

次に、退職所得の分離課税に係る所得割について、平成25年1月1日からその所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第8号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在西予市の教職員宿舍の状況は、校長住宅を含め29宿舍70戸が設置されておりますが、そのうち43戸が空室となっておりところから、教職員宿舍の有効利用が課題となっております。市の教職員宿舍は、1年未満の短期間であれば、他校区の教職員または一般の住民であっても入居できるよう定めているところでございますが、地域の実情とこれまでの貸付実績から入居要件をさらに緩和する必要があると判断したことから、補助金等適正化法の弾力運用により入居期間の制限を削除するものであります。

続きまして、議案第9号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年8月に公布されました地域の自主性

及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法により社会教育法及び図書館法の一部が改正されました。これに伴い地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、これまで法律で定められていた公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の委嘱基準及び任命基準が、各市町村の条例で定めることとなりました。この法改正により、今回公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の委嘱、任命の基準について必要な事項を定めるものであります。

また、西予市高川公民館及び西予市魚成公民館の所在地が旧公民館跡地になっていたことから、現在の所在地に変更するよう本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第11号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成22年度の税制改正に伴い、年少控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことから、廃止された扶養控除等を税制改正以前と同様に控除があるものとみなし、現行の母子家庭医療費助成制度の水準を維持するものであります。

また、児童福祉法の一部改正に伴い、条例中の用語の変更を行うものであります。

議案第12号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、外国人登録法の廃止に伴い、条例中の法令引用条文を削除するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、条例中の用語の変更を行うものであります。

続きまして、議案第13号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、老朽化に伴い惣川診療所を移転改修することによる住所変更であります。

なお、移転後の惣川診療所につきましては、4

月から診療を開始する予定としており、従来どおり野村病院から週2回の出張診療を行うこととしております。

続きまして、議案第14号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の介護保険料については、介護保険法の規定により3カ年を1期間とする介護保険事業計画期間において見直しを行うことと定められております。これに基づき平成24年度から26年度の計画期間中の保険料について、今後の高齢者人口の推移や介護保険サービスの各種利用状況及びサービス費用の必要見込み量、地域支援事業の経費等から本市における介護サービスに必要な費用を見込み、西予市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において見直し、算定をいたしました。これによりまして、同計画期間中における保険料を改定するよう本条例の一部を改正するものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第15号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、農林漁業後継者の住宅難の解消及び確保と育成を図ることを目的に、農林漁業後継者住宅を建設し、適正な維持管理に努めているところであります。

現在、農林漁業後継者住宅の公募方法につきましては、新聞、広報紙、無線放送及び広報車による放送、掲示場等により行っているところであります。

しかしながら、インターネットやケーブルテレビなど情報通信環境の整備が進み、多様な公募方法により入居希望者への周知を図ることが適切であると判断し、新たな公募方法を追加するものであります。

続きまして、議案第16号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

第1次一括法の施行により、公営住宅法の一部が改正されることに伴い、公営住宅の入居資格要

件である同居親族を有することが削除され、若年単身の入居が可能となります。

しかしながら、西予市では単身者向けとして管理している小規模住宅がないことや明らかに住宅に困窮している低額所得者、高齢者や障害者等に対する入居機会の提供を優先する必要があることから、現行の同居親族要件を入居資格要件として維持していくこととするため、本条例の一部を改正するものであります。

また、昨今の情報通信環境の著しい整備に伴い、入居者の公募方法を改正するとともに、市営住宅の名称及び位置を明確にするため所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第 17 号「西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 18 号「西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」、以上 2 議案について一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、情報通信環境の著しい整備に伴い、入居者の公募方法を改正するものであります。

また、西予市単独市営住宅管理条例においては、住宅の名称及び位置を修正し、西予市特定公共賃貸住宅条例においては、住宅の名称及び位置を明確にするため所要の整備を行うものであります。

以上、4 議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 清水消防本部消防長。

○清水消防本部消防長 議案第 19 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正に基づき、消防法上の危険物の範囲が拡大されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

今回危険物として追加された過炭酸ナトリウムは、不燃性の物質であります。一たん分解が始まると急激に酸素を放出する性質を持っており、周囲の可燃物の燃焼を著しく促進する可能性があります。この物質は、一般家庭でも使用される酸素系漂白剤の主成分として使われており、特にスーパーやホームセンターなどの量販店において

は、取扱量が大量であることから、注意を促す必要があります。本条例では、指定数量未満の危険物の取扱基準について定めておりますが、これに過炭酸ナトリウムを追加して一定の規制を加え、火災危険を排除することを目的として本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第 20 号「西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

明浜町地域ふるさと基金は、平成元年明浜町地域における地域づくりの事業の円滑な執行を図ることを目的として、明浜町ふるさと基金として設置しました。合併後は西予市明浜町地域ふるさと基金として、あけはまシーサイドサンパーク内の各施設の管理事業及びかっぱ祭り事業並びに明浜町地域における小・中学校振興事業の財源として運用してまいりましたが、基金全額の取り崩しを終えたことから本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第 21 号「西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市野村町地域づくり推進基金は、平成 3 年野村町地域の自然と風土を守りながら、豊かで潤いのあるだれもが住みたくなるようなまちづくりを円滑に推進することを目的として、野村町地域づくり推進基金として設置しました。合併後は西予市野村町地域づくり推進基金として、ほわいとファーム管理運営事業の施設管理運営委託料及び乙亥の里管理運営事業の施設管理運営委託料の財源として運用してまいりましたが、基金全額の取り崩しを終えたことから本条例を廃止するものであります。

以上、2 議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第 22 号「西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について」提案理由

のご説明を申し上げます。

西予市城川青年の家は、西予市在住の青年が研修を深めるとともに、組織の強化を図り、地域の後継者としての資質向上を目的として設置され、主に地域の青年団活動の拠点として活用されてきた施設であります。

しかしながら、少子化及び青年の市外流出等による青年団員の減少に伴い、平成20年4月以降、青年団の施設利用がない状況にあります。

また、この施設は元NTT局舎を譲り受けた施設であり、老朽化が激しく、施設の使用には耐えがたい状況にあることから、城川青年の家を廃止するものでございます。

続きまして、議案第23号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在財団法人宇和文化会館に管理委託し、運営しております。今回、この施設の指定管理者の候補として非公募により財団法人宇和文化会館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、財団法人宇和文化会館の当該施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営のノウハウ、経営改善に対する取り組み等を総合的に勘案し、施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、財団法人宇和文化会館の概要及び施設運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第24号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第25号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第26号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの施設は、高齢者福祉の向上並びに市民の健康と活力の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人西予総合福祉会に管理委託し、運営しております。今回これら施設の指定管理者の候補者として非公募により社会福祉法人西予総合福祉会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、西予総合福祉会のそれぞれの施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された経営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第27号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市惣川高齢者生活福祉センターは、高齢者福祉の増進並びに福祉サービスの向上を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人野村町社会福祉協会に管理委託し、運営しております。今回、当施設の指定管理者の候補者として非公募により社会福祉法人野村町社会福祉協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、野村町社会福祉協会のこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された経営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、当施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、各指定管理者候補団体の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、産業建設部が担当する管理施設に関しましてご説明を申し上げます。

まず、議案第28号「西予市明浜ふるさと創生

館の指定管理者の指定について」、議案第29号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第30号「西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について」、議案第31号「西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について」の4議案の提案理由を一括してご説明申し上げます。

この4施設は、明浜地域を代表する交流拠点として整備され、年間を通じて憩いと地域間交流の場として多くの市民や来訪者に利用いただいております。健康の維持増進及び地域産業の振興に大きな役割が期待されている施設であります。今回、4施設の指定管理者の候補者として非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、あけはまシーサイドサンパーク株式会社は、平成13年度から一貫して施設の管理運営に当たっており、各施設の設置目的達成に関するノウハウが十分に蓄積されていること、さらにこれまでの経営改善と営業努力により、施設運営の効率化が推進されており、市内外の観光客の確保や地域振興及び活性化のための取り組みの成果が認められることなどから、これら施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第32号「西予市物産会館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に建設され、以来西予市産の農林水産物や農産加工品の販売、地域食材を活用した食の提供等で大きな実績を上げており、西予市を代表する直産施設として、地域の1次産業及び観光の振興などのためになくはない施設となっております。今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管理者の候補者として非公募により株式会社どんぶり館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来12年間一貫して運営管理を行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されているとともに、経営的にも安定した収益が確保されており、年間47万人にも及ぶ利用者を確保するなど、西予宇和インターチェンジの出入り口付近と

いう立地を生かした市の玄関口の顔として施設運営実績が認められること、また西予市が今後目指している地域製品の販売拠点、観光情報の発信拠点としての負託にこたえ得る人的・物的能力を持った会社であることなど、株式会社どんぶり館にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第33号「西予市野村農業公園の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成10年度から11年度にかけて建設されたもので、乳製品の加工販売及び地域食材の供給等を通じた総合交流ターミナル施設として、また都市との交流、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を行うことにより地域の活性化を図る施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により株式会社野村町地域振興センターを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来14年間一貫して管理運営を行ってきており、事業推進に関するノウハウが蓄積されており、これまでの特産品開発や交流人口の増加を図るためのイベント開催並びに地域PR活動に取り組み一定の成果をもたらしていること、また施設を利用した乳製品製造及び地域食材の供給事業は、地域ブランドの育成、地場産業の振興につながるものであり、そうした事業展開を確実に推進する能力を持った会社であること、さらに効率化やコスト低減の計画的な取り組みを進めていることなども総合的に評価し、株式会社野村町地域振興センターにこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第34号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成13年度に建設されたもので、市内で生産された農産物の処理・加工・出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を通して、農家所得の向上と地域雇用の創出及び地域活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により株式会社グリーンヒルを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開設以来10年間一貫して運営管理を行ってきており、すぐれた製造ノウハウとともに、順調な販売実績を達成していること、さらに先進的な取り組みとして、HACCPの導入によって、商品の品質向上と地域農業振興並びに地域雇用の安定を図っていること、また今後とも製品の販売を株式会社ファンケル関連会社が担うことが想定されるため、西予市、東宇和農協、株式会社ファンケルが共同出資した当該会社が妥当であることなどから株式会社グリーンヒルにこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第35号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成14年度に建設されたもので、市内で生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作、研究及び販売活動を行うことにより、地域農産物の流通、販売拡大と農業者の生産、経営意欲の向上に努め、農林業の振興並びに農山村地域の活性化を目的としている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により溪筋農産物加工組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来9年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって、効率的、健全経営、運営がなされており、地元組織で運営されることにより、地域農業者の生産、経営意欲の向上を図るための事業の実績が認められることなどから、溪筋農産物加工組合にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第36号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成5年度から6年度にかけて建設されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進を目的としている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるも

のであります。

その理由といたしましては、施設開館以来18年間一貫して運営管理を行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの効率的健全経営、運営がなされており、地元組織で運営されることにより、地域農業者の生産、経営意欲の向上、経営体質の強化を図るための事業の実績が認められること、また当施設は、東宇和農協畜産部、愛媛県酪連、西予農業指導班等の関係機関の総合事務所として活用しており、本市の畜産の拠点施設として定着していること、以上の点により、東宇和農業協同組合にこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第37号「西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成6年度に野村町畜産総合振興センター関連施設として建設され、酪農、肉用牛、養豚等、畜産経営における購入飼料のコスト低減と高品質畜産物の生産を目指し、共同作業による効率的な混合飼料の製造と新しい飼料供給システムの構築により経営の安定を図ることを目的としている施設であります。今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により農事組合法人野村町飼料混合施設利用組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、施設開館以来18年間運営管理を一貫して行ってきたり、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって効率的健全経営、運営がなされており、地域畜産農家の生産、経営意欲の向上を図るための実績が認められることなどから、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第38号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成17年度及び18年度に整備され、西予市大野ヶ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めることを目的としている施設であります。施設については、堆肥舎2棟と汚水処理施設から成ります。今回、本施設の指定管理者の候補者として非公募により大野ヶ原環境

施設組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしまして、本施設は、事業計画の段階から地元組合で施設の管理運営をすることが前提となっており、施設整備事業完了と同時に地元酪農家を主体として当組合が設立され、過去3カ年間施設の管理運営に当たってこられました。今後も適切に運営されることが認められることから、大野ヶ原環境施設組合が非公募要件である機能、性質等を考慮し合理的な理由があると認められる組織であり、この施設の指定管理者として適当と判断したものであります。

続きまして、議案第39号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」、議案第40号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第41号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第42号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案の4施設は、市内農畜産物の加工販売を行い、またこれらの施設を通して都市との交流促進を図ることなど、地域の活性化に寄与するために設置された施設であります。今回、4施設の指定管理者の候補者として非公募により株式会社城川開発公社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設設置以来一貫して運営管理を行ってきたことから、施設の経営に関する十分なノウハウを有しており、さらにこれまでの経営戦略や営業努力により、地域の期待にこたえる売上実績が達成されており、施設設置目的に沿った適切な運営がなされていることなどから、これら4施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

続きまして、議案第43号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この施設は、漁業経営の安定に資するために漁船の定期的な点検補修のため、平成9年3月に漁港改修事業により整備された施設であります。今回の指定管理者の候補者として非公募により明浜漁業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、本施設の利用者の

大半が漁協組合員であることや漁船の船揚げを対象とすることから、漁船登録の有無の確認が容易であり、施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できるとともに、船揚げ時等での事故に関しても船舶損害保険の対応に熟知しており、万全の態勢が図られると判断したものであります。

続きまして、議案第44号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、宇和町商店街の中に4つの駐車場を整備したもので、現在宇和町駐車場管理組合が指定管理者として管理運営を行っております。今回、指定期間の終了に伴い、新たな指定管理者の候補者として、審査委員会での協議の結果、非公募により宇和町駐車場管理組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、駐車場の設置目的である商工及び観光の発展につながる管理運営を行う経営方針であること、また同組合は、地域の状況に熟知しているとともに、効率的、効果的な管理運営がされており、経営状況も安定していることなどから、当施設を引き続き管理運営させることが適当と判断したものであります。

なお、各指定管理者候補団体の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、17議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時04分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時16分）

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第45号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の過疎地域自立促進計画は、平成22年4月1日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律に基づき、引き続き本市が過疎地域に指定されたことに伴い、同年12月に新たな計画を策定いたしております。今回の

計画変更は、平成24年度以降において過疎対策事業を活用して実施する事業の事業費、事業内容の変更及び新規事業を追加するため変更するものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第46号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」、議案第47号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、平成20年度に野村町、城川町及び明浜町において16の地区が、平成21年度に城川町において1つの地区が辺地の指定を受け、それぞれ辺地総合整備計画を定めております。このたび城川町中津川地区において、平成24年度に市道の整備を実施することに伴い、新たに中津川辺地総合整備計画を策定することといたしました。

また、城川町遊子谷、川津南、野村町西、坂石の4つの辺地において、平成24年度に林道、消防施設の追加及び市道、林道施設における事業費の増額が必要となりました。これに伴いまして、国に新たな辺地総合整備計画並びに変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第48号「市道路線の廃止について」、議案第49号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回3路線の廃止と9路線の認定をお願いするものであります。

まず、廃止路線ですが、下宇和地区39号線は、主要地方道宇和野村線に通ずる重要な生活道路のため、廃止の後、起点の変更及び路線延長により再認定するものであります。

津布理18号線は、津布理10号線と接続し、集落内環境道路として重要な路線のため、廃止

の後、終点の変更及び路線延長により再認定するものであります。

アジロ線は、国道378号線を起点とし、津波避難道路及び集落内循環道路として一体的利用を図るため、廃止の後、終点の変更及び路線延長により再認定するものであります。

次に、認定路線ですが、下組線は、一般県道日向谷高野子線の道路改良工事完了に伴う旧道区域を認定するものであります。

穴神線は、安尾線と成安尾線を結ぶ重要な生活道路のため認定するものであります。

周末34号線、35号線、垣生40号線及び朝立63号線は、一般国道378号線の道路改良工事完了に伴い、旧道区域を認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止・認定につきましては、さきの1月31日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

続きまして、議案第50号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成24年度より2カ年計画で宇和町永長地区において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により、団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5号の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、宇和町永長地区圃場整備完了区内の農道舗装工事を施工するもので、これにより維持管理の負担軽減と荷傷み防止等の効率的な農業経営を図るものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好市長。

○三好市長 議案第51号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業費の確定及び実績見込みによる増減額などが主なものであります。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、野村介護老人保健施設事業会

計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、授産場特別会計、宇和病院事業会計、野村病院事業会計への繰出金を増額しております。

また、将来の備えや今後見込まれる事業費等の財源確保のため減債基金、消防財政調整基金、災害対策基金、一般廃棄物処理施設等建設基金及び体育施設整備基金の積立金を計上しております。

さらに、四国横断自動車道工事の影響で、宇和町下川地区の白水観音水が枯渇したため、白水観音水によって形成維持されたトゥファ保全に関する国庫委託金を今後の給水施設設備の維持管理経費に充てるため、白水観音水トゥファ保全給水設備維持管理基金の積立金を計上しております。

歳入につきましては、決定額及び決定見込み額を計上しておりますが、歳出でも説明いたしました白水観音水トゥファ保全給水設備委託金1億8,990万8,000円を計上しております。

また、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金104万7,000円を計上しております。これらは平成20年度から始まった制度でございますが、平成23年度は21名の方から204万7,000円のご寄附をいただく見込みであります。そのうち6名の方から使途についてのご希望がありましたので、ご希望を尊重して使わさせていただきました。

また、指定がなかった寄附につきましては、せいの地域づくり交付金事業に充当させていただきました。

なお、寄附をいただきました方々には、個別にこれらの報告をするとともに、広報紙やホームページの掲載等により同制度のさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上によりまして、本予算の補正額は、歳入歳出予算それぞれ7億3,866万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を265億275万7,000円と定めるものであります。

継続費補正につきましては、庁舎建設事業における外構工事及び宇和保健センター改修等の実績に伴う総額と年割り額の変更を行うものでございます。

債務負担行為補正につきましては、漁業経営維持安定資金利子補給金の追加を行っておりますが、これは漁業者が漁業経営の再建を図るため、県信用漁業協同組合連合会から借り入れた漁業経営維持安定資金に対して年1%以内で7年間利子

補給を行うものであります。

地方債補正につきましては、実績見込みについて起債の目的と限度額の調整を行うものであります。

以上、ご説明してまいりましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 それでは、予算書に沿いまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

予算書28ページをお開き願います。

6目オフセットクレジットJ-VER導入事業300万円の減額であります。オフセットクレジット制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書作成と第三者機関による妥当性確認審査に時間を要したため、その後に行う測量等のモニタリング作業委託料、モニタリング検証手数料を減額するとともに、補助対象となりました妥当性確認手数料を減額しております。

なお、このモニタリング関係経費につきましては、平成24年度当初予算に改めて計上することとしております。

29ページ、18目庁舎建設事業4,851万9,000円の減額であります。これは平成19年度から取り組んでまいりました新庁舎建設事業が終了したことに伴う減額であります。総事業費は約24億4,400万円、財源内訳は合併特例債が20億3,530万円、一般財源が約4億870万円となる見込みでございます。今回継続費の変更もあわせて行っております。

34ページをお開き願います。

3款1項1目国民健康保険特別会計事業勘定繰り出し事業9,398万6,000円ありますが、事業実績見込みによる繰出金であります。このうち財源不足による繰出額としまして8,546万6,000円を見込んでおります。

38ページをお開き願います。

7目28節繰出金354万2,000円ありますが、これは償還金の未納に対する住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金であります。

５２ページをお開き願います。

５目野村農友地区農業用排水路改修事業２，５１６万円ではありますが、農山漁村地域活性化プロジェクト支援交付金の追加内示により事業を前倒しして実施するものであります。

９目１３節施設整備管理委託料８２４万円ではありますが、明浜ふるさと創生館における給水井戸の塩水化に対する上水道使用料の増加に係る管理委託料６５０万円及び明浜塩風呂における天井及びボイラー修繕に係る管理委託料１７４万円であります。

５８ページをお開き願います。

８款２項３目市道荷刺大西鎌田西線改良事業１，８００万円ではありますが、同じ道整備交付金を財源として実施予定でありました市道岩木地区１０１号線改良事業が、県管理の河川協議に不測の時間を要し、年度内の事業完了が困難になったため組み替えて実施するものであります。

６１ページをお開き願います。

９款１項１目１９節八幡浜地区施設事務組合特別会計負担金６，７８７万６，０００円ではありますが、電波法関係審査基準改正により平成２８年５月３１日までに消防無線のデジタル化が必要なことから、八幡浜地区施設事務組合が行う消防デジタル無線整備事業に対して事業費の一部負担を行うものであります。

７２ページをお開き願います。

１目２５節積立金１１億３，９９０万９，０００円ではありますが、将来への備えや今後見込まれる大型事業の財源とするため目的基金の積立金を計上しております。市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、減債基金３億円、消防無線のデジタル化等消防防災施設整備に係る財源確保を図るため消防財政調整基金１億５，０００万円、大規模災害復旧に係る財源確保を図るため災害対策基金３億円、汚泥再生処理施設等の財源確保を図るため一般廃棄物処理施設等建設基金１億円、２０１７年に開催予定の愛媛国体における施設整備等の財源確保を図るため体育施設整備基金１億円、白水観音水トウファ保全給水施設の維持管理経費に充てるため白水観音水トウファ保全給水施設維持管理基金１億８，９９０万９，０００円の積み立てを行っております。

次に、歳入であります、１３ページをお開き

願います。

１款４項１目市町村たばこ税６，０８２万１，０００円ではありますが、実績見込みにより増額をしております。

１４ページをお開き願います。

９款１項１目地方交付税１１億２，５１５万２，０００円ではありますが、これは普通交付税の確定によるもので、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため地方交付税総額が増額となり、対前年度１億７，７９３万１，０００円の増となっております。

２１ページをお開き願います。

１７款２項１目財政調整基金繰入金であります、４億７，１９９万７，０００円を繰り戻しをしております。

また、事業費の確定見込みなどによりまして国県支出金、市債の増減調整を行っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第５２号「平成２３年度西予市授産場特別会計補正予算（第２号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、授産場製品の生産数量減による事業収入の減額と施設利用者の増加に伴う繰入金の増額によるものであります。

内容につきましては、手袋売却収入を５３万５，０００円減額し、保護施設事務費繰入金を５３万５，０００円増額いたしております。これによります歳入歳出予算の総額には変更がありません。

以上で授産場特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第５３号「平成２３年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第２号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、貸付金返済の滞納による貸付金元利収入の不足分を一般会計繰入金により補い、歳入財源の内訳を変更処理するもので、歳入歳出総額には増減はありません。

歳入の内訳につきましては、貸付金償還金の貸付金元利収入を３５２万４，０００円減額し、一般会計繰入金３５２万４，０００円を増額いたし

ております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第54号「平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では、各項目実績見込みに伴う不用額の減額、保険給付費の調整、共同事業拠出金確定に伴う調整、直営診療所繰入金の調整、歳入では、実績見込みによる国民健康保険税、繰入金の調整及び国庫県支出金、療養給付費交付金並びに共同事業交付金の確定に伴う調整が主なものであります。

それでは、4ページをお開きください。

歳出では、総務費を49万円減額し、保険給付費を5,490万円、後期高齢者支援金等を113万7,000円、前期高齢者納付金等を4万4,000円それぞれ増額し、共同事業拠出金を6,377万6,000円、保健事業費を350万円、基金積立金を910万円それぞれ減額し、諸支出金を4,932万6,000円増額し、予備費を2,000万円減額いたしました。

戻っていただきまして、3ページをお開きください。

歳入では、国民健康保険税を20万円増額し、使用料及び手数料を17万8,000円、国庫支出金を5,204万2,000円、県支出金を315万円それぞれ減額し、療養給付費等交付金を3,785万4,000円増額し、前期高齢者交付金を1,137万7,000円、共同事業交付金を4,647万2,000円それぞれ減額し、繰入金を9,398万6,000円増額し、諸収入を1,028万円減額いたしました。

これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ854万1,000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を59億1,792万3,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、歳出では総務費と医業費の精査による調整、歳入では外来収入の精査による減額とそれに伴う一般会計繰入金の増額等であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

20ページをお開きください。

俵津診療所の歳出では、総務費を628万5,000円減額し、医業費を544万5,000円増額いたしました。

戻っていただき、19ページの歳入では、診療収入を305万1,000円、使用料及び手数料を4万1,000円それぞれ減額し、繰入金を253万3,000円、諸収入を16万9,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を6,765万2,000円といたしました。

次に、30ページをお開きください。

狩江診療所の歳出では、総務費を4万1,000円減額し、医業費を195万6,000円増額いたしました。

戻っていただき、29ページの歳入でございますが、診療収入を9万円増額し、使用料及び手数料を14万2,000円減額し、繰入金を136万1,000円、諸収入を60万6,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を6,968万3,000円といたしました。

次に、38ページをお開きください。

高山診療所の歳出では、総務費を18万7,000円減額し、医業費を99万1,000円増額いたしました。

戻っていただき、37ページでございますが、歳入では、診療収入を161万8,000円減額し、使用料及び手数料を1万6,000円、繰入金を216万7,000円、諸収入を23万9,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を1億185万7,000円といたしました。

次に、46ページをお開きください。

田之浜診療所の歳出では、総務費を3万円、医業費を7万7,000円それぞれ増額いたしました。

45ページに戻っていただき、歳入では、診療収入を11万4,000円、使用料及び手数料を2,000円それぞれ減額し、諸収入を22万3,000円増額し、歳入歳出の予算の総額を1,747万円といたしました。

次に、51ページをお開きください。

惣川診療所の歳入では、他会計繰入金を18万2,000円減額し、事業勘定繰入金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変わりません。

次に、58ページをお開きください。

土居診療所の歳出では、総務費を14万1,000円減額いたしました。

戻っていただき、57ページの歳入では、繰入金を14万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,222万6,000円といたしました。

次に、64ページをお開きください。

遊子川出張診療所の歳出では、総務費を4万7,000円増額いたしました。

63ページの歳入では、繰入金を4万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を541万2,000円といたしました。

次に、70ページをお開きください。

二及診療所の歳出では、総務費を5万8,000円減額し、医業費を247万4,000円増額し、予備費を243万9,000円減額いたしました。

戻っていただき、69ページの歳入では、診療収入を152万9,000円増額し、使用料及び手数料を9万8,000円、繰入金を182万7,000円それぞれ減額し、諸収入を37万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,995万9,000円といたしました。

次に、78ページをお開きください。

周末診療所の歳出では、総務費を182万7,000円減額し、医業費を37万7,000円増額し、予備費を119万5,000円減額いたしました。

戻っていただき、77ページの歳入でございますが、診療収入を268万円、使用料及び手数料を7万7,000円、財産収入を2,000円それぞれ減額し、諸収入を11万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4,556万5,000円といたしました。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議案第55号「平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、総務費においては、不用額の見込まれるものの減額と、後期高齢者医療広域連合納付金においては、保険料徴収実績見込みによる増額と保険基盤安定負担金、広域連合共通経費の事務負担金がそれぞれ減額になったこと、保健事業費については、健診受診結果に伴う

不用額の減額で、歳入歳出それぞれ866万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を5億6,200万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、総務費を410万円減額いたしました。内訳は、総務管理費が380万円、徴収費が30万円の減額となります。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金を43万9,000円増額し、保健事業費については、後期高齢者健康診査負担金を500万円減額いたしました。

歳入につきましては、保険料徴収見込み額の増加により後期高齢者医療保険料を1,199万円増額し、繰入金を1,565万1,000円減額いたしました。繰入金の内訳といたしましては、事務費繰入金749万3,000円、保険基盤安定繰入金815万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

また、諸収入においては、広域連合受託事業収入を500万円減額いたしております。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第56号「平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり、歳入歳出ともに調整を行うものであります。

それでは、補正予算の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ141万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を49億3,599万7,000円とするものであります。内訳といたしまして、歳出では、9ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の総務管理費で、事務的経費を834万8,000円増額し、人件費等を157万7,000円、認定診査会費で事務的経費を130万円減額いたしました。

次に、保険給付費のその他諸費で15万円、特定入所者介護サービス等費を945万円増額し、高額医療合算介護サービス等費を960万円減額いたしました。

次に、地域支援事業費では、介護予防事業費を418万6,000円、包括的支援事業任意事業費を270万1,000円減額いたしました。

歳入でございますが、戻っていただき6ページになろうかと思います。

保険料を660万円増額し、各事業費に応じた負担金や交付金等を見込んで分担金及び負担金を32万7,000円減額し、国庫支出金の国庫負担金を255万5,000円、国庫補助金を580万1,000円増額いたしました。県支出金では、県負担金を1,182万2,000円、県補助金を110万4,000円減額いたしました。

次に、支払基金交付金を2,440万7,000円減額し、繰入金の一般会計繰入金を150万9,000円増額いたしました。

また、財源不足を補うため基金繰入金を1,977万9,000円増額し、繰り入れることといたしました。

以上で介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第57号「平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、汚水処理に伴う施設使用料収入の増額及び供用区域における新規加入負担金の増額と施設管理費の減額によるもので、歳入歳出予算からそれぞれ963万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,031万2,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費で職員給与費23万6,000円を増額し、施設の維持管理に係る需用費390万9,000円、役務費270万円、委託料325万8,000円をそれぞれ減額いたしております。

歳入につきましては、汚水処理に伴う施設使用料収入206万4,000円及び農業集落排水への新規加入に伴う負担金481万円をそれぞれ増額し、これに伴う一般会計繰入金1,600万5,000円及び施設整備に伴う消費税還付金50万円をそれぞれ減額いたしております。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第58号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」

について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり、不用額等の調整を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ1,124万1,000円を減額し、歳入歳出予算を11億3,424万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費の精査に伴い不用額を減額するもので、施設管理費で処理場維持管理委託料及び補助金の接続奨励金等1,037万6,000円、施設整備費の事業推進費で負担金及び交付金2万円、施設整備費で職員手当等の人件費等不用額84万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、有収水量の増加に伴い、施設使用料332万8,000円、雑入1,000円を増額し、分担金及び負担金499万5,000円、一般会計繰入金957万5,000円をそれぞれ減額いたしております。

また、今年度中に平成24年度の西予市浄化センター維持管理業務の契約を行うため債務負担行為を設定いたしております。

以上で公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後0時02分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第59号「平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、経常経費の実績見込みによる減額で、歳入歳出からそれぞれ2,026万1,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を2億8,091万7,000円と定めるものであります。

それでは、7ページをお開き願います。

まず、歳出の総務管理費では、維持管理費である需用費を実績見込みにより419万8,000円減額し、共済費を13万7,000円増額し、

合わせて４０６万１，０００円減額いたしております。

施設整備事業費におきましては、宇和・野村地区において実績見込みにより１，６２０万円を減額するものです。

次に、６ページにお戻りください。

歳入につきましては、実績見込みにより分担金及び繰入金を合わせて２，０２６万１，０００円を減額するものであります。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

続きまして、議案第６０号「平成２３年度西予市上水道事業会計補正予算（第４号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

第２条の収益的収入及び支出につきましては、決算見込みによりまして補正をするものであります。

収益的収入におきまして、給水収益であります水道料金３００万円を減額し、総額を６億２，０４１万１，０００円といたしております。

収益的支出におきましては、修繕費、工事請負費等２５０万円を減額し、総額を６億４３３万１，０００円といたしております。

第３条の資本的支出につきましても、決算見込みによりまして補正するものであります。突発的な大規模な水道施設維持工事がありませんでしたので、委託料、工事請負費等１，６００万円を減額いたしております。

また、水道施設整備のための用地購入費について、用地交渉の難航によりまして２，０００万円を減額し、総額を４億３，５４９万円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補てんする財源につきましては、財産上本文括弧書きのとおりに改めております。

以上で上水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

続きまして、議案第６１号「平成２３年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成２３年度の決算予測に基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支の調整及び新病院の建設事業に係る委託料及びそれに伴う財源の調整をするものであります。

第２条の業務の予定量につきましては、決算予

測に基づき、入院及び外来の患者数を減としており、これに伴いまして、第３条の収益的収入の医業収益で、入院及び外来収益を合わせて７，３３８万６，０００円減額いたしております。

また、医業外収益におきましては、一般会計からの補助金及び負担金を繰り出し基準に基づき調整をいたしております。これらに県補助金１００万１，０００円を合わせまして２，１４３万１，０００円増額し、収益的収入の総額を２９億４，２８６万４，０００円といたしております。

また、収益的支出につきましては、人件費及び経費等の費用を調整し４，１０２万３，０００円を減額することとしております。これにより収益的支出の総額を２９億４，２３２万４，０００円といたしております。

第４条の資本的収入につきましては、新病院建築に伴う出資金として５４１万７，０００円を増額し、宇和病院の地デジ対応工事に係る出資金を２６１万９，０００円減額いたしております。

また、新病院建築に係る財源として企業債を９７０万円減額し、これらにより資本的収入の総額を２億７，９５２万９，０００円といたしております。

また、資本的支出につきましては、宇和病院の地デジ対応工事費及びこれに係る委託料や新病院建築に係る設計監理業務委託料、地デジ調査業務委託料、その他手数料などを合わせまして建設改良費６９０万２，０００円を減額し、資本的支出の総額を４億９，２２２万１，０００円といたしております。

第５条では、新病院建築に係る設計監理業務の継続費の年割り額を補正するものであります。

このほか第６条で、企業債の限度額、第７条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第８条で、他会計からの補助金の額をそれぞれ補正いたしております。

以上で病院事業会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

続きまして、議案第６２号「平成２３年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる収益的収入及び支出を補正するものであります。

収入につきましては、施設運営事業外収益を７

7万3,000円増額し、1,648万5,000円とし、収益的収入の総額を4億4,458万3,000円といたしております。

支出につきましては、施設運営事業費用を77万3,000円増額し、4億2,781万8,000円とし、収益的支出の総額を4億4,458万3,000円とするものであります。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を44万1,000円増額し、3億3,469万7,000円といたしております。

詳細につきましては、4ページの事項別明細書をごらんください。

収入では、他会計補助金として一般会計から77万3,000円を増額し、支出では、給与費を実績により77万3,000円を増額するものであります。

主な内容は、職員の育児休暇に伴う代替嘱託職員の雇用により給与費の給料を463万3,000円減額し、賃金を同額増額するとともに、職員手当及び法定福利費77万3,000円を増額するものであります。

以上で野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好市長。

○三好市長 平成24年度予算及び諸議案の審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

未曾有の東日本大震災から間もなく1年を経過しようとしております。これまで大勢の方々の並々ならぬ努力や支援により復旧・復興は進みつつありますが、今月10日によりやく復興事業の司令塔となる復興庁が設置されるなど、そのスピードの遅さが指摘され、今後の迅速な対応が強く求められております。

東日本大震災に対する本市の対応といたしましては、市民の方々から提供いただきました支援物資や社会福祉協議会を通じ義援金2,690万円、ストーブ燃料用の木質ペレット及び職員16名の派遣による人的支援等、できる限りの支援を

行ってきたところでございます。本市においては、今後起こり得るであろう南海・東南海地震への防災対策について、ハード面の防災はもちろんのこと、人命尊重の減災対策をできる限り取り組む必要があると感じております。

一方、福島第一原子力発電所事故への対応では、昨年度末に事故収束宣言が出されたものの、地域経済の崩壊や健康不安など、被災地の感情とがかけ離れ、国民生活や経済活動全体も将来にわたる深刻な影響を及ぼしているところでもあります。こうした状況に加え、野田改造内閣発足後の社会保障と税の一体改革をめぐる動きに見られる政治の混迷や円高による企業の海外進出の加速化による技術の流出や空洞化への懸念、さらには、国外の政治経済状況の不安定さ等、社会全体が不透明さを増し、今まさに時代の転換期を迎えようとしているように感じます。このような閉塞感に包まれた時代ではありますが、大切なことは、そうした後には必ずや新しい体制や復興・再生があるという時代の流れと可能性を信じて、うちごもりすることなく気持ちを切りかえて一歩前へ進むことであると考えております。

さて、西予市は合併をして8年がたとうとしておりますが、また私の市政も2期目が終わろうとしております。これまで新市としての基礎・基盤を築くまちづくりを行ってまいりました。平成18年に策定しました新しいまちづくりの方向性を示す西予市総合計画により「夢創造・せいよ21」を基本テーマとして、「自然・文化」、「交流・活力」、「協働・自立」をまちづくりのキーワードに、本市ならではの地域特性、資源を結び合わせた交流と活力あふれるまちづくりを進めることによって、子供も高齢者も、住む人も訪れる人も、自然も文化も産業も、夢の持てる町をつくりたいと考え、新たな行政課題に取り組んでまいりました。その具体的実現に向けては、市政2期目の当初に取り入れしました政策提言、マニフェスト2008でございますが、6つの西予市づくりと28の政策として取りまとめ、最重点事業としてその進捗状況につきまして市民の皆さんから評価もいただきながら推進してきたところでございます。

さらに、時代の変化に気づいて常に先手を打つ政策を進めてまいりました。過疎化、高齢化が急速に進展する中で、地域社会機能の低下や地域住

民の生活維持が困難な状況が広がりつつある限界集落対策、少子化により学校の小規模化が進み、教育環境が変化し、学校運営や望ましい教育のあり方の影響が懸念されることに対応する学校再編の推進、市民生活の多様化等によりふえ続けるごみの減量化と資源化の推進、光ファイバー等高度情報技術を活用して市民の健康管理を目指す近未来型の健康管理により、市民の健康と高度情報の融合を図るリライアブルタウン構想の推進、豊富な自然資源を生かし展開される産業活動でもたらされる多種多様なバイオマス資源の有効活用により循環型社会の形成促進や自然環境保全、農林水産業を中心とした地域経済の活性化に取り組むバイオマスタウン構想の構築と、その具体的な取り組みとして木質ペレット製造施設整備、市産材を使った木造住宅建設に対する助成による林業の活性化と森林の健全化の推進、野生鳥獣による農作物への被害拡大への防止対策としての捕獲体制整備とそれに伴う獣肉の有効活用をするための獣肉処理加工施設の整備等々、それぞれの課題に対する時代の要請、方向性を敏感かつ適切にとらえて、素早い解決と実践に移すことが大事であるとの思いでこれまで取り組ませていただきました。これまで議員各位並びに市民の皆様の深いご理解、ご協力をいただき、おかげをもちまして、ある程度必然性、緊急性があるものは実施でき、町から市への転換ができつつあるのではないかと考えております。昨年11月には、合併以来の懸案でありました新庁舎が落成し、名実ともに新しいスタートを切る節目となりました。今後のまちづくりはどうあるべきかを考えるとき、これまでに取り組んできた西予市の基盤づくりに検証を加え、停滞することなくさらなる発展を目指し、一歩前に進める時期に来たのではないかと思いを強くしているところでございます。

そこで、新たな段階を迎えるに当たり、さらに踏み込んだ取り組みが必要であると考えておりますテーマ、挑戦の一端を述べさせていただきます。

1つ目が、減災のまちづくりであります。

本市では、大規模災害発生に備えた地域防災計画の作成、必要物資の備蓄や避難施設の整備、確保、情報伝達網の整備、自主防災組織の育成、津波危険マップやハザードマップの作成等、地域連携意識を活性化させた防災に強いまちづくりを目

指して取り組んでまいりましたが、今回の原子力発電所事故を含めた大震災での教訓や将来高い確率で起こることが予想される東海・東南海・南海地震、さらにはそれぞれ連動して起きる3連動地震による被害想定等を受けて、将来の計画を抜本的に見直し、新たな発想や基準に基づく安全で安心して生活できる基盤づくりや高齢者等災害弱者に配慮したまちづくりが大きな課題となっております。今回の大震災では、過去の災害をもとに将来の災害を予想することへの限界が見え、想定外という言葉が頻繁に使われてまいりましたが、次の想定外は許されず、これからは想定外をも想定してのあらゆる取り組みが求められております。危機発生時において、先例にとらわれず、国、地方とも最大限の対応、準備が必要であることを痛感させられました。

また一方では、災害の発生を完全に食いとめることは困難であり、ある程度の被害発生を想定した上で、事前の対策を検討する必要があるという減災社会の方向性が打ち出されております。今後東日本大震災や過去に幾度となく災害に見舞われた教訓・知識、伊方原発事故の想定等を防災・減災対策に反映できるよう自治体間や関係機関、団体、民間との相互連携、自主防災組織などの市民の組織化や常日ごろからの危機管理体制の構築、関連施設、設備の整備等、地域防災力向上のための具体的な取り組みを強化し、安全を優先したまちづくりを加速させる必要があると考えております。

2つ目は、住民参加の地域づくりであります。

招集のあいさつの中でも触れさせていただきましたが、限界集落問題への取り組みにつきまして、平成21年度から生き活き集落事業を実施し、これまでに5つのモデル地区で事業を展開してまいりました。これらの地域では、集落がみずから考え行動する集落づくり計画を通じた話し合いの中で、地域の課題や魅力を再発見し、その計画を住民の手で実行することにより、地域を支える人材が育ち、地域に対する意識が変わってまいりました。地域への愛情や誇りを取り戻し、心の空洞化や過疎化に対処する気概が高まりつつあるように感じております。

また、今年度から取り組みを始めました地域コミュニティに予算と権限の一部を移譲する地域づくり交付金制度であります。昭和の大合併の

前の地域、つまり従来から深い結びつきのある小学校区単位にもう一回帰って、それぞれの地域が個性豊かな力をつけ、元気を取り戻し、自立する取り組みを進めております。今後この2つの事業を連携させ、地域活性化対策を中心に据えて、支援体制や事業内容を充実させ、市民との協働による新たな西予市の基盤づくりと西予市版地域主権を実現していく必要があると考えております。

3つ目が、産業の再生、育成であります。

本市においては、宇和海に臨む海岸部から四国カルストに至る立地条件を生かし、多種多様な農林水産物の生産が展開されておりますが、高齢化と担い手不足、価格低迷など取り巻く環境は大変厳しさを増しております。

また、2008年のリーマン・ショック後の景気後退が追い打ちをかけ、地域経済は疲弊している状況にあり、今後TPPへの交渉に参加することになれば、さらに大きな打撃を受けることが懸念されているところでありますが、地域の再生には基幹産業である農林水産業の再生と育成が不可欠であることから、一層力を傾注しなければならないと考えております。市内には、地元で生産された農林水産物の販売や加工を行う第三セクター等により運営されている施設が多くありますが、その中で新しい発想を持って順調な経営がなされ、雇用も多く生まれております。こうした成功事例をヒントにしながら、新しい試みに挑戦しなければなりません。その一つとして、漢方薬の原料となるカンゾウ及びミシマサイコの試験栽培や、地球温暖化への対応としてビルの屋上等に設置し、断熱効果を高めるパネルに利用するスナゴケの栽培にも取り組んでおりますが、地域の特徴を生かした時代に即した魅力ある産品を新たな地場産業となるよう育てていくことが急がれております。

一方、社会状況が変化してもなくしてはならないと考える産業の一つに、野村町のシルクがあります。これは、昭和28年のエリザベス2世の戴冠式の折に、世界で最高の絹を使ってドレスをつくるということで、野村町の絹を使ってそのドレスができております。こうした付加価値の高い地場産品をもう一度見直すことから、また新しい視点が出てくるのではないかと感じているところであります。本市の基幹産業である農林水産業が魅力ある職業として選択され、後継者がやりがいの

あるものとなるよう、6次産業化への取り組みを強化する必要があると考えております。

4つ目は、ジオパーク構想の推進による魅力あふれるまちづくりであります。

西予市は、日本列島で最も古い地層の一つとされる黒瀬川構造体を初め、四国カルスト、宇和海リアス式海岸などの自然遺産、さらには文化遺産を豊富に有しております。これらの地域資源を観光や教育・地域活動と有機的に結びつけ、地域の宝として町の活性化に最大限生かす活動、ジオパーク構想に本年度から取り組み、市内ジオパークの資源の調査や市民向けの啓発、学習活動、研究者等による支援体制の構築を進めているところであります。現在、国内には世界ジオパークとして5カ所、日本ジオパークとして15カ所が認定され、合わせて20カ所がジオパークの認定を受けておりますが、西予市では日本ジオパークネットワーク準会員として認定を目指す11地区の一つとして活動を開始しております。今後は西予ジオパークの目指す方向やテーマを明確にして、市民の皆さんの理解や協力を得るとともに、地域に対する誇りや資源の有効活用に対する意識を高め、2年後または3年後の日本ジオパークへの認定を目指した動きを加速させ、地域活性化のエネルギー、いわゆる担い棒として、する必要があると考えております。

5つ目が、再生可能エネルギーへの取り組みであります。

温室効果ガスを抑制し、循環型まちづくりを推進するためにバイオマスタウン構想を策定し、その具体策として、昨年地域森林資源を有効活用した木質ペレット製造施設を整備し、新庁舎、游の里温泉施設、農業用ハウス、市内教育施設等に木質ペレットを使った空調設備、ボイラー、ストーブなどの熱源として利用し、二酸化炭素削減に取り組んでおります。

また、本年度から間伐材等の適切な森林管理による二酸化炭素吸収量をクレジット化し企業等に売買するオフセットクレジットいわゆるJ-VÉR制度の導入に取り組み、環境省によるプロジェクト計画書認証等の手続を進めているところであります。本構想の一環として、県内最大級の畜産地帯である本市の家畜排せつ物を利用し、メタンガスの発生やメタン発酵により電気や堆肥、肥料とするバイオマスからのエネルギーの生産と再利

用に向け新たな検討を進めたいと考えております。この先進事例としては、岩手県の小岩井・雫石町バイオマス発電事業として平成18年から稼働しているものがありますが、当市にはこれらと同規模の畜産農場があり、昨年8月には再生可能エネルギー特別措置法が成立したこと等を踏まえまして、可能性を探り、環境型畜産の実現や農林水産業の活性化、さらに新たな産業の創出につなげたいと考えております。

また、一般家庭における太陽光発電に対する補助金制度の新設等により、再生可能エネルギーを活用した持続可能な循環型社会の構築を市民の皆さんとの協働により推進することが重要であると考えているところでございます。

6つ目が、不易流行の豊かな文化を生かしたまちづくりでございます。

西予市は豊かな自然とともに、先人たちの残したすばらしい歴史・伝統・文化が数多くあります。それを学び、継承し、さらに新しい文化をはぐくんでいくことが、現在に生きる我々の責務であります。このたび東温市にある坊っちゃん劇場で、江戸時代後期、1833年に卯之町で開業し、地域の医療に尽力した二宮敬作に医学を学び、日本人初の蘭方女医となったシーボルトの娘楠本イネの人生を描くミュージカル「幕末ガール」が本年4月から1年間にわたり上演されることになっております。これらを契機として、波乱に富んだ人生の中で、夢を持ち、誇り高く生き抜いたお伊ネさんを全国発信し、そうした誇るべき時代の先駆者を多く輩出する西予市をアピールしていきたいと考えております。

また、ご案内のとおり、偉業をなし遂げた先人も暮らした江戸時代中期から戦前にかけての伝統的な町並みが残る卯之町中町地区が、平成21年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受け、保存と観光をあわせたまちづくりの起点としているところでありますが、今後ジオパーク構想の推進と連携を図りながら、市内に数多く存在する地域の歴史・文化遺産の保存と活用に努めることにより、そこに暮らす市民や訪れた人々が地域の歴史や個性に魅力を感じることができる、文化が息づくまちづくりへと発展させることが必要であると考えております。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、このほかにも喫緊の課題が山積しておりま

す。議員各位並びに市民の皆様のご意見、ご提言をいただきながら早急かつ適切に対応し、誇れる愛着の持てるいい実感のある西予市づくりを目指さなければならないと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、平成24年度予算案の概要についてご説明いたします。

平成24年度予算案は、誇れる愛着の持てる西予市づくりを基本理念とするマニフェスト2008の政策提言を一步前進させ、地域経済への状況や市の財政状況を直視した上で、持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れ、次の3つの基本方針のもとで予算編成をしております。

1つ目は、西予市総合計画を推進する予算として、従来への取り組みに加え、地域防災体制の整備やジオパーク構想の推進、愛媛国体への推進などの新たな課題に対し17の重点項目を定めた施策の推進を図ることとしております。

2つ目は、経済状況に適切に対応する予算として、地域の実態と将来を見据えた効果的かつ効率性のある施策の推進により、地域経済の下支えを切れ目なく行うこととしております。

3つ目は、厳しい財政状況に対応するための改革に踏み込んでいく予算として、平成18年度より取り組んでいる行政評価システムにおける施策枠予算編成の継続的運用を行い、全職員が施策枠予算の考え方と市の財政状況を十分理解し、厳しい調整、選択を行い、健全財政の維持に努めることとしております。

これによりまして、平成24年度各会計予算額は、一般会計231億6,000万円、特別会計140億9,715万1,000円、公営企業会計57億3,567万6,000円、全会計では429億9,282万7,000円となり、一般会計では、前年度比5.5%の13億6,000万円の減額となっております。

以下、一般会計予算の新規事業と主な事業について、款、項の区別を基準とした目的別分類の施策ごとに説明をいたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するための議会だよりの経費やし尿処理場問題等、新市立病院建設、議会改革の各特別委員会に係る経費を計上しております。総額で2億1,449万2,000円としております。

次に、総務費でございますが、情報化の推進で

は、大規模な災害に見舞われたときの被災者の生活再建に向けて必要となる復旧・復興業務を迅速・的確に行うための被災者支援システムデータ連携費を計上しております。

男女共同参画では、男女共同参画推進体制の充実と広報啓発活動を推進するため、男女共同参画啓発事業費を計上しております。

コミュニティーでは、地域に権限と財源を移譲し、地域みずからで地域づくりに取り組むせよ地域づくり交付金事業、財団法人自治総合センターのコミュニティーセンター助成金を受け、自治活動の拠点となる集会所の整備を行うコミュニティーセンター整備事業費を計上しております。

また、生き生き集落づくりの事業により、集落応援隊の設置や集落づくり事業に対し補助を行う限界集落対策事業費を計上しております。

行財政では、市民を初め来庁者の利便性向上を図るため、本庁舎に総合案内職員を継続して配置するための経費を計上しております。

また、行財政の効率化を推進するための行政評価推進事業費、市有財産維持管理事業では、野村地区小学校再編計画によりスクールバス駐車場等として活用する用地購入費を計上しております。

道路・交通網整備では、平成23年度から平成27年度を計画期間とする地域公共交通総合連携計画に基づき、地域住民や来訪者にとって便利で快適な移動手段を確保する新たな生活交通システムの確立を図る地域公共交通確保維持改善事業費を計上しております。総額で24億7,255万3,000円としております。

次に、民生費でございますが、地域福祉では、交通弱者に対して、交通の便を確保し、福祉サービスの向上を図るため、野村・城川生活福祉バスの運行に係る事業費を計上しております。

また、災害時における情報共有により災害に強い地域づくりを進めるための要支援者支援システム管理運営事業費を計上しております。

高齢者福祉では、災害時におけるひとり暮らし等の高齢者に対する迅速かつ適切な支援体制の確立を図る経費、高齢者が生き生きと元気で暮らすよう高齢者の社会参加活動をサポートする各種支援サービス事業費を計上しております。

障害者福祉では、障害者自立支援法に基づき障害者の社会参加を促進し、安心して生活できるまちづくりを推進するため、障害者自立支援給付事

業費、医療費給付事業費、障害者の地域移行・地域生活支援を推進するための地域生活支援事業費、聴覚障害者が安心して生活できる環境づくりとしてのコミュニケーション支援事業費、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童・生徒を対象に、障害者支援施設における専門的な支援による健全育成と障害児を持つ保護者の就労支援等を図るため、放課後等対策事業費を計上しております。

人権対策では、人権意識の高揚・啓発に努めるため、地域や公民館、隣保館等での人権・同和教育講座事業費を計上しております。

子育て支援では、西予市次世代育成支援行動計画・後期計画に基づき、保育所の機能充実や多様化する子育てニーズに対応するため、病児・病後児保育事業費や保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、子供の安全で健やかな居場所の確保と勉強やスポーツ、文化活動等の充実を図るための放課後児童健全育成事業費を計上しております。

また、養育者の子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、就学前の通院費用無料化から小学生の入院医療費までの助成を拡大する乳幼児・児童医療費助成事業費、妊娠中の疾病の早期発見・早期対応等の健康管理が図られ、安心して出産を迎えられる妊婦健診事業費、中学校修了までの子供を対象とした子どものための手当に要する経費を計上しております。総額で63億4,840万5,000円としております。

次に、衛生費でございますが、保健・医療では、健康診断の実施、栄養指導等による生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を推進する健康増進事業費やがん検診等事業費、子宮頸がん・H i b・小児肺炎球菌ワクチンの公費での接種を行う予防接種事業費を計上しております。

また、リライアブルタウン構想の一環として、住民の健康づくりのための運動として推進するノルディックウォーク推進事業費、温泉巡回バス事業費を計上しております。

さらに、新市立病院建設に係る推進事業費、地域医療の医師等確保対策に係る経費繰出金、高齢化、過疎化が進展する地域の医療を確保するための下泊診療所移転事業費を計上しております。

環境・景観保全では、電力の安定供給におけるエネルギー源の多様化の観点から県と連携し、再

生可能エネルギーの導入拡大に取り組む太陽光発電システム設置補助金事業費を計上しております。

廃棄物処理、墓地、火葬場では、環境保全とごみの減量化、再資源化等により循環型社会の構築を図るためのごみの分別収集、処理経費、焼却施設、し尿処理施設の維持管理経費を計上しております。

また、老朽化している西部衛生センターと東部衛生センターを集約して、し尿処理及び浄化槽汚泥をあわせて処理し、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターを整備するための汚泥再生処理施設整備事業費を計上しております。

さらに、ツルやコウノトリ等自然と人との共生により、豊かな生態系の維持と農村空間の構築を目指す田園ロマンの里づくり推進事業費を計上しております。総額で18億5,031万2,000円としております。

次に、労働費でございますが、雇用状況の悪化に対応して創設された緊急雇用創設事業によりスナゴケ、カンゾウの試験栽培等を行う自然資源活用型集落営農活用活性化事業など9事業に従事する臨時職員41名を直接雇用または委託する経費を計上しております。

また、現下の厳しい地域経済、雇用失業情勢等にかんがみ、地域経済の活性化や雇用の維持創出に努めるため雇用創出推進事業費、水産業振興雇用支援対策事業費を計上しております。総額で1億434万7,000円としております。

次に、農林水産業費でございますが、農業の振興では、ため池が決壊した場合の被害の程度、拡大範囲、避難場所や避難経路等を地図上に示すため池ハザードマップを作成する経費、農業用排水路整備等の生産基盤の整備充実、農作業の効率化、省力化を図るための農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費を計上しております。

また、農業を支える人材の確保と農地集積を図るための戸別所得補償経営安定推進事業費、新規就農総合支援事業費を計上しております。

さらに、耕畜連携により飼料の自給率向上を目指すための粗飼料生産組織育成事業費を計上しております。

林業の振興では、林内路網4路線の整備を行う森林蘇生緊急対策事業費、林道3路線の開設事業費、間伐材出荷促進対策事業費、林業技術者の育

成と就労の安定を図るための林業労働者確保対策事業費、地域材の利用拡大を推進するための市産材木造住宅建設促進事業費を計上しております。

また、地域の再生可能エネルギーを利用した低炭素型の地域づくりの取り組みとして、オフセットクレジットの導入事業費、木質ペレットの有効活用を図るため、家庭用ペレットストーブの購入補助を行うバイオマスペレット生産利活用事業費を計上しております。

水産業の振興では、漁業環境の整備保全と地域漁業の振興を図るため、有太刀漁港整備交付金事業費、漁港海岸高潮対策事業費、国道387号俵津バイパスの改良工事負担金等の漁港施設整備費を計上しております。

また、漁業者、漁協の支援を図るため、八幡浜漁業協同組合冷凍冷蔵施設整備事業補助金、宇和海に面する地域が広域で一体となり産官学民が連携して人材育成や環境保全問題の解決と6次産業化の確立に向けたシステムを構築するための宇和海水産構想推進協議会負担金を計上しております。総額で26億703万6,000円としております。

次に、商工費でございますが、商業の振興では、中小企業に対する経営資金融資制度を設け、中小企業の育成振興を図るための預託金事業費及びそれに関連した中小企業振興資金利子補給事業費、商工業振興資金利子補給事業費を計上しております。

工業の振興では、優良企業の誘致を促進し、若者の市外流出の抑制と地元定着を進めるための企業誘致奨励金事業費を計上しております。

消費生活では、悪徳商法による被害が増加する中で、関係者との連携により情報提供、被害者相談、苦情等に対応するため、県が設置する消費者行政活性化基金を活用して消費者生活相談員を増員する消費生活事業費を計上しております。

観光振興では、観光レクリエーション施設の維持充実のための維持管理事業費、乙亥大相撲事業費等の各種イベント助成事業費を計上しております。

また、ジオパーク構想を推進し、日本のジオパークとしての認定を目指して調査研究を行うジオパーク調査研究事業費を計上しております。

雇用・勤労者対策では、起業講座や特産品開発に対する支援、相談、情報提供等により新たな雇

用の創出を図るため、地域内発型産業創出事業費、農林水産物加工品開発事業費、市産品販売促進事業費、グリーン・ブルーツーリズム支援事業費を計上しております。総額で3億9,419万2,000円としております。

次に、土木費でございますが、道路・交通網整備では、広域的な地域間の連携強化、安全等の向上に向けた県営道路事業負担金事業、道整備交付金事業6路線、社会資本整備総合交付金事業1路線、市道市単独道路改良事業費19路線の幹線道路整備費を計上しております。

また、平成19年度に橋梁長寿命化計画策定が義務づけられたことに伴う橋梁長寿命化修繕計画策定事業費、橋梁かけかえ2カ所の整備経費を計上しております。

住宅、宅地の整備では、若者から高齢者まで暮らしやすい定住環境と安全・安心な定住環境づくりため、平成21年度から25年度を計画期間とする地域住宅計画に基づき、市営住宅緑が丘団地の改修事業費を計上しております。

また、急傾斜地等がけ崩れ危険箇所7カ所のがけ崩れ防災対策事業費を計上しております。総額で19億7,568万7,000円となっております。

次に、消防費でございますけれども、消防・防災・救急では、大規模災害発生に備えた必要物資の備蓄、防災倉庫、テント等の整備、避難路、海拔表示板等の整備、自主防災組織の育成強化を図る事業費を計上しております。

また、災害救急に速やかに対応できる体制の整備を図り、住民の生命・財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを築くため、消防団組織の充実を図るとともに、非常備消防ポンプ車1台、積載車5台、小型動力ポンプ車5台、耐久性貯水槽5基の整備に係る事業費を計上しております。

また、消防本部配置の救急自動車の老朽化による高規格救急自動車の1台の更新に係る経費、消防デジタル無線整備に係る設計委託料、野村町の防災行政無線整備に係る設計委託料を計上しております。総額で10億6,956万6,000円となっております。

次に、教育費でございますが、学校教育では、安全で安心して学べる教育環境の整備を図るため、三瓶小学校校舎新築事業費、野村小学校南校舎改築事業費を計上するとともに、西予市小学校

再編計画に基づき、望ましい教育環境の実現を図るため、学校再建推進事業費を計上しております。

また、不登校児童・生徒に対応するための教育相談員設置事業費、障害等のある児童・生徒一人一人の豊かな学校生活を支援するため、小・中学校生活支援員設置事業費を計上しております。

生涯学習では、生涯を通じた教育機会への充実を図るため、公民館講座事業費や公民館維持管理事業費を計上するとともに、放課後に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するための放課後子どもプラン事業費を計上しております。

芸術・文化、文化財では、日本人女性初めての医師となったシーボルトの娘楠本イネと彼女を養育した江戸時代末期の蘭学者・医学者の二宮敬作の文化遺産を継承し、全国発信して西予市の活性化を図るための西予市おイネ賞事業費、偉人伝承活動事業費を計上しております。

また、卯之町の町並み保存地区の重要伝統的建造物群保存地区選定を受け、文化施設の整備を図るための町並み建造物修理・修景補助事業費、古代ロマンの里構想推進事業費、第18回を迎える全国かまぼこ板の絵展覧会事業費を計上しております。

さらに、愛媛県指定無形民俗文化財である朝日文楽の保存・伝承と後継者の育成を図るための朝日文楽会館建設事業費を計上しております。

スポーツ活動では、スポーツ立市構想に基づくスポーツ立市推進計画により、スポーツ団体、クラブ及び指導者の育成を推進するためのスポーツ立市推進計画管理事業費、市内に3団体組織されている総合型地域スポーツクラブの運営を支援する総合スポーツクラブ補助事業費を計上しております。

また、愛媛国体開催時の競技会運営に当たる審判員、記録員を計画的に養成するため、愛媛県国体競技役員等養成事業費、各種スポーツ大会への誘致や開催とスポーツ関係団体と連携を密にして競技力の向上とジュニアスポーツの育成支援を図るための愛媛国体競技種目支援事業費を計上しております。総額で24億393万5,000円としております。

以上、歳出予算の目的別概要でございましたが、続きまして、歳入につきましてご説明をいたします。

まず、市税につきましては、市民税、たばこ税の増額及び固定資産税の評価がえによる減額等を見込み、市税総額では、前年度比777万3,000円、前年度の同期比では0.3%のマイナスでございますが、この減額としております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、平成22年度決算額及び地方財政計画による基準財政収入額の増減率等をもとに見積額を計上しております。

地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方財政計画で対前年度比0.1兆円の増となっていること等を考慮し、2億円、1.7%増でございますが、増額としております。

国庫支出金及び県支出金につきましては、子どものための手当の支給額変更、学校施設整備事業の事業実施年度の変更等によって3億9,222万9,000円、前年度比で10.3%減の減額としております。

市債につきましては、庁舎建設事業の終了、小学校施設耐震化事業の減額により7億1,460万円、前年度比で24.6%減でございますが、減額としております。

なお、合併特例債、過疎債及び辺地債等の財政上有利な起債を活用し必要額を計上しております。

また、統合年度を当初計画より1年延長した三瓶小学校校舎新築事業における継続費の設定及び公有財産の適切な管理及び有効活用を図るため、財産管理システムの再構築を行う公有財産管理評価業務の債務負担行為の設定を行っております。

以上、説明いたしましたけれども、詳細な点につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後1時55分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時10分）

宗財政課長。

○宗財政課長 それでは、予算書に沿いまして新規事業並びに主な事業について補足説明をさせて

いただきます。

歳出につきまして、説明をさせていただきます。

予算書57ページをお開き願います。

2款1項6目オフセットクレジットJ－VER導入事業200万円ですが、温室効果ガス吸収プロジェクト計画書と第三者機関による妥当性確認の審査に時間を要したため、平成23年度予算に計上しておりました測量等のモニタリング作業及びモニタリング報告書の第三者機関検証経費を減額し、平成24年度に改めて計上しております。

61ページをお開き願います。

2款1項10目19節防犯灯設置補助金60万6,000円ですが、省電力化を推進するため、蛍光灯に加え、LED電球による防犯灯の設置、更新を新たに補助対象とし、事業費の2分の1、新設の場合1万5,000円、既存電柱更新の場合8,000円を限度に補助を行うものであります。

82ページをお開き願います。

2款8項1目コミュニティーセンター整備事業1,325万5,000円ですが、財団法人自治総合センターのコミュニティーセンター助成金を受けて、城川町遊子谷の南平集会所、木造平家建て59.5平米の整備に係る経費を計上しております。

83ページ、2款8項1目19節せいの地域づくり交付金8,500万円ですが、平成23年度より取り組みを始めた地域コミュニティーに予算と権限の一部を移し、自主・自立の地域づくりを推進するための交付金を7,500万円から1,000万円増額し拡充を図るものでございます。

3目地域公共交通確保・維持改善事業1,183万9,000円ですが、平成23年12月に運行を開始した野村町惣川地区の生活交通バス、ダイヤモンドタクシーの運行経費及び平成24年度に運行開始を目指す城川町遊子川地区のダイヤモンドタクシー運行に係る経費を計上するものであります。

100ページをお開き願います。

3款2項1目乳幼児・児童医療費助成事業7,526万6,000円ですが、少子化対策や子育て環境整備の一環として、従来のゼロ歳か

ら就学前までの乳幼児医療費の助成費を拡大しまして、平成24年度から小学生の入院医療費の助成を新たに計上しております。

110ページをお開き願います。

4款1項1目下泊診療所移転事業1, 147万5, 000円ではありますが、下泊診療所が老朽化したことから、地域医療の確保のため、平成22年3月に閉校となりました下泊小学校校舎1階部分を改修し、有効活用を図るものであります。平成24年12月1日の診療開始を目指す計画としております。

112ページをお開き願います。

4款1項2目予防接種事業1億2, 283万円ではありますが、予防接種法に基づき、日本脳炎、インフルエンザ等の疾病の発生及び蔓延を防止するため実施するもので、そのうち子宮頸がんワクチンは中学1年生、Hib・小児用肺炎球菌ワクチンは生後2カ月から7カ月未満を新規対象とするとともに、平成23年度に1回以上接種している残接種者を対象に公費負担で実施することとしております。

同目ノルディックウォーク推進事業62万6, 000円ではありますが、地域保健医療システム構築事業の一環として取り組んでまいりましたノルディックウォーキングを多くの方がその効果や楽しさを理解いただけるよう大会や教室を開催し、愛媛におけるメッカとなるよう推進するものでございます。

114ページをお開き願います。

4款1項4目住宅用太陽光発電システム設置補助金事業960万円ではありますが、再生可能な新エネルギーを利用したまちづくりを進めるため、市民が市内に住宅用太陽光発電システムを設置した場合、1キロワット当たり4万8, 000円、1戸当たり4キロワットまで19万2, 000円を上限に補助金を新たに交付するもので、今回50件分を計上しております。

119ページをお開き願います。

4款2項2目資源ごみ処理委託事業1, 232万7, 000円ではありますが、家庭から出たごみのうち、平成24年度より新たに古着、古布類の分別収集を月1回程度行い、ごみの減量化、再資源化による経費削減と二酸化炭素排出削減を図ることとしております。

121ページをお開き願います。

4款2項3目汚泥再生処理施設整備事業1, 814万4, 000円ではありますが、老朽化した西部衛生センター及び東部衛生センター機能を1カ所に集約し、環境保全、資源化機能を備えたし尿及び浄化槽汚泥等の汚泥再生処理施設整備に伴う生活環境影響調査業務委託経費及び用地買収に伴う不動産鑑定業務委託経費を計上するものであります。

136ページをお開き願います。

6款1項5目ため池等農地災害危機管理対策事業2, 220万円ではありますが、ため池が決壊した場合に予測される災害の発生地点、被害の範囲、程度、避難経路、避難場所等の情報を示すため池ハザードマップ作成に係る経費を計上するものであります。貯水量が1, 000立米を超え、堤高10メートル以上、被害想定戸数5戸以上の18カ所のため池ハザードマップを作成する計画としております。

143ページをお開き願います。

6款2項2目森林蘇生緊急対策事業2億円ではありますが、林内専用道4路線、内訳としまして宇和町の日の地線、野村町のセバ谷蔭ノ地線、小松大野ヶ原線、城川町の雨包支線、総延長で4, 000メートルの整備を行うものであります。

151ページをお開き願います。

6款3項4目有太刀漁港整備交付金事業1億4, 110万円ではありますが、三瓶町蔵貫浦地区において、平成22年度から26年度にかけて、東防波堤延長90メートルの整備を行うものであります。平成24年度におきましては、地盤改良工事、基礎工事を予定しております。

154ページをお開き願います。

7款1項2目合宿誘致事業50万円ではありますが、交流人口の拡大、地域活性化及び商業の振興を図ることを目的に、市外のスポーツ・文化活動団体が、市内の宿泊施設を利用し、合宿等を行う場合に補助金を交付するものであります。1回の合宿等における延べ宿泊数が40泊以上の場合、1泊当たり1, 000円、1回の合宿で20万円を限度に補助することとしております。

155ページ、7款1項4目ジオパーク調査研究事業500万円ではありますが、2年後または3年後における日本ジオパーク認定に向けての動きを加速するため、推進協議会の設置、ジオ講座の開催及び説明板設置等に係る経費を計上しており

ます。

165ページをお開き願います。

8款2項3目道路新設改良費、目合計が6億921万8,000円ありますが、明浜町では大早津東水源線開設、西川線改良の2路線、宇和町では岩城地区101号線、旧町地区59号線、1級路線3号線、岩城地区149号線、岩城地区209号線、旧町地区223号線、1級路線8号線、中川地区137号線の各改良8路線、野村町では荷刺大西鎌田西線、溪筋田之筋線、馬地惣財久線、中筋大洲線、深山線、四郎谷蔭付下旭線の各改良及びのり面防災の7路線、城川町では蔭ノ地杉之瀬線、川向中津川線、程野線、成下組線、今田線、平岩柳沢線の各改良6路線、三瓶町では和泉1号線、蔵貫6号線、蔵貫浦7号線、嶋山1号線の各改良4路線の整備を行うものであります。

173ページをお開き願います。

9款1項1目消防無線設備整備事業1,556万5,000円ありますが、電波法関係審査基準改正により平成28年5月31日までに消防無線のデジタル化が必要なことから、西予市消防・救急無線デジタル化の実施設計業務委託料を計上するもので、平成25年度、26年度で施設整備を行う計画であります。

178ページをお開き願います。

9款1項3目常備消防施設整備事業3,495万8,000円ありますが、消防本部配置の救急車の老朽化による高規格救急車への更新を行うものでございます。

同目消防団装備整備事業5,892万円ですが、消防・防災体制の整備充実を図るため、老朽化した三瓶町谷道分団第2部のポンプ車1台、宇和町中川分団第3部、岩城分団第2部、宇和分団第6部、田之筋分団第3部の積載車計4台、野村町惣川分団の第3部のポンプつき計積載車1台、明浜町高山分団第3部、野村町田之筋分団第4部、予子林分団第1部、城川町魚成分団第2部、魚成分団第6部の小型動力ポンプ計5台の更新を行うものであります。

4目災害用備蓄物資整備事業441万7,000円ありますが、大規模災害に備え、アルファ化米と保存用パン計2,600食分、毛布800枚等の購入費であります。平成24年度から28年度までの5年間で、住民の1割に当たる約4,

400人分の災害用備蓄物資を整備する計画であります。

179ページ、同目災害用資機材施設整備事業4,232万8,000円ありますが、明浜・三瓶の津波一時避難場所8カ所の防災倉庫及び防災テント、三瓶町の津波一時避難場所4カ所の簡易トイレの整備、また避難路整備に係る経費を計上するものであります。

同目防災対策啓発活動事業505万円ですが、平成23年度に整備した高山地区を除く全海岸地区16地区に海拔表示板を設置するための委託料でございます。

同目19節自主防災組織活動育成補助金801万8,000円ありますが、自主防災組織の育成・強化を図るために、自主防災組織が行う防災施設防災資機材の整備、防災訓練、講習会の実施等に対する自主防災組織活動育成補助金及び自主防災組織未結成地区に対する自主防災組織結成支援補助金を計上するものであります。

190ページをお開き願います。

10款2項3目三瓶小学校校舎新築事業2億4,282万円ですが、平成26年4月の統合に向け、平成24年度及び25年度の2年間で新校舎の整備を行うもので、継続費を設定し、平成24年度は、工事費及び工事管理委託料の前払い金を計上するものでございます。

208ページをお開き願います。

10款6項1目西予市おイネ賞事業200万円ですが、日本最初の女医楠本イネを輩出した町として、西予市の魅力を全国発信する取り組みとして、医師を目指す女性の医学生及び現在活躍している女性医師を対象として、楠本イネへの思いと女性医師としての夢をテーマとした懸賞作文を募集し、受賞者に対して奨励研究費を授与する経費を計上するものであります。

212ページをお開き願います。

10款6項3目朝日文楽会館建設事業525万6,000円ですが、昭和52年建設で老朽化した三瓶町の朝日文楽会館改築に係る設計委託料を計上するものであります。

225ページをお開き願います。

10款7項5目愛媛国体競技役員等養成事業341万5,000円ですが、2017年開催予定の愛媛国体において、西予市が会場となる成年女子ソフトボール及び相撲の審判等競技役員

の養成に係る経費を計上するものであります。ソフトボール公認審判員３０名、公式記録員２０名、相撲公認審判員２８名程度の養成を計画しております。

次に、歳入でございますが、予算書は返りまして１５ページをお開き願います。

１款１項１目個人住民税１０億９，５０３万４，０００円でございますが、年少扶養控除廃止に伴う個人住民税の増額等を見込み、対前年度比１，６６３万５，０００円の増額としております。

２項１目固定資産税１４億１，４３１万６，０００円でございますが、評価がえによる影響額等を考慮し、対前年度比７，４７７万８，０００円の減額を見込んでおります。

１６ページをお開き願います。

１款４項１目市町村たばこ税の２億１，１３１万１，０００円でございますが、平成２３年度実績見込みにより４，８９１万５，０００円の増額としております。

１８ページをお開き願います。

８款１項１目地方特例交付金１，２１０万２，０００円でございますが、地方財政計画における収入見込み額をもとに６，３９７万４，０００円の減額としております。

２６ページをお開き願います。

１３款２項７目１節学校建設費国庫補助金４，７５８万８，０００円でございますが、これは三瓶小学校改築に係る国庫補助金であります。

３１ページをお開き願います。

１４款２項５目３節漁港整備交付金９，３３８万円でございますが、これは有太刀漁港整備事業に係る県補助金を計上しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第６４号「平成２４年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ２，１２５万５，０００円としております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で、人件費等１，１４５万５，０００円、事業費で賃金等９８０万円であります。

歳入では、手袋加工賃収入等の施設授産場事業収入７８５万円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の１，３３２万２，０００円を予定しております。

以上で授産場特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第６５号「平成２４年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ６８６万９，０００円としております。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改修資金に借り入れている公債費の元金６２１万７，０００円と利子５７万９，０００円でございます。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付金元利収入３８０万８，０００円及び借換債３００万円を計上いたしております。

以上で住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の説明を終わります。

以上、２議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第６６号「平成２４年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、予算書２７ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ９，７４９万９，０００円としております。

歳出では、奨学資金貸付金で新規貸付予定者４３名、継続貸付者５３名、計９６名分及び運営に係る経費３，７６０万６，０００円、予備費５，９８９万３，０００円を計上いたしました。

歳入では、償還金等４，６６５万４，０００円及び前年度繰越金５，０８４万５，０００円を計上し運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第67号「平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と10の診療所勘定予算で構成をされております。

まず、事業勘定予算から説明申し上げます。

平成24年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況であることを踏まえ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成をいたしました。今後とも保険給付費の増加及び税収の落ち込みが見込まれ、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されることから、今年度は財源不足分として一般会計からの繰入金を計上いたしました。24年度中に医療費の動向等詳細についての分析を行い、国保税の適正賦課について検討をいたします。

それでは、41ページをお開きください。

歳出の主なものでは、1款総務費9,683万6,000円、2款保険給付費40億6,692万7,000円、3款後期高齢者支援金等6億7,135万1,000円、4款前期高齢者納付金等75万8,000円、6款介護納付金3億1,232万6,000円、7款共同事業拠出金7億2,472万4,000円、8款保健事業費5,205万8,000円、11款諸支出金1,002万4,000円、12款予備費500万円を計上いたしました。

続いて、39ページに返っていただきたいと思います。

歳入の主なものにつきましては、1款国民健康保険税9億5,973万3,000円、4款国庫支出金14億4,993万9,000円、5款県支出金2億9,391万1,000円、6款療養給付費等交付金4億6,500万1,000円、7款前期高齢者交付金15億7,546万円、8款共同事業交付金7億1,265万4,000円、10款繰入金4億6,934万6,000円、12款諸収入1,324万5,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ59億4,005万9,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し

上げます。

各診療所の患者数は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなっており、年々厳しい経営を余儀なくされていますが、経費節減、経営改善に積極的に努め、今後とも地域になくてはならない診療所づくりを目指す所存であります。

なお、来年度から俵津診療所の医科については廃止することから、施設の一部を民間に貸与し、医療サービスを行っていただくこととしております。

明浜町の各診療所勘定歳入歳出総額及び診療収入の占める割合並びに一般会計繰入金は、43ページ、44ページの俵津診療所が789万5,000円、診療収入は712万1,000円、診療収入が占める割合は90%、一般会計繰入金は1,000円の頭出しのみであります。

次に、45ページ、46ページをお開きいただきたいと思います。

狩江診療所は6,687万3,000円で、診療収入は4,333万5,000円、割合は65%、一般会計繰入金は1,752万7,000円であります。

次に、47ページ、48ページをお開きください。

高山診療所は9,951万9,000円で、診療収入は3,390万7,000円、割合は34%、一般会計繰入金は119ページになりますけれども、5,537万6,000円であります。

次に、49、50ページをお開きください。

田之浜診療所は1,632万1,000円で、診療収入は1,594万7,000円、割合は98%、一般会計繰入金は1,000円の頭出しのみであります。

野村町の診療所勘定予算総額は51ページ、52ページの惣川診療所が1,309万5,000円で、診療収入は782万4,000円、割合は60%、一般会計からの繰入金は369万4,000円であります。

城川町の各診療所勘定予算総額は、53、54ページをお開きいただきたいと思います。土居診療所が1億3,125万6,000円で、診療収入は9,550万4,000円、割合は73%、一般会計繰入金は148ページになります。

が、1, 795万3, 000円であります。

次に、55、56ページの杉之瀬出張診療所が815万9, 000円で、診療収入は806万5, 000円、割合は99%。

次に、57、58ページでございますが、遊子川出張診療所が439万9, 000円、診療収入は368万5, 000円、割合は84%で、いずれも一般会計からの繰入金はありません。

次に、三瓶町の各診療所勘定予算総額は、59ページ、60ページをお開きいただきたいと思います。

まず、二及診療所が7, 899万5, 000円で、診療収入は5, 182万8, 000円、割合は66%。

次に、61、62ページをお開きください。

周木診療所が4, 508万円で、診療収入は4, 314万5, 000円、割合は96%で、いずれも繰入金はありません。

なお、本予算案につきましては、2月22日に開催しました国保運営協議会におきまして慎重なご協議をいただき、本日ご提案申し上げる次第でございます。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第68号「平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、ことしの4月で5年目を迎えますが、社会保障と税の一体改革において、高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者も現役世代と同じ制度に加入する方向で見直しが検討されているところでございます。

それでは、197ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億1, 600万円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、199ページをお開きください。

1款総務費は3, 224万4, 000円で、その内訳としては、総務管理費が3, 030万7, 000円、徴収費が193万7, 000円となります。総務管理費につきましては、職員給与費、窓口業務等に係る庶務事業経費で、徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収業務に係る経費を計上いたしました。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金を5億6, 798万1, 000円計上いたしました。これは愛媛県後期高齢者医療広域連合関係市町負担金規則により定められた関係市町の広域連合会への負担金で、その内容については、西予市が徴収した後期高齢者医療保険料負担金、また低所得者の方の保険料軽減分に対する保険基盤安定負担金並びに愛媛県後期高齢者医療広域連合の運営経費に対する事務費負担金などとなります。

次に、3款保健事業費として、後期高齢者を対象に実施する健康診査事業の経費を1, 506万5, 000円計上いたしました。

次に、4款諸支出金として、後期高齢者医療保険料の過年度分に対する還付金を30万1, 000円計上いたしました。

また、5款予備費で40万9, 000円を計上いたしました。

198ページに戻っていただきたいと思います。

歳入につきましては、主なものとして、1款後期高齢者医療保険料として3億4, 497万1, 000円を計上いたしました。これは被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料で、内訳として特別徴収保険料が2億5, 975万3, 000円、普通徴収保険料が8, 521万8, 000円となります。

次に、3款繰入金として2億5, 633万6, 000円計上いたしました。これは一般会計からの繰入金で、内訳としては事務費繰入金が5, 740万4, 000円、保険基盤安定繰入金が1億9, 893万2, 000円であります。

また、5款諸収入として1, 469万円を計上いたしました。主なものは、過年度保険料の還付金が30万1, 000円、後期高齢者の健康診査事業実施に伴う広域連合からの受託事業収入が1, 438万4, 000円となります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第69号「平成24年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、主に要介護状態または要支援状態の者に対し必要な保険給付を行うことと要介護、要支援状態になることを予防するための事業等に関する予算の計上となっております。

それでは、215ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,977万2,000円と定めるものであります。

218ページをお開きください。

内訳といたしまして、歳出の主なものは、総務費の総務管理費で6,554万2,000円、賦課徴収費196万7,000円、介護認定審査会費4,154万3,000円、保険給付費の介護サービス等諸費で41億9,436万円、介護予防サービス等諸費2億9,712万円、その他諸費537万6,000円、高額介護サービス等費1億560万円、高額医療合算介護サービス等費2,520万円、特定入所者介護サービス等費2億2,320万円、地域支援事業費の介護予防事業費で1,602万9,000円、包括的支援事業任意事業費7,913万1,000円であります。

次に、216ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入の主なものは、65歳以上の方に納付していただく保険料の介護保険料で7億8,069万5,000円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者の負担金で512万4,000円、国庫支出金の国庫負担金で8億5,413万2,000円、国庫補助金4億7,981万7,000円、県支出金の県負担金で7億2,239万8,000円、県補助金1,285万9,000円、財政安定化基金支出金2,421万5,000円、支払基金交付金で14億5,957万3,000円、繰入金の一般会計繰入金で7億4,935万3,000円、基金繰入金140万円を予定しております。

以上で介護保険会計予算の説明を終わります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第70号「平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年度の西予市農業集落排水事業における主な事業としましては、汚水処理を実施しております10処理区の施設維持管理業務と多田・明間処理区を除く8処理区の機能診断業務及び公債費の元利償還であります。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、予算書269ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ4億4,870万円と定めるものでございます。

277ページをお開きください。

歳出につきましては、事業費の施設管理費で1億5,668万円計上しておりますが、これは汚水処理施設の維持管理及び機械機器保守点検に係る経費、施設の修繕に係る経費及び施設の機能診断調査に係る経費並びにこれらに関連する事務費、人件費等を計上しております。

次に、公債費であります。今までに建設された施設整備に対する元利償還金で2億9,202万円を計上しております。

275ページに戻りまして、歳入の主なものにつきましては、事業収入で汚水処理に伴う施設使用料8,090万円、分担金及び負担金で170万円、これは供用地区における新規加入者の負担金であります。

次に、農業集落排水事業の機能診断調査に係る県補助金として1,600万円、施設の維持管理、市債の元利償還に係る一般会計繰入金3億4,900万円、前年度からの繰越金110万円を計上しております。

以上で農業集落排水特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第71号「平成24年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の公共下水道事業につきましては、平成16年度末より供用を開始している野村処理区では、平成11年度から平成18年度末に供用を開始している宇和处理区では、平成12年度からそれぞれ事業に着手しております。

平成24年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約2,800メートルの管路整備工事と浄化センターの土木水処理設備、電気設備工事等を、野村処理区では、浄化センターの土木水処理設備、電気設備工事をそれぞれ予定しております。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、予算書287ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ11億2,845万円と定めるものであります。

289ページをお開きください。

歳出では、事業費の施設管理費で7,070万円計上いたしておりますが、これは主に野村・宇和両処理区の維持管理費用と公共下水道接続奨励金に係る経費等を計上しております。

次に、施設整備では7億4,025万円を計上しております。これは宇和処理区における公共下水道事業の推進及び普及促進に要する経費、野村・宇和両処理区の施設整備に係る委託料、工事請負費及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金で3億1,750万円を計上しております。

288ページに戻りますが、歳入につきましては、事業収入で施設使用料6,205万円、事業費分担金1,500万円、国庫補助金3億1,295万円、市債の元利償還金及び施設整備等として一般会計繰入金4億3,051万円、前年度繰越金35万円、消費税還付金等の諸収入609万円、市債3億150万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上で公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第72号「平成24年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書249ページをお開きください。

平成24年度予算の主なものは、各施設の維持管理費及び施設の整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,695万5,000円と定めるものであります。

258ページをお開きください。

歳出の主なものとして、事業費の総務管理費においては、職員等の人件費と関係する事務費を初め、需用費においては光熱水費、修繕料、その他施設管理や電算関係の委託料など合わせて1億4,362万1,000円を計上しております。

次に、施設整備事業費ですが、工事請負費では施設整備に係る市単独工事分4,216万7,000円のほか、委託料保証金を合わせまして230万円を計上しております。

次に、公債費は、元利合計として8,731万7,000円を計上いたしております。

次に、歳入ですが、255ページをお開きください。

主なものとしまして、給水収入1億3,120万4,000円、繰入金では人件費分など一般会計繰入金7,755万3,000円と基金繰入金1,449万1,000円、合わせて9,204万4,000円を計上いたしております。

また、地方債でございますが、補償金免除繰上償還に伴う借換債について、限度額を2,370万円と定めるものでございます。

以上で簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。

議案第73号「平成24年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の説明の前に、本年度の水道事業につきまして概要をご説明いたします。

西予市の水道事業は、合併前に設置された4つの上水道と40の簡易水道、さらには給水人口100人以下の給水施設73、専用水道1を合わせて118の事業から構成されております。現在本市における水道施設は、拡張から更新へと維持管理の時代になり、経年老朽化施設の計画的更新、地震対策の推進、多様化、高度化する水道使用者のニーズへの的確な対応などさまざまな課題に直面しております。これらの課題に対向すべく、西予市水道ビジョンを基調としつつ、安全・安心で快適な水道水の安定的な供給のさらゆる充実を目指すこととしております。

それでは、公営企業会計予算書1ページをお開きください。

まず、第2条、業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数は、前年度計画から31戸増加いたしまして1万2,881戸を予定しております。また、西予市全体における年間総給水量を402万4,718立方メートル、1日平均給水量を1万1,027立方メートルと予定しております。

主要な建設改良事業としましては、宇和上水道

事業における公共下水道事業に伴う配水管布設がえ工事7,500万円、野村上水道事業における貝吹・予子林方面計装設備設置工事2,900万円をそれぞれ予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収益的収入におきましては、水道事業収益の総額を6億660万8,000円と定め、営業活動に基づく給水収益の5億7,753万9,000円を含む営業収益として5億8,403万円、営業外収益として2,254万4,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、水道事業費用の総額を5億8,187万9,000円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として5億3,596万7,000円、企業債償還利息等の営業外費用として4,583万8,000円を計上しております。

次に、2ページ、第4条、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入におきましては、総額を1億732万1,000円と定め、内訳は工事負担金1,983万8,000円、消火栓設置に対する一般会計負担金150万円、企業債7,350万円、企業債元金償還金に対する一般会計補助金1,248万3,000円を計上しております。

支出におきましては、総額を5億8,794万5,000円と定め、内訳は建設改良費3億8,780万円、企業債償還金1億9,414万5,000円、一般会計からの借入金の償還金である長期借入金償還金600万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8,062万4,000円を補てんする財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条では、補償金免除繰上償還に伴う上水道事業借換債について、第6条では、一時借入金の限度額を2億4,000万円と定めております。第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決の経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億2,902万1,000円、公債費8万円と定めるものであります。

また、第9条では、一般会計から受ける補助金

として1,521万4,000円を定め、次の第10条では、棚卸資産購入限度額を1,740万円に定めるものであります。

以上で上水道事業会計予算の説明を終わります。

議案第74号「平成24年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

同じく公営企業会計予算書115ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量からご説明申し上げます。

病床数は、一般病床210床、療養病床52床、感染症病床2床の合計264床で変更はありません。

年間患者数は、わずかながら年々減少傾向にありますが、本年度は入院7万3,365人、外来10万450人で、1日平均患者数を両病院合わせまして入院201人、外来410人を見込んでおります。

主要な建設改良事業としましては、新病院建築費8億711万1,000円、医療機器備品購入費1億1,189万4,000円、施設整備事業費5,168万4,000円を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額がありますが、収入では事業収益30億1,409万9,000円を予定しています。その主な内訳は、第1項の医業収益で外来・入院の診療収入や検診収入などで28億2,660万8,000円、第2項の医業外収益では、企業債償還利息や救急医療など不採算部門に対しての一般会計負担金など1億8,736万1,000円であります。

支出では、事業費用として30億1,292万4,000円を予定しておりますが、その主な内訳は、職員の人件費や事務費、材料費、経費等の医業費用が29億1,010万2,000円、企業債の利息支払いなど医業外費用が1億110万2,000円であります。

次に、第4条、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

116ページをお開きください。

新市立病院建設事業につきましては、昨年造成工事に着手し、設計業務におきましては、基本設

計が完成し、今後は実施設計の作業を進めてまいります。平成24年度は病院本体の工事に着手する計画としております。また、医師確保、病院スタッフの教育などにも積極的に取り組んでまいります。

それでは、予算の内容であります。収入で資本的収入として9億1,775万8,000円を計上いたしております。内訳として、第1項出資金1億103万2,000円は、企業債の元金償還及び新病院建設費に係る一般会計出資金であります。

第2項企業債7億6,980万円は、医療機器整備及び新病院建設に伴う企業債を借り入れするものであります。

第4項補助金4,692万6,000円は、新病院建設に伴う国庫補助金及び県補助金であります。

次に、支出で資本的支出として10億6,752万円を計上いたしております。内訳として、建設改良費9億7,068万9,000円と企業債償還金9,683万1,000円であります。

建設改良費の主なものにつきまして、予算書137ページの事項別明細書でご説明いたします。

1目施設整備事業費では、野村病院の吸収式冷温水発生機取りかえ工事3,129万円、高圧ケーブル・気中開閉器取りかえ工事472万5,000円などこの他の工事を合わせまして5,168万4,000円を予定いたしております。

2目固定資産購入費、野村病院では一般撮影装置など、宇和病院では透析用監視装置など、医療機器及び備品購入費を合わせて1億1,189万4,000円を予定いたしております。

次に、3目新病院建築費で8億711万1,000円、主に職員2名の人件費のほか、新病院建設工事費等であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,976万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金ほかで補てんするものであります。

第5条、継続費につきましては、新病院建設に伴う本体工事費に係る平成25年度までの年割り額でございます。

第6条、企業債につきましては、限度額を医療機器等整備事業4,740万円、新病院建設7億2,240万円と定めるものです。

第7条は、一時借入金の限度額を3億5,000万円と定め、第8条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合、さらには、第9条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費18億7,450万円、公債費250万円と定めるものです。

また、第10条では、一般会計からの補助金を研究・研修費ほか1,756万6,000円とし、第11条、棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定めるものであります。

以上で病院事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第75号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

203ページをお願いいたします。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、老人の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練、必要な医療等を提供し、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指してサービスの提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、まず第2条、業務の予定量についてご説明いたします。

入所定員80人、1日当たりの通所者定員25人、療養者数は年間3万5,387人と見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入・支出それぞれ4億4,896万円を予定するものであります。

収入では、施設運営事業収益が4億2,774万4,000円で、その主なものは、施設介護給付費収益3億4,008万5,000円であります。

また、施設運営事業外収益では、一般会計からの企業債支払い利息等に対する補助金等2,121万6,000円を計上いたしております。

支出では、施設運営事業費用が4億3,309万1,000円で、その主なものは、給与費3億4,068万5,000円であります。

施設運営事業外費用では、企業債支払い利息等1,586万9,000円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出のみで3,644万8,000円を計上いたしております。その主なものは、企

業債元金償還金3,379万8,000円と給食栄養管理システム購入費等265万円であります。

なお、資本的支出額に対する財源につきましては、全額過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

また、第5条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費3億3,946万7,000円、公債費1万円と定め、第8条では、他会計からの補助金の目的と総額を2,070万8,000円と定め、第9条では、棚卸資産購入限度額を500万円に定めるものでございます。

以上で野村介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

3月5日は午前9時より質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時26分

平成24年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年3月5日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成24年3月5日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成24年3月5日
 午前9時28分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 欠 員
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章

教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第 1 号 白水観音水トウファ保全給
 水設備維持管理事業基金条
 例制定について
 議案第 2 号 西予市水道事業の剰余金の
 処分等に関する条例制定に
 ついて
 議案第 3 号 西予市病院事業の剰余金の
 処分等に関する条例制定に
 ついて
 議案第 4 号 西予市野村介護老人保健施
 設事業の剰余金の処分等
 に関する条例制定について
 議案第 5 号 外国人登録法の廃止に伴う
 関係条例の整理に関する条
 例制定について
 議案第 6 号 西予市監査委員条例の一部
 を改正する条例制定につい
 て
 議案第 7 号 西予市税条例の一部を改正
 する条例制定について
 議案第 8 号 西予市教職員宿舍条例の一
 部を改正する条例制定につ
 いて
 議案第 9 号 西予市公民館条例の一部を
 改正する条例制定について

議案第 1 0 号	西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について	の指定管理者の指定について
議案第 1 1 号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 6 号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
議案第 1 2 号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 7 号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
議案第 1 3 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 8 号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
議案第 1 4 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	議案第 2 9 号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
議案第 1 5 号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 0 号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について
議案第 1 6 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 1 号 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について
議案第 1 7 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 2 号 西予市物産会館の指定管理者の指定について
議案第 1 8 号	西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 3 号 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について
議案第 1 9 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 4 号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について
議案第 2 0 号	西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について	議案第 3 5 号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
議案第 2 1 号	西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について	議案第 3 6 号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について
議案第 2 2 号	西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について	議案第 3 7 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について
議案第 2 3 号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	議案第 3 8 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について
議案第 2 4 号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	議案第 3 9 号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について
議案第 2 5 号	西予市游の里健康センター	議案第 4 0 号 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について
		議案第 4 1 号 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について
		議案第 4 2 号 西予市城川農産物加工セン

ターの指定管理者の指定について

議案第43号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について

議案第44号 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について

議案第45号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第46号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

議案第47号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

議案第48号 市道路線の廃止について

議案第49号 市道路線の認定について

議案第50号 西予市営土地改良事業の施行について

議案第51号 平成23年度西予市一般会計補正予算（第5号）

議案第52号 平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）

議案第53号 平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

議案第54号 平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第55号 平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第56号 平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第57号 平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第58号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第59号 平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）

議案第61号 平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）

議案第62号 平成23年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成24年度西予市一般会計予算

議案第64号 平成24年度西予市授産場特別会計予算

議案第65号 平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第66号 平成24年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算

議案第67号 平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算

議案第68号 平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計予算

議案第69号 平成24年度西予市介護保険特別会計予算

議案第70号 平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計予算

議案第71号 平成24年度西予市公共下水道事業特別会計予算

議案第72号 平成24年度西予市簡易水道事業特別会計予算

議案第73号 平成24年度西予市上水道事業会計予算

議案第74号 平成24年度西予市病院事業会計予算

議案第75号 平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

2 意見書第3号 障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書

意見書第6号 受診時定額負担導入に反対する意見書

意見書第7号 子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金条例制定について
- 議案第 2 号 西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 議案第 3 号 西予市病院事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 議案第 4 号 西予市野村介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例制定について
- 議案第 5 号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 6 号 西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 16 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 25 号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第 28 号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について
- 議案第 29 号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について
- 議案第 32 号 西予市物産会館の指定管理

	者の指定について		特別会計補正予算（第2号）
議案第33号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について	議案第53号	平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第34号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	議案第54号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第35号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	議案第55号	平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第36号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	議案第56号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第37号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	議案第57号	平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第38号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	議案第58号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第39号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	議案第59号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第40号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	議案第60号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）
議案第41号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第61号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）
議案第42号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第62号	平成23年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
議案第43号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	議案第63号	平成24年度西予市一般会計予算
議案第44号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第64号	平成24年度西予市授産場特別会計予算
議案第45号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	議案第65号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第46号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	議案第66号	平成24年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第47号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	議案第67号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第48号	市道路線の廃止について	議案第68号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第49号	市道路線の認定について	議案第69号	平成24年度西予市介護保
議案第50号	西予市営土地改良事業の施行について		
議案第51号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第5号）		
議案第52号	平成23年度西予市授産場		

- 除特別会計予算
- 議案第 70 号 平成 24 年度西予市農業集
落排水事業特別会計予算
- 議案第 71 号 平成 24 年度西予市公共下
水道事業特別会計予算
- 議案第 72 号 平成 24 年度西予市簡易水
道事業特別会計予算
- 議案第 73 号 平成 24 年度西予市上水道
事業会計予算
- 議案第 74 号 平成 24 年度西予市病院事
業会計予算
- 議案第 75 号 平成 24 年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計予
算
- 2 意見書第 3 号 障害者福祉サービスのうち
訪問系サービスに設定され
ている国庫負担基準に関す
る意見書
- 意見書第 6 号 受診時定額負担導入に反対
する意見書
- 意見書第 7 号 子どもに対する手当財源の
地方負担に反対する意見書

開議 午前 9 時 00 分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は 22 名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

(日程 1)

○議長 それでは、日程第 1、議案第 1 号「白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金条例制定について」から議案第 75 号「平成 24 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの 75 件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第 1 号「白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 2 号「西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」に対す

る質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 3 号「西予市病院事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 4 号「西予市野村介護老人保健施設事業の剰余金の処分等に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 5 号「外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 6 号「西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 19 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの 14 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 20 号「西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について」から議案第 22 号「西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について」までの 3 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 23 号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」から議案第 44 号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」までの 22 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 45 号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」から議案第 47 号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」までの 3 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第 48 号「市道路線の廃止に

ついて」から議案第50号「西予市営土地改良事業の施行について」までの3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 続いて、予算に関する質疑を行います。

まず、議案第51号「平成23年度西予市一般会計補正予算(第5号)」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番松島君。

○9番松島義幸君 議案書の29ページなのですが、これ宗課長にちょっとお聞きするんですが、29ページの18目庁舎建設費の分で、減額で4,851万9,000円、これは入札減であろうと思っております。当初、新庁舎の計画は約30億円でした。それで、今回の最終的な金額が24億4,100万円。約6億円ぐらいの、多分、私はこれ入札減であろうと、このように思っております。

その中で、宗課長の報告からすると、本体工事が17億8,300万円、保健センターが1億3,400万円、そして外構もろもろで5億2,400万円、24億4,100万円と、私はこう解釈しておるわけなんです。がね。

そこで、私が言いたいのは、宗課長の報告からすると、一般財源を4億3,000万円というふうに私の記憶にはあるんですよ。そうすると、当初新庁舎をやる場合に合併特例債でやろうと。基本的に合併特例債というのは、7割が補助ですよ。そうすると、ざっとした金額24億円かかると、一般財源にやったら7億二、三千万円のものが必要ではないかなと思っていたんですが、課長の報告からすると、一般財源は4億3,000万円ぐらいでやれたという報告やったんですよ。ちょっとそれがどうしても私、納得いかずに、これは理事者側、課長らの努力であろうという方法もあると思うんですがね。この説明をちょっと少し聞かせていただけたらと、このように思っております。

以上です。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 ただいまの松島議員のご質問でございますけれども、現在の完成の見込み額でございますけれども、24億4,400万円を最終的には見込んでおります。まだ最終的な支払いが一部残っておりまして、最終調整はもう少し後になりますけれども、現在のところ24億4,400万円程度ということになります。

それで、合併特例債でございますけれども、20億3,530万円を現在見込んでおります。なお、一般財源が4億840万円程度ということになりますけれども、合併特例債というのは、全体の事業費の95%が借り入れができることになっております。今回の庁舎建設事業におきましては、合併特例債の起債の対象事業、これが21億4,596万円程度というふうに見込んでおりまして、これに対して95%の合併特例債が借り受けができるというふうなことに現在なっております。そうしまして、合併特例債が20億3,530万円というふうなことで、残りが4億840万円程度ということになりますけれども、これが一般財源ということでございます。

当初は30億円程度を見込んでおりましたけれども、ご指摘のとおり、入札減等々ございまして、実際のところは24億円程度に落ちついたというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 9番松島君。

○9番松島義幸君 そうすると、一般財源が約10億円程度は要ということになるわけですか、最終的には。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 ただいまのご質問でございますけれども、合併特例債につきましては、将来、交付税の算定がございまして、約7割が交付税として返ってまいります。そうしますと、20億3,530万円の借り入れをしますと、元金だけで約6億1,000万円程度が一般財源として必要になってまいります。これと利子を合わせますと、約6億5,000万円ぐらいいは、若干それを超えるかもしれませんが、そういうふうな状況になります。それと、一般財源が4億円ございま

すので、合わせますと約10億円というふうな、将来の負担を含めると、約10億円という計算になろうかと思います。

○議長 22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 今の庁舎問題で1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、一般財源4億円幾らかというご説明があったわけですが、私は宇和の町時代に、庁舎建設基金として3億円を積み立てたと、このように記憶をしているわけでおるわけですが、この4億円幾らの中にこの基金が入っておるかというのが1つでございます。

もう一点は、16ページの中に子ども手当国庫負担金が7,900万円ほど減額をされておるわけですが、この理由についてお尋ねをいたします。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 ただいまの大竹議員のご質問でございますが、庁舎建設基金におきましては、旧町からの持ち寄り基金、これも含めて庁舎基金として積み立てておりまして、それに新たに合併後の積立金を積み立てをしまして、庁舎建設に備えたわけでございます。それで合わせまして、それを今回の庁舎建設に使用したわけでございますけれども、現在2億7,000万円程度がその庁舎基金の残金として、結果的には残っておるというふうな状況になっております。

以上でございます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほどの、子ども手当の関係の減額でございますが、この分につきましては23年度の当初予算で計上しておりましたのは、ゼロ歳から3歳までを2万円、それから3歳から中学生までを1万3,000円ということで計上をしておりました。ですが、23年10月の特別措置法ができまして、その関係でゼロ歳から3歳までが1万5,000円、3歳から小学生までが1万円、ただし第3子以降は1万5,000円、中学生が1万円ということの減額になった関係で

歳入といいますか、国、県からの補助も減額になりましたので、その金額を処置したということでございます。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 次に、議案第52号「平成23年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第62号「平成23年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの11件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番松山君。

○7番松山清君 議案第56号について質問いたします。

西予市介護保険特別会計補正予算の内容ですが、この中では説明になかったのですが、9ページの歳出の中に委託料として電算関係委託料というのが834万円ありますが、これについて説明をいただきたいということ。

それと、ページは1ページ戻りまして8ページの歳入のほうの繰入金で、介護給付費準備基金繰入金というのがございますけれども、これによって基金がどれくらい残るのかという基金の状況についての2点をお尋ねいたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 松山議員の1点目でございますが、システム開発導入委託料の増額ということでの質問でございます。

介護保険制度の改正がございまして、その対応をするためのシステム開発でございます。内容的には介護保険システムが535万5,000円、認定審査システムが299万3,000円、合計834万8,000円という数字になります。

その前の介護給付費準備基金繰入金の関係でございますが、現在23年度末で残高1億5,831万2,053円になっております。

以上でございます。

○議長 7番松山君。

○7番松山清君 ただいまの電算委託料についてですけども、これに限らずに電算委託料となると非常に膨大な金額に毎回、毎年毎年いろんなところで出てくるわけなんですけど、例えば、今ご説明がありました介護保険制度の改定とか、認定システムというのは西予市だけが改定されたわけではなくて、全国で同時にいろんなところが同じ仕組みを改定されているといったようなことじゃないかと思うんですけども、こうやって各自治体ごとに何百万円という出費をすると相当な金額が必要になってくると、これは毎回思うんですけども、そこで以前もこの点について質問したことがあるんですけど、クラウドコンピューティングというのをやりますよとかというようなそのときは答弁もありました。そして、やはりこういったのは総務省とかが中心となって、もっとコストがダウンした改定のする仕組みが必要じゃないかというふうに私は思うんですけども、そこで市長も市長会長という立場で、こういったことに関してどう思われているのかという所見についてお伺いしたい。

私は、例えば建築という立場でCADという図面をかくソフトが出たときに400万円、500万円して皆さん買えなかったんです。買えなかったらどうしたかというところ、武蔵野市というところの市役所の職員がおりまして、この職員が3人ぐらいでつくったんですよね、そしてそれをただで雑誌に投稿して全国的に普及しました。無料でそういったソフトが今広がって、全国の技術者や官公庁で使われとるわけですけども、こういったどこも共通して必要なシステムというのは、やはり今ある姿っていうのは、私は非常に無駄が多いんじゃないかというふうに思うわけですが、そういう立場におられる市長のちょっとお考え、あるいは全国区の大会なんかでこういったことが問題提起できないのか、それについてお尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどの松山議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

実は、実際もうそのような流れになっておりまして、例えば、国保連合会なんかは中央のほうで全部やられたやつをそれぞれの委託料を割って出すような仕組みにもうなっておりまして、この介

護保険も今回のときはどうやったかちょっと覚えておりませんが、そういうシステムを全国的にやろうということで、そういう多くのやつが流れに今至っております。今ほどご指摘されたことはもっともでありますから。そういうことを踏まえてやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長 6番小野君。

○6番小野正昭君 議案第52号の「平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」の件についてお伺いをいたします。

以前にもこの授産場の件では、ちょうど私ども地元の三瓶にあるもんですので、大変気をもんでおります。我々議員も、当時のまた名前を出しますが、藤井厚生委員長のときに議員も協力をしようということで、毎年協力をしてきておりますにもかかわりませず、やはり現下の厳しい経済情勢がいろいろな需要の低下によりまして、売り上げが年々減少して苦しい財政になっております。それにつきまして、市の当局はこれに対して売り上げ協力、売上収入についてどのような考えを持ち、どのような指導を今までされたのか、まずお伺いをします。

○議長 三好市長。

○三好市長 この授産場の関係については、議員の皆さんの本当にご協力を得ました。特に藤井議員のいろいろなところに対する働きかけがあって、一昨年度から非常に変わってきたというのが私どもの現実であります。そして、ほかの議員さんも非常に議員の各位も助けていただいて、実際これぐらい余るぐらいになったんです。余る言うたら失礼ですけども、余剰金が出始めました。

これに対しては、ちょっとここで減額的なことになっておりますが、実際はこれがもうすごい数字です。これは皆さん方のご尽力に対して本当に感謝をしております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 6番小野君。

○6番小野正昭君 まことに結構なことですけれども、これに甘えることなく、例えば三瓶町の町民大運動会の参加者はすべてこれを賄っております。ですから、市のいろいろな行事があると思うんですね。そういうところではぜひそういうところを使っただいて、一層の雇用のための充実になるように、それから一般財源の持ち出しにならないように協力をお願いをしたらと思います。

○議長 次に、議案第63号「平成24年度西予市一般会計予算」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第64号「平成24年度西予市授産場特別会計予算」から議案第75号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております案件のうち、平成23年度補正予算について、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第51号から議案第62号までの12件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

まず、議案第51号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号「平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」から議案第62号「平成23年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの11件につい

て、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第52号から議案第62号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

本日採決いたしました12件を除く議案63件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各常任委員会と特別委員会に付託いたします。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、意見書第3号「障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書」から意見書第7号「子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書」までの3件を一括議題といたします。

これら3件の意見書については、お手元に配付いたしております意見書文書表のとおり、厚生常任委員会に付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長及び特別委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

3月12日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前9時28分

平成24年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年3月12日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成24年3月12日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成24年3月12日
 午後4時35分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 欠 員
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 11 番 嶋 川 武 文
 15 番 浅 野 忠 昭
 9 番 松 島 義 幸（午後）

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章

- 教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日はこのように多くの方の傍聴を得まして開催できますことを大変喜んでおります。

それでは、ただいまより再開をいたします。

ただいまの出席議員は19名（16番岡山清秋10：03～10：15の休憩中に入場）であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（日程1）

○議長 日程第1、一般質問を許可いたします。

この際、申し上げます。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

なお、一問一答方式の場合、質問と答弁の時間を含め1人1時間以内といたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、6番小野君。

○6番小野正昭君 おはようございます。

質問に入ります前に、昨日はちょうど東日本大震災から1年を迎え、各地で追悼の行事が行われました。報道によりますと、今なお1万5,854人の方が死亡され、3,155人の方が行方不明、さらにまた約34万4,000人の方が仮設住宅を余儀なくされているという報道がありました。亡くなられた方に謹んで哀悼の誠を申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いをまずもって申し上げる次第であります。

世の中で一番楽しく立派なことは、一生涯の仕事を貫くことです。これは、福沢諭吉先生の心訓の一番最初にある言葉です。この3月末をもって、西予市全職員の中で30名の方が定年退職をされるそうであります。5町の時代から西予市に至って、中には寂しいとき、苦しいとき、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで、町民のため、市民のために懸命に努力をされました方々に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、議長の許可をいただきましたので、今回は大きく分けまして3点について質問をさせていただきます。

1点目は委員長報告について、2点目が西予市新市立病院について、3点目が市長の施政方針について伺いをしたいと思います。

さきの12月の一般質問の中で、議員の質問に対して返答がないという質問をいたしましたところ、宇都宮総務企画部長は議員の質問に対しては真摯に答えていきたいという答弁をいただきました。また、この件は12月の議会だよりも掲載をさせていただきました。しかしながら、いまだかつてこの3点について途中経過なり結果の報告がなされておられませんので、この際通告に従い質問をいたします。

まず、林道の地元負担金の軽減について検討されたかどうかをお伺いをいたします。まず、市長さんにお伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 まずは、東日本大震災が発生をいたしまして1年が経過いたしました。昨日の2時46分、鎮魂の祈りをされた方も多いのではないかと思います。心からのご冥福と一日も早い復興、復旧を願ってやみません。

本日は、早朝からこのように多くの市民の皆さんが傍聴をいただきまして、まことにありがとうございました。

今定例議会は、議員各位、市長も今期最後の議会となります。特に、きょう一日は銘記すべき一日となると思っております。私たちは、地方自治の本旨にのっとり、西予市の福祉向上を願い、予算審議や諸議案をこの場で議論し、決定してまいりました。多くの諸議案を施策として実現してきたという自負の一方で、まだまだできてない一面もあったのかなと、このような思いでございます。本日の一般質問、回答が綿々と続く行政の連続性においても停滞を許されず、西予市の進展のために次なる一歩となることを願ってやみません。

小野議員の最初の質問でございますけれども、細部にわたりますので、まず産業建設部長から回答させていただきます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 小野議員の第1点目の質問でございます林道地元負担金の軽減について検討されたのかということでございますけれども、林道事業の受益者分担金につきましては、近隣市町の状況を調査しましたところ、おおむね5%から10%の負担率となっております。当市が17%であるのに比べますと、低い負担率となっております。厳しい財政状況の中ではありますけれども、森林林業再生プランに基づく効率的な森林施業を展開するためにも、林道整備は不可欠でございます。林業の再生、振興を図るため、近隣市町の状況を踏まえ、負担軽減の方向で現在関係課と調整に向け準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 部長の答弁のありましたように、関係町村の林業の盛んな町村を見ますと、大体5%ですね。それとまた、我々委員会として行政視察をしたお隣の梶原町、ここは森林自然林が91%、それから人工林が57%というふうになっております。ここも5%ですね。やはり、林業

の先進地、愛媛県では大体久万高原町、ここが森林の盛んなところですけども、ここに至りましても4.5%というふうになっておりますので、やはり西予市も森林面積が約75%、それから人工林が65%と聞いております。森林業は西予市の基幹産業でありますので、地主の方々の軽減を図って、なお林道の整備、路網整備をして、これから省エネ、バイオマスタウンの構想をしております西予市としては、格段のそういう補助率が必要ではないかなと、このように考えています。

次に、これは関連がありますので、さきに議決された工事全般について、地域振興の一助のためにも早期発注をお願いしたいという質問を、要望を前回しました。この返答もありませんので、今回質問をさせていただきましたが、その経緯についてお伺いをいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 2点目のご質問でございますけれども、議決された工事全般について、早期発注について精査をされたのかということでございますけれども、予算議決された事業につきましては早期発注に努めておるところでございますが、事業執行のための流れは現地調査、測量設計の委託、関係機関との協議、これは河川占用の協議、また林野庁との保安林解除等の協議でございますけれども、実施設計書作成、用地買収、補償とまた工事の入札執行、工事期間中の問題処理等がございまして、計画工程どおりに実行が執行できない場合がございます。また、過去からの問題を継続している場合もございまして、なかなか早期発注、工事内完成ができない工事もございます。今後とも種々の諸問題を解決しながら、早期発注に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 それに関連しまして、下の段に通告をしておりますけれども、平成22年度の建設課、農業水産課、旧農林水産課ですが、林業課所管分の各事業の件数、発注件数、完成件数及び繰越件数、また平成23年度の2月末時点での

同数値がわかっておれば、お聞かせをいただけたらと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 まず、平成22年度の事業件数でございますけれども、建設課82件、農業水産課24件、林業課31件、下水道課13件であります。うち発注件数は、建設課80件、農業水産課23件、林業課15件、下水道課9件であります。完成件数は、建設課73件、農業水産課23件、林業課7件、下水道課6件であります。繰越件数につきましては、建設課9件、農業水産課1件、林業課24件、下水道課7件でありました。

平成23年度につきましては、2月末時点での事業件数では、建設課83件、農業水産課20件、林業課26件、下水道課9件となっております。うち発注件数は、建設課79件、農業水産課14件、林業課26件、下水道課9件であります。完成件数は、建設課72件、農業水産課9件、林業課22件、下水道課2件であります。繰越件数でございますけれども、建設課11件、農業水産課11件、林業課4件、下水道課7件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 今、藤中部長よりつぶさに数値について報告をしていただきましたけれども、やはりどうもその推移が順調にされてないなという若干の懸念をいたしております。やはり、この厳しい現状下、次の委員長報告にも委員からありましたので報告しますけれども、県下の建設業者は大変厳しい状況下に置かれております。

公共工事の唯一の目的は、昔から風が吹けばおけ屋がもうかるという例えのように、その波及効果のために公共工事があるのであって、やはり地域の振興の一助となるためにも、我々が議決をしたとうい税金でございますので、早く発注をして地域に潤いができるような、格段の配慮をお願いをしておきます。

次に、もとに戻りまして関連がございます、そのためにはやはり発注ができないのは専門職、そ

れに携わる専門職の方々が少ないのではないかなというふうな懸念をしております。

そこで、2点目にあります土木建築関係の設計監理において増員が必要と思われるが、職員の採用、人事異動等に配慮をするお考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの技術職員採用、また人事異動等について配慮される考えはあるかというご質問でございますけれども、平成23年度に市行政の専門性と迅速性を高め、より効率的な行政運営を図るため、本庁支所方式へ移行したところでございますけれども、1年目ということもございまして、本庁支所間の事務分担や連携体制など、特に現場対応などの技術公務の分野において、十分に機能できていない点も見受けられるところでございます。この点も踏まえ、技術系職員の確保、増員につきましては、事務の執行状況、事業量のバランスなどを十分検証いたしまして、本庁支所の機能分担と連携体制の見直しを行い、必要な職員配置に努めたいと存じます。

職員採用に関しましても、限られた採用枠の中ではありますが、今後の事業量や退職者数等の動向も踏まえ、必要な人材について計画的な人員確保に取り組んでおります。また、有識者の採用のみにとらわれず、関係部局に配属された職員につきましても、日々の業務や研修機会等を通じて技術、技能の向上に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 なぜ私はこの質問をしつこくするかと申しますと、やはり地元の方々がよく言われるのは、いつになったら工事してくれるんよということをよく耳にするんですよ。余り言うとか細かいことになりませんので言いませんけれども、今部長の報告を聞いても事業件数、入札件数、工事件数、やはり1年以上、もう2年なりますよね、22年、これでもまだ完成されてない。いわゆる繰り越し、下手すると事故繰越になるおそれがあるのではないかなと。やはり、そこらは

何回も言いますけれども、忙しいのはわかりますけれども、それに対するいわゆる格段の配慮をすべきではないかなと。これは、職員の方々の要望の中にも当委員会が検証したときには出てきた事項ですのでつけ加えておきますと同時に、3番目の市長の所信表明の中でも若干触れたいと思います。

次に、2点目、西予市の新病院について質問をしたいと思います。

まず最初に、今まで今日までの概要及びスケジュールは、先般我々議員協議会並びに愛媛新聞等で詳しく報道をされましたので、この件につきましては時間の関係がありますので、スケジュール等については割愛をさせていただきます。

そこで、今日まで地域関係者、特にれんげ団地の方々への対応についてお伺いをいたします。

これは、もうずっと前ですけれども、我々全員協議会のときに、この新病院の提案が3カ所ありました。これは、ご案内のとおり宇和球場、それから現在地と、このたび決定をされました東池、そのときにこの東池になるときに懸念された事項、メリット、デメリットが記された表をいただきました。新市立病院建設候補地の比較表というやつ。その中でありますのが、まず先ほど言いました周辺の方々へのいわゆる騒音についてであります。その件について、まずれんげ団地の方々にそういう報告、内容等の説明をされたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 それでは、ただいまの小野議員のご質問に回答させていただきます。

新病院の建設場所は宇和町永長地区に該当しておるわけですが、敷地の北側は清沢地区、そして東側は県道を挟んでただいま議員の申されましたれんげ地区に隣接しております。昨年、この3地区の集会所等におきまして、地区民の皆様へ新病院の概要、スケジュール、配置計画等についてご説明し、新病院に対するご意見、ご要望をいただいております。新病院建設場所に関係の深いこの3地区におきましては、今後も必要に応じましてご説明、ご協議をさせていただく予定でございます。

なお、市民の皆様には、西予市の広報紙やホー

ムページ等を通じて、随時新病院建設の情報を提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 それでは、説明はされたということですが、次の騒音対策、特に入院患者さん等に対する配慮ですが、これはどのように周知をされとるのか、まず伺いをいたします。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 新病院で想定されます騒音につきましては、敷地の南側に隣接いたします県道八幡浜宇和線を走行する車両及び県道八幡浜宇和線に並行して運行されておりますJRの列車の騒音が懸念されております。病院建物本体は、主の出入り口から約30メートル奥に配置されておりまして、病室等には遮音性の高い窓ガラスを採用することで、懸念される騒音に十分対応できると考えております。新病院におきましては、患者様が快適で安心できる療養環境を確保できるよう、今後も検討してまいります。

また、地元れんげ団地のほうに騒音等問題が起きたら、またその点は地元民と一緒に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 愛媛県のいわゆる環境基準というのが、平成19年5月26日に通告第45号で出されています。これは、区分がAA、A及びB並びにCと3段階に分かれておるんですね。そして、AAというのはいわゆる療養設備、ですから病院が入ります。ただし、上記のAAでは昼間50デシベル以下、夜間が40デシベル以下、ただし道路2車線を有する場合においては昼間60デシベル以下、夜が50デシベル以下、こういう騒音基準が愛媛県が騒音に係る環境基準についてということで通告をされております。この4月からは、どうもこの騒音規制は市町村の権限になるというふうに聞いておりますので、その辺も十分

配慮して、この病院に対しては、特に入院患者の騒音、振動には格段の配慮が必要ではないかなと、このように思いますので申し添えておきます。

次に、通院患者の公共交通機関のアクセスはどうなのか。特に、三瓶町からの交通手段をどのように考えられておられるか、質問をいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ただいまの公共交通アクセス問題ですが、本市平成22年度より地域公共交通総合連携計画に基づきまして、市内を12カ所のブロック別に、それぞれの地域公共交通の再編整備を検討、進めているところでございます。その一つの成果として、昨年12月には野村町惣川地区で生活交通バスの運行を開始することができたということでございます。

ご質問の新病院へのアクセスでございますが、本年9月ごろ、まず宇和地区で路線や運賃等について、地元の皆様との協議を開始したいという予定でございます。これにあわせまして、三瓶地区の有識者も加えた場で、現在の宇和島バスの路線、三瓶歴博線でございますが、この歴博線、この路線のあり方を検討いたしまして、新病院開設までに三瓶から新病院を経由して市の中心部を結ぶ新しい路線の開設をする計画予定でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 病院開設までには、そのような考えがあるということですので、若干安心をしましたけれども、参考までに申し上げますと、今宇和島自動車が宇和町へ歴博へ来るのが朝2便、午後2便、計4便なんです。それに対して、八幡浜へは午前中9便、午後8便、計17便。西予市にあって、公共機関が宇和町へ来る便数より八幡浜へ行く便数が多い。それだけ三瓶町民は、特に交通弱者、お年寄りの方は苦労しとるんですね。今、ご案内のように、れんげ団地周辺には三瓶町にゆかりのある方の病院があります。そこへよく行かれます。今の交通機関は、県道宇和三瓶線ですから、一番遠いところで永長だと思い

ます。そこから、お年寄りはいかなければならない。向こう通ってないですからね。タクシーで行ったら、往復小1万円かかるんですね。相当な経費負担になるんです。今、そういう宇和病院経由という考えておられますんで、そこらあたりのことをよく考慮されて、交通弱者の方、特にお年寄りの方が安易に病院へ行ける。やはり、病院といえども採算独立制ですから、公営企業を感じですから、もうけなくてはいかんわけですから、そのためには患者さんを多く運べるような仕組みをつくらなくてはいかんわけですから、特にその辺を十分考慮していただきたいなと。

そこで関連して、現在の八幡浜地区施設事務組合第三分署における医療機関への搬送は、どのように理解し、また新病院になったときにどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○議長 清水消防本部消防長。

○清水消防本部消防長 ただいまの小野議員さんの八幡浜地区施設事務組合第三分署における医療機関への搬送はどのように理解し、新病院が完成した折の対応はどのように考えているのかというご質問にお答えいたします。

全国的に医師不足が社会問題となっており、当市を含む八幡浜・大洲医療圏域も非常に厳しい状況にあります。西予地区の2次救急医療体制は宇和病院と野村病院の輪番制で、また大洲地区においては4病院の輪番制で、365日受け入れ態勢を確保しておりますが、八幡浜地区にあっては365日の受け入れ態勢ができない状況になっております。

三瓶町における救急については、かかりつけ病院がある場合などを除き、唯一の2次救急病院である八幡浜市立病院を選定することになります。当該病院が受け入れ不可能の場合は、他市の病院へ搬送することになります。この場合、当市の病院が選定病院の一つとして考慮されることになりますが、結果的には宇和島市や松山市などへの圏域外搬送が多いという現状でございます。このような諸問題を解決するためにも、新病院は365日救急患者受け入れ態勢を構築することを目標としており、態勢が完備したときには圏域の基幹病院として多くの救急患者を受け入れることが

可能になります。

また、新病院の開設予定地は、第三分署の位置から約11キロと近くなり、八幡浜市立病院までの距離と変わりがないことから、搬送はふえてくると予想しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 今、消防長から答弁がいただきましたけども、そのあたりちょっと私と周知しとる数字とは違うかなあというふうに思います。

毎年、私は第三分署をお願いをして、救急医療の救急車の出動回数、これをいただいております。平成23年1月1日から12月31日、これの搬送状況、救急車ですよ。全体で271件、市立病院が148件の54.6%、その他の八幡浜の病院が合わせますと183件、35件ありますね、183件。67.5%が八幡浜市のほうへ救急医療しています。西予市には、20件、7.4%。これは私が町議会議員をしておるときに、平成15年12月だったと記憶をしていますが、この救急医療について質問をした経緯があります。今、大変微妙な時期だからこの答弁はということで、具体的な答弁は理事者からいただけなかったんですけども、これを見ますと平成16年4月1日に八幡浜地区施設事務組合規約の一部の改正をされてますね。それによって、今消防長が言われたようなことで、土曜日は若干個人の自由がきいて西予市のほうへ行けますけども、その取り決めでほとんどその医療機関のほうへ八幡浜施設事務組合が管轄する医療機関のほうへ行くのが原則になっとるんですね。これは、そのようにその当時の規約で、それは救急医療だけやなしに、消防署の問題、消防車のいわゆる設備、装備の問題、それから職員の待遇の問題、いろいろな点を考慮して一部改正をして、そういうふうにしたように記憶をしています。ですから、そこらは大変難しい、さきにこれは明浜町、さっきの女性議会で明浜町の中村議員さんだったかな、これされましたよね。だから、これは大変難しい要素を含んでおりますけども、やっぱり将来的にはそこらあたりを検討して、やはり先ほど言いましたようにせつかく新病院が西予市にできたわけですから、救急医療もなるべく、今11キロと言われま

したけれども、市立病院はトンネル通っていきま
すので愛宕トンネル、さっと行けますが、時によ
っては祇園橋からフジに至る間が物すごく混雑す
るんですね。宇和町の場合は、ずっと来ますん
で、なるべく距離よりか時間を短縮される新市立
宇和病院のほうに患者さんが通院できるような努
力をしていただきたいと思います。

それで最後に、やはり幾らそういうことをして
も受け入れ態勢がしっかりしていなければ、これ
は何にもなりません。

そこで、やはり施設、受け皿は整ったですよ
と、外部の要因も整いまして、しかし一番肝心な
のは中に勤めておられますお医者さん、看護師さ
ん、事務員さんの対応ですよ。医は仁術と申しま
すけど、中には公営企業部長さん知ってますが、
ちょっと配慮に欠けた件がありましたですね。具
体的には言いません。ですから、その辺はどうな
っとするのか、お伺いをいたします。

○議長　どなたの答弁ですか。

○6番小野正昭君　その分野の専門の方、副市長
が専門ですけど、担当とすれば公営企業部長だと
思いますよ。

○議長　松山公営企業部長。

○松山公営企業部長　ただいまの小野議員のご質
問ですけど、医師及び看護師の体制は整っている
かということだと思うんですけど、現在市立宇和
病院の常勤医師数は7名、正職員の看護師数は准
看護師も含め60名でございます。

新病院では、現宇和病院の病床数144床から
10床増床しまして、将来的には現在宇和病院、
野村病院が輪番で行っております2次救急医療を
集約する予定でございます。そのためには、医
師、看護師の充実が不可欠でございます。平成2
2年度に策定いたしました基本計画では、新病院
開院時に常勤医師が10名、看護師を75名程度
想定しております。

基本計画の目標人数に向け、医師につきましては
全国的な医師不足の中、岡山大学、愛媛大学の
両医局への働きかけや、愛媛県と連携し、地域医
療を担う自治医科大学卒業医師の確保に努めてい
るところでございます。

また、過疎対策事業債を原資としました地域医
療確保基金を設置しまして、医院外研修助成事業
などの医師を招聘する環境を整えております。

看護師につきましては、合同就職説明会に参加
し、新病院の魅力等をアピールするなど、徐々で
はございますが、新病院に向け看護師の増員を図
っております。

今年度末に、宇和、野村両病院、つくし苑の公
営企業部局で看護師が3名退職となりますが、9
月と2月に実施いたしました採用試験で10名程
度の看護師を新たに採用することとなりました。
新病院開院まで残り2年となりましたが、全力で
医師、看護師の確保に努めてまいりますので、議
員の皆様におかれましてもご協力いただけますよ
うお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長　小野君。

○6番小野正昭君　格段の配慮と十分なる体制づ
くりを望みたいと思います。

この件は、市長のいわゆる所信表明の中にもそ
の医療の問題に関連をしてありました、お伊ネさ
んを生かしたいいわゆる事業、そういうことで市も
そういうことに大変力を注いでるなということは
よく理解をされますけれども、ありとあらゆる機
会をとらえてお医者さんの確保、地元からお医者
さんを養成して地元へ残ってもらうというふうな
施策もこれからは大切ではないかなと、このよう
に思いますので、その点申し添えておきます。

それでは、最後の質問に参ります。

市長の政治姿勢についてでありますけれども、
さきの12月定例議会で市長の出馬についての質
問をいたしましたけれども、市長は用心したの
か、慎重にされたのか、もったいぶったのかわか
りませんが、答弁はいただけませんでした。その
後、西予市長三好氏3選出馬表明というふうに愛
媛新聞にも載っております。それから、関連して
地域のローカル新聞等にもいろいろと出馬を表明
をしたというふうに書かれております。

そこで、質問に移る前に、こちらから頭を下
げ、こちらからあいさつをする、こちらから手を
合わせる、こちらからわびる、こちらから声をか
ける、すべてこちらからすれば争いもなく和やか
にいく。この詩は、砥部町の名誉町民でもあり、

三瓶高校で教鞭をとられ、三瓶高校の校歌にもなった、昨日真民記念館がオープンした坂村真民先生の詩です。やはり、このようにいくのが人間の、後に上善如水で触れますけども、人間のいわゆる考えとして、態度としてなすべき姿かなと思います。

その前提において、まずその新聞報道を見れば、2期8年やってみたと、やらせていただいたと、いまだ達せずというふうに表明をされています。道半ばなんでしょう。そうすれば、この市長さんの頭の中で1期なのか、2期あと8年なのか、いまだ達せずの意味はどの辺にあるのか、まずお伺いをします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、小野議員の今のご質問についてお答えいたしますけれども、今の出馬の表明をさせていただいたのが2月2日でありました。これにつきましては、さきの12月の定例議会に小野議員から温かいご質問をいただきました。本当にありがたい気持ちでありましたけれども、またそのとき全体的な整いができてない段階でございましたので、あのような回答をさせていただきましたけれども、それぞれの方々とご相談をしたり、要請を受けたりする段階の中で心が定まってきて、2月2日の出馬表明という形をさせていただいたところでありまして、それについては一定のご理解をいただいたものだ、このように思っております。

まず、坂村真民先生の詩のことも話されまして、こちらから頭を下げるという一つの中の詩であろうと思いますが、詩を聞きながら私もまだまだ頭を下げ続けなくてはいけないのかなと思ひながら聞かせていただいたところでございまして、まだまだ私どもは先ほども冒頭に言わせていただきましたけれども、いろいろなことをこの2期で、ここにおられる議員の方々もそうでありましょうが、やったという自負もあります、まだ市民の目線から見たらおまえらまだやってないではないかというような厳しいご指摘もございます。そういうご指摘にもしっかりお答えできるような市政をやっていくということをもう一度やってみたいという強い思いの中でさせていただいたところでございまして、それが自分の気持ちとしては

次の1期でやり遂げるという大きな、基礎基盤をやり遂げるという大きな気持ちを、大きな願望を持っておるところでございまして、そういうご理解をいただいたらと思っております。

以上でございます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 政治というのは、市長も行政のトップであると同時に政治家なんです。政治というのは、ご存じのように当てこすりですけど、政治の政というのは正しいことを絶えることなく何回も何回もするのが政ですね。治は、ご案内のように昔から水を治めるものは天下を治める、さんずいは水、台は台地ですよ。それから、水や台地を正しく途切れなく治めるのが政治です。この政治の世界に、私は期限はないと思います。私は、したがいまして市長がまだやり遂げないと思えば、3期、4期、5期、結構だと思うんですよ、これは市のためであれば。そのぐらいの意気込みを持って、市民のためにこれからも当たっていただきたいと思っております。

そこで、質問に移ります。

出馬表明の中に、8つ大きな項目をされております。その中で、先ほど後で関連した質問をしますがと言いましたが、私は前回に支所方式のときに、支所のあり方について質問をしました。市長は、他の自治体と違って西予市は各分の人員を配置をして、住民サービスに当たっておりますよと、このような答弁をされました。私は、なるほどそうかなと思いますけれども、私は数ではないと思うんですね。やはり、中身だと思うんです。先ほど言いましたように、適材適所だと思うんです。

そこで、お伺いをしますが、市長はこの西予市丸をどういうふうな方向に持っていきたいのか、どういうお考えでこの市政を、まず次期4年間当選されると思いますが、された場合のお考えをお伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、小野議員のご質問についてお答えをさせていただきますけれども、職員に対するような指導とか、あるいは私自身の自覚と

責任を持って西予市を今後どのようにするかというようなのが骨子だと、このように思うわけですが、職員に対する指導でございますけれども、市長は先ほど小野議員もおっしゃられましたように2つの顔があります。政治家としての政治的行動と判断をする、もう一つは行政機関のトップとしての行政執行をすると、2つの顔がご案内のとおりあります。

行政機関のトップとして、行政執行をする実動部隊は当然職員でございますから、職員は憲法の第15条に基づきまして、地方自治法30条で服務の根本規定を定められておりますけれども、それによりまして全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ勤務の遂行に当たって全力を挙げてこれに専念しなければならないと、全体の奉仕者として職務専念の義務というのをここで言ってるわけございまして、したがって不偏不党の立場に立って市民の福祉向上、いわゆる市民に尽くすことを最大の責務として業務を行っておるわけでございます。また、与えられた単に事務を遂行する責務を負っておるわけでございます。特に、地方分権、地方主権の時代にありまして、権限の移譲が進んでおりますけれども、職員の事務能力を問われる時代でもございます。常に学び、また市としてもそのような学ぶ機会を与え、研さんを努めさせておるところでもございます。

さらに、もう一つ大事なことは、現場力を高めると、地域づくり交付金制度や限界集落対策の実効性を担保する意味においても、職員も兼務でそれぞれの地域を担当させておるところでございます。地域のポテンシャルを高めて、職員も地域とのコミュニケーション能力を高め、コーディネーター能力を高めることで、相互作用により地域が輝くことに対する支援を示唆しておるところでございます。

私が常々言っておりますことは、グローバルに考えてローカルに実践しようということでございまして、職員の公務員としての全体の奉仕者の役目と、日本や世界の動向を注視した上で西予市全体を把握する目を養うということを言っておるところでございます。それは、いかに地域に合わせてコーディネーターし、実践することを職員に言い続けるところでもございます。このことは、職員は地方行政の内容に当たってスキルを磨くこ

とでもありまして、地域社会の公共人材として自治体間、地域社会間の各間を必要に応じて移動する、客観的に能力とスキルを常に磨いてほしいと、このように願っておるところでございます。

それで、西予市の将来をどう考えるかということでございますけれども、仙台市の在住で民俗の研究家がおられます。結城登美雄さんという方でございますが、非常に簡潔で凝縮された奇才に富んだ言葉がございますので、私のほうから自分の気持ちと合っておりますのでご紹介をしたいと思います。

いい地域になるための7つの条件があります。1つは、いい水と風と光と土があること。2つ目は、いい仕事の間があること。3つ目は、いい居住環境があること。4つ目は、いい仲間があること。5つ目は、いい学びの間があること。6つ目は、いい文化があること。7つ目は、いい行政があること。このことは、本当に私地域づくり、西予市づくりを本当に言い当てておると、このように思っております。

西予市といたしましては、西予市が誇れる地域であってほしい。西予市民にとって西予市が愛着を持ち続けてほしい。そして、それがいい実感の西予市になってほしいと、将来の方向を基本理念としたいと、このように思っております。

以上です。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 ただいまくしくも市長より憲法15条の紹介をいただきました。私も苦学でありますけれども法科を出まして、憲法15条には、公務員は一部の奉仕者でなく、国民全体の奉仕者だと、その地位は罷免は国民固有の権利であると、そういうような条文、15条だったと思います。また、西予市職員に奉職したときに、宣誓に関する条例で職員は宣誓をされて職務に当たっておると確信をいたしております。

そこで、やはり私は西予市の頭脳であり、西予市の核はそこにおいでる部課長さんだけでやなし、その下におられる課長補佐、係長、職員が実際矢面に立って仕事をされとるわけですね。そのためには、やはり職員の研修の場を数多くこれから持っていただきたいなど。本来の市の姿になるためには、職員のいわゆるそういう職務に対する

向上、資質の向上が大変重要だと思います。

そこで、思いますのは、今いわゆる職員の研修費用を調べたところ、1人当たり22年度実績で約5,000円ぐらいにしかになっていないんですね。西予市のいわゆる研修に係る費用が。やっぱりこれでは少し少ないのではないかなと、やはりもう少し職員の方々が十分に勉強、研修ができるような配慮をして、さらなる市民の負託にこたえるような土壌づくりをぜひするのが大事ではないかなと、このように思うわけでございます。

それと、この資料といいますか、聞いていますと、課長級で2日間、係長級で4日間、愛媛県の研修をされとるようですけれども、1年に1回ぐらいはぜひ東京へ行って、東京の本庁の厳しさ、国がまたどういうふうに考えておるか、その空気を吸うだけでも私は勉強になると思うんです。やはり、担当部課長さんには1年に1回ぐらいは東京への出張も市長に同行していただいて行っておると思うんですけれども、やはり日本のトップの国の方々の動向なりをつぶさに見ていただくのも大事ではないかなと。今言いましたように、22年度が315万円ですよ。315万円の実績があります。22年度の職員数が612名ですから、割からしたら約5,000円と、こういう数字になると思うんですね。やはり、そういうふうなことで、先ほども言いましたように、職員の方々の研修の場を多くこれから持っていて、西予市の負託にこたえるようにしていただきたいのと、このように思うわけでございます。

時間がなくなりました。最後の質問、あと2つありますが、施政方針の中で不易流行ということを書かれております。また、今年度の当初予算の市長の所信表明の中にもそれが書かれております。不易流行という言葉は、私前回言い間違えたかも知れませんが、これは松尾芭蕉の言葉ですね。不易というのは守っていかなければならないものは守っていくと、流行というのは日々変化していきますよと、それに対応していかなければならない。そこから恐らく市長さんはこの不易流行ということ施政方針の中に1項目入れております。

そこで、お伺いをします。

さきの12月の質問の中で、その不易流行をとりました。関連しますが、朝日文楽について、これ予算がことし設計委託料その他でつけていただ

いておりますけれども、森教育長さんの答弁では朝日文楽の設備、建設位置については区長、文化財保護委員会、朝日文楽会、朝日文楽保存会で構成される準備委員会の意向を重視してまいりたいという答弁でした。行政は一体化と言います。市長さん、これでよろしいですか、お伺いします。教育長はそういう答弁をされましたけれども、行政は行政の一体化ですので、そういう考えで市長よろしいですか、お伺いをします。

○議長 三好市長。

○三好市長 朝日文楽の質問でございしますが、これは今のどの分野の関連かちょっとわかりませんが、どの質問からこれ飛んできたかちょっと私もわかりませんが、その関連をもう一度ご整理していただいて、ご質問をお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 先ほども言いました、市長の8つの項目の中に不易流行という言葉が上げられてますね。その中に、当初のいわゆる24年度の所信表明及び一般財源の説明の中にもその言葉が出てまいります。その中には、朝日文楽のことも出てまいりますので、今後の市長の施政方針の中の一環としてお聞きをしております。

○議長 三好市長。

○三好市長 私は、朝日文楽については大切な三瓶の地に生まれ、三瓶の方々が守ってこられたものだ、このように思っております。このたび地元の方々のご要望やそういうものを入れて、このものを不易なものとして守っていくために、今回朝日文楽という会館をつくっていききたい。その前段では、今ほど教育長の話も出ましたけれども、そのような準備委員会をつくって多くの方々のご意見の中から理想的な朝日文楽会館をできて、それが今後の継承するということの総本山といたしますか、そういう場所になればなあと、このように思いでございします。

以上です。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 まさに、市長のこの所信表明の中にもあります不易流行には係るわけですから、ぜひそのようにして、朝日文楽の方々の思いを遂げていただいたらなと、このように思います。

そこで、最後の質問をいたします。

最後の質問は、上善如水であります。この上善如水という言葉は、なぜ私これに触れたかと言いますと、余り時間ありませんが、郵政民営化の折に現在の公明党の井上幹事長が小泉総理大臣に上善如水の設問をしました。そのときに、小泉総理は福田赳夫元総理を角福戦争で総理から落ちたときに所信を書いてくれというて色紙を出したら捲土重来って書くかと思ったら上善如水と書かれたという答弁を、その郵政3法案の国会の中でしておりましてけれども、この上善如水について市長はどのようにお考えなのか、最後の質問として伺いをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今ほどの上善如水についてのご質問でございますけれども、これは恐らく小野議員の座右の銘として持っておられるんじゃないかなあと思います。私は、人間っちゅうのはいろいろな行動原理の中で座右の銘を持つことは非常に大事だと思っておるわけであります。いわゆる身近に置いて戒める格言、これが座右の銘でございますから、小野議員自身がこの上善如水を座右の銘に持たれて、今後議員活動あるいは市民としての活動をやっていただきたいと、このように願っております。

以上でございます。

○議長 小野君。

○6番小野正昭君 逆に、市長には励まされておりますけれども、私も市長ともども、本当正直言いまして間もなくまないたのコイになりまして、市民の審判を仰ぐわけですが、この上善というのは理想的な人間の生き方が上善は如水、水のごとしであるということですね。ここで一々そういう教育するわけにはいけませんけれども、ご存じのように1番目は水は四角の器でも三角の器でも丸い器でも隅々まで入って、これ柔軟性で

すね。それから、水は高いところから低いところへ流れます。しかしながら、人間は高いところばっかり見ますけども、本来は低いところに本来の意味があるんですよ。やはり、政治の原点は日々生活の中にあるんですよということだと思います。そして最後は、岩をも砕く勢いがあります、水には。そういう意味をしておると思いますけれども、3期目に当たる市長さんにもぜひこの言葉を、大変僭越ですけどもお持ちにいただいて、上善如水の気持ちで市政をぜひ進展をしていただきたいなと、私もそのように頑張って、心の中に秘めてまいりますんで、市長もぜひそのようにしていただいたら、市民の方々もお一層市長に対する親愛の情が生まれるんじゃないかなと、このように思っ余り一般質問にはなじみませんでしたけれども、選挙を迎えるに当たりまして、市長、我々議員ともどもこの言葉を大事にせなければならぬなあと、思っ質問をさせていただきました。ちょうど時間とききました、ありがとうございました。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時03分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時15分）

次に、22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っ。

私は、今回まず議員にとって大切な能力、体力、気力ともにだんだん衰えてまいりまして、引退を決意をさせていただきまして、きょうも私の後援会の幹部の皆さんが傍聴に来ていただいております。そのような関係もありまして、いささか感傷的になりやしないかなと、こんな心配をいたしておるわけですが、ただいまから質問に入らせていただきたいと思っ。

まず初めに、三好市長の政治姿勢についてお尋ねをいたしたいと思っ。

ちょうど、これも8年前になるわけですが、あの厳しい市長選挙の中で、振り返ってみますと市長は西予市の隅々までしっかりと自分の足で地域の実情を確かめ、またしっかりと西予市の実情を目に焼きつけられ、時には立ちどまって市民の皆さんの意見にもしっかりと耳を傾けてこれ

たと、このように理解をいたしておりますし、これも市長の人柄でしょう。当時は、私どもはかんちゃん、かんちゃんと呼ばせていただきました。仲間もそうございましたし、ご夫人はさすが幹二さんと、こういう呼び方をさせていただいておったわけでありましたが、まさに本当に汗と足でしっかり隅々まで見据えた市長の政治姿勢があらうと思いますし、特に当時の思いの中で市長は3点を強調され、今もそれを受け継がれているわけがありますが、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、みんなが納得するまちづくり、これを基本理念に掲げられて出馬を決意されたと、このように思っておるわけであります。

そしてまた、最後でありますんで少しだけ市長の点について触れさせていただきたいと思いますが、私も職員でございましたんで、一緒に農林時代には席を並べておりました。市長は、特に企業会計、これも十分に理解をされておりますし、農林また事業関係も精通をされておったと、このように理解をいたしております。その上に、最後は総務課長、助役ということで、行財政や人事面、平たく言いますと市全体の行政を隅々までこれも理解をされていたと、このように思っておるわけであります。市長に当選され、さまざまな大事業にも取り組まれてまいったわけでありましたが、その中で一つ現政権は事業仕分けということで非常に国民の注目を浴びたわけでありましたが、三好市長は国の事業仕分けより2年以上前だったと思いますが、行政評価システム、これをいち早く取り入れたわけでございます。国が余り成功しなかった理由は、明確な基準がなかったと、ここにあるのではないだろうかと思っておりますが、三好市長は明確な基準を示され、ここに私も持っておるわけでありましたが、このような基準のもとで適正に評価されたと。それが、非常に成功したもとなるのではないかと、このように思っておりますし、この行政評価システムそのものが行政の無駄を省き、今日の健全財政の基礎を築かれたのではないだろうか、私はこのように評価をいたしておるわけでございます。

もう一つは、やっぱり財政の中では人件費が大きな比重を占めるわけでありましたが、このことにもいち早く取り組まれまして、原則として2分の1採用ということで、合併当時は1,050人の職員がおいでになったと伺っておりますが、23

年末には889人ということで、7年間で161人の職員の減少を進められたということでございまして、これも財政の基盤をなす重要な要素となっておりますのではないかと、このように思うわけでございます。

そこで、3期目を目指される三好市長のまちづくりに対する理念について伺いをいたしたいというふうに思っておるわけでございます。市長の今回の出馬に当たっての理念と政策、マニフェストをお示しをされておるわけでございます。先ほど、小野議員の質問にもあったわけでありましたが、私はちょっと角度を変えて、8つの基本政策を示されておるわけでありましたが、その中で特に2点ばかり考え方を伺いをいたしたいと思いますが、特に2点目の再生可能エネルギーへの挑戦ということを示されておるわけでありましたが、市長は2年前でしたか、バイオマスタウン構想を示されまして、さまざまなこれに基づく施策を実行をされておるわけでありましたが、その中でバイオマス発電という項目が入っておりますし、木質ペレットではご案内のとおり工場を立ち上げられまして、この市庁舎の1階にはペレットストーブとペレットによる冷暖房を行っている、さらに今後の計画もあるようでございますが、私はこのバイオマス発電について考えをお尋ねをいたしたいというふうに思っておりますが、私の本を読んでもみますと、まず大切なのは着眼点であろうかと思いますが、間伐や山の価値を高めるためにも、このバイオマス発電は非常に重要な位置を占めると思っておりますし、あるいは川崎市の例をちょっと読んだわけでありましたが、ここでは間伐材とあわせまして古い木造の家の廃材を活用する、もう一つは今西予市でつくっておりますペレット、この3つの組み合わせによってバイオマス発電を実施し、日量3万3,000キロの発電量を有するバイオマス発電が既に稼働をしておるようでございます。まさに、西予市は山もでございます。たくさん木造住宅がございまして、今お金を出して処理をされておるといのが実情でございますんで、これらを生かすこともできるということで、ある意味では一挙両得な重要な施策として、近い将来といいますか、位置づけられるのではなかろうかと、このようなことを思っておりますが、できたら具体的に、もちろんすぐやるということではないんですが、将来構想等について伺いをい

たしたいというふうに思います。

あと、また酒井議員もこの三好市政については質問があるようでございますので、私は7番目に身近でいい実感の行政を目指すという市長の方向が示されておるようでございます。先ほど、小野議員の質問の中にも地域づくりで行政職員をそれぞれの地域づくりに参加させておるというお話をいただきましたが、私も全く同感でありまして、職員教育にとっては非常に重要ではなかろうかという思いを最初から持っておりましたが、田之筋の会にも市の職員2名がいつも出席して、市民のさまざまな要望やまちづくりについての意見、ともに勉強をするということをしてきております。これは何事にもまさる私は職員教育ではないだろうかなと、こんな強い思いを常々持っておるわけでありまして、ぜひこの事業は続けていただきたいと思ひますし、本庁ができてだんだん地域が寂れるというご意見もよく伺うわけでありまして、やはり公民館を軸としたさまざまな地域づくりということは非常に大事な視点ではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。

そこで1点だけ、今地域づくりの交付金をそれぞれ公民館単位に交付をいただいておりますが、若干めり張りが今後必要ではないだろうかと、せっかく交付をしていただきました交付金をさらに地域で知恵と工夫で有効に活用することになりますと、そのようなめり張り、予算に対してもめり張りが必要ではないかなと、このような思いを持っておるわけでございます。

それからもう一点、簡単ですが、4番目の魅力あるまちづくりということで、市長の考えをおしをいただいております。小野議員も先ほどイネの話をされましたが、私も平成8年は現職でございましたんで、このようにお伊ネの追憶という小冊子をつくらせていただいたわけでありまして、このときに全国区の女医さんから30点の色紙をお送りいただきまして、先哲記念館に展示をしておったわけでありまして、非常にイネに対する思いというのは、女医さんの中にも強くお持ちでございますし、添え書き等にもそのことが書かれておりました。当然、二宮敬作とイネのこれからのまちづくりの大きなテーマにするということでございますもんですから、ぜひその辺もお考えをいただきまして、活力あるまちづくりのためにさらなる活動といいますか、市長の活動を期待をいた

したいということで、前段1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、大竹議員のご質問についてお答えさせていただきますが、冒頭に今回をもって引退をされるということをおっしゃいましたが、本当に長きにわたって市民のために、地域のために尽くしていただきました。特に、私は職場の後輩として、いろいろなところにお教をいただいた立場でありまして、また立場が違って議員の立場でもいろいろご指導いただきました。本当に感謝を申し上げたいと思ひます。また、私に対する市政について、温かいご指摘やご意見をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

私は、衆議院議員でもありましたし、三重県知事でもありました、今早稲田大学の大学院の教授であります北川正恭氏のマニフェスト論についていたく共鳴をいたしまして、市長2期目の2008の年でございますが、その選挙のときからマニフェスト2008を市民に提示をさせていただいてきたところでございます。

マニフェストの語源といいますのはラテン語でございますが、明示するという意味でございます。従来の選挙公約とちょっと違うわけでありまして、選挙公約はいわゆる願望の明示と言われます。いわゆるスローガンのようなものでありますが、公約は言いつ放しになってしまうというようなことで、いろいろご批判があったということでございまして、マニフェストはそれと違って権限や財源を具体的に提示をする。そして、政策提示したことを実際に執行する、あるいは執行しなかった場合に批判を住民の皆さんから受けるという制度制であります。

マニフェスト2008では、6つの西予市づくりと28の施策を提言して、プラン・ドゥー・シー、いわゆる計画をして行動をする、そして評価を受けるというPDSの考え方を私は持ってやらさせていただきました。それにのっとり、実践と評価をいただいたところでございます。

マニフェスト大賞実行委員会から2010年において、首長の部門でマニフェスト大賞優秀賞をいただいたところでございます。3期目を目指し

まして、市民に提示するマニフェスト、今案を取りまとめている段階でございまして、骨子はマニフェスト2012誇れる愛着の持てるいい実感の西予市というスローガンのもとで、8つの西予市づくりと42の施策提言をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

今のその基礎となるところが、今大竹議員のご指摘をされたものでございまして、その中の今2番目の再生可能エネルギーへの挑戦でございますが、その中でバイオマス発電のことを言われました。私は、西予市の今の持つとるいわゆる資源といえますか、ふん尿が要らないものと思われておりますが、これを資源に変えていきたいという強い思いがございます。その中で、岩手県に小岩井農場がございまして、三菱系でございまして、その小岩井農場が雫石町と共同出資をしておるのが雫石バイオマス発電所でございますが、これはメタン菌を基ついでメタン発酵させてバイオマス発電をするということでございます。これは、私どもの西予市の牛の頭数が酪農、肉用牛の頭数と小岩井農場の牛の頭数が西予市がちょっと多いぐらいでございまして、そういう意味ではバイオマス発電ができる可能性が非常に強いという思いも持っております。これは、農協さんと一緒に、この研究を今水面下でやっておるところでありまして、これをぜひ実現する方向にやっていると、資源に変わっていくという考え方でございます。ぜひ、またご理解をいただきたいと思っております。

7番目の身近でいい実感の行政を目指す中で、地域づくり、地域内の分権の一層の推進という考え方の中で、地域づくり交付金をなお一層地域の中で定着をさせ、いわゆる地域に権限と予算の一部をお渡ししてその中でやっていく、その中には職員もお手伝いをして、アフターファイブについても職員は地域に張りついて仕事をいただく。今言われますように、職員教育として最たるものであると私も思っておりますし、職員の方も真摯に今動いていただいておりますし、そういう意味では地域から少しずつ信頼を得ておるのではないかなと、そういう思いでございます。めり張りのあることを今後とも十分考えていって、その成果を出していきたいなと、そういう思いでございます。

4番目の魅力あふれる創造発信の中で、シーボ

ルトの娘イネを生かした発信ということを考えております。やはり、もう一度このすばらしいお伊ネさんを私たちは検証をして、全国に発信する責務を私は負っておるのではないかなという思いでございまして、ことしは24年度の予算の案にもご提示をいたしましたように、お伊ネ賞をつくって全国に発信をして、すばらしい女医さんを評価をして、その研究費の一部にお出しできるようなことになれば、西予市として全国に発信ができる、このような思いもしておるところでございます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長 大竹君。

○22番大竹忠盛君 市長からあのような答弁をいただいたわけでございます。間もなく3期目に入るわけでありまして、今回のマニフェストを中心として、ぜひ西予の活力あるまちづくりのためにご検討されることを心からご期待を申し上げます。2番目の質問に移りたいと思います。

名誉市民の選考についてお尋ねをいたしております。

名誉市民の選考に当たって、3つの点を示されております。紹介をさせていただきたいと思っておりますが、本市に居住する者、もしくは居住していた者または本市出身の者というのが1つでございまして、2つ目には産業の振興、社会福祉の増進または学術、文化等の進展に功績があった者。3つ目には、市民が郷土の誇りとして深く尊敬する者ということが名誉市民の選考の事項として上げられておるわけでございますが、過去ずっと振り返ってみますと、そのほとんどがと言っていると思いますが、政治家中心の選考になっているのではなかろうかと、このように思うわけでございます。もちろん、西予市が第1次産業の町でございしますもので、過去にも現在も非常に農林業の振興に尽くされました多くの先輩がおいでになります。ご案内のとおりであろうと思っております。もう一つは、文化振興にも非常に大きな功績があったと、むしろ陰に隠れた文化の振興、また大切な文化遺産を守ることに情熱をお注ぎをいただいた方々も非常に多いと、このように確信を私は持っておりますわけでございますが、今後の名誉市民の選考に当たっては、もちろん選考委員会がございま

すと思いますので、軽々なことは言えないというふうに思いますけれども、市長の配慮の一つとして、やっぱり農業振興や文化の振興に尽くされた方々にも思いをはせていただきたいと、こんな思いを持っておりますもんですから、お考えをお聞きをいたしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、大竹議員の名誉市民制度について回答させていただきますが、西予市名誉市民の称号は西予市名誉市民条例に基づきまして、広く社会の進展に貢献し、顕著な功労のあった方に贈呈するものでありまして、これまでに7名の方々に贈呈させていただいております。

称号を贈る条件でございますけれども、自治分野のみならず産業の振興、社会福祉の増進、学術文化等の進展に功績のあった方も選考の対象としておりますので、ご質問の農業振興、文化発展に寄与された方で、その功績が名誉市民の称号に値する場合には、当然選考委員会に諮問してまいりたいと思っております。

ただし、今ご指摘もありましたけれども、名誉市民の称号は西予市における最高の権威ある称号でございますので、市民の皆さんが郷土の誇りとして深く尊敬されている者という条件も勘案して、慎重な審査が求められる事案であろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大竹君。

○22番大竹忠盛君 名誉市民は非常に重い称号であろうと思いますので、当然のことながら慎重な判断が必要だろうというふうに考えるわけですが、ぜひとも私が申しあげましたようなことも一つの基準とまでは申しませんが、配慮をしていただきまして、それらの方々が報われるような名誉市民の称号として与えていただきたいのと、このようなことを申しあげまして、2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目は、西予市の農林業振興、特にTPPと農林業対策について、3点ばかりお尋ねをいたしたいと思っておりますが、第1点は、お示しをしておりますように、先ほど市長の答弁にもありま

したが、ご案内のとおり西予市は愛媛県内の45%程度を畜産が占めているということでございまして、今国がTPPの年内に何とかめどをつけたいというような形で進められておるわけですが、このTPPはご承知のとおり農業だけではなくして、共済や医療等にも影響するというふうに新聞等では解説をいたしておるわけでございます。

そこで、畜産の今後のあり方について、提言も含めて質問をさせていただきたいと思うわけですが、本来はTPPをやるのであれば、国がある程度の支援策を当然示されるべきであろうと私は思っておるわけですが、一向にTPPの内容も国の支援策も目に見えてこないのが実情でございます。ここに新聞の切り抜きを持っておるわけですが、これは農業共済新聞でございますが、東京大学院の鈴木教授の談話としてこんなことが載っておりますので、ご紹介をしながら質問を続けていきたいというふうに思います。

今のTPPは、議論なし、情報なしで、どうやって結論を出すのか、政府からは参加のメリットについての明確な説明はないと。TPPは、日本がこれまでの自由貿易で最後まで譲れないと主張し続けてきた分野を一気に明け渡す協定であり、日本の方向性や国民生活に多大な影響を与えかねないというような論評を出しておったわけでございます。

私が心配しますのは、今回の交渉の相手国アメリカ、オーストラリア、それからニュージーランド、この3国はまさに農業大国と言われております。私も十分実情は調査していないわけですが、過去にアメリカへ行ったときに10万頭の肥育放牧をされると、こういう実態をつぶさに見てきておりますもんですから、連弾心配をする問題について、特に輸入がされると安全がどうなんかと、食の安全保たれるのかということが非常に心配ですし、過去には話題になりましたアメリカのBSEでしたか、これらの規制は大丈夫なんかにというようなことも含めて、非常に心配をしておるわけでございます。

西予市では、そのような環境もありますが、畜産振興にいち早く力を入れていただきまして、耕畜連携の施策を過去3年間やっていただきましたし、引き続きことしからも支援をしていただくと

というようなことでございます。この耕畜連携は、まさに資源を生かした西予市の農業の方向を指し示す重要な施策の一つであろうと私は理解をいたしておるわけでございます。

この間も、畜産農家に聞きますと、稲わらには非常にいい成分が含まれておって、非常に飼育期間が短くなったと、えさを食べる食欲も旺盛になったということで、非常に耕畜連携はありがたいですと、今非常に飼料が高騰しておる、大変助かりましたと。ただし、昨年の稲刈り後は雨にたたられまして、飼料の変質が若干低下したと、このような話も伺ったわけではありますが、非常に大事な政策として農家も喜んでおるということをひとつご紹介しながら、一方で大事なものは稲わらと堆肥を交換するという方向であります。残念ながら堆肥をやった後の実証が余り進んでいないのではないだろうか、このように考えておるわけがあります。畜産農家は、成果が具体的に上がっていることをお聞きをいたしました。水田に堆肥をまいて土をつくり、作物をつくるということでございますので、今後の課題としてぜひこの実証をしていただきたいということをお願いをいたしたいというふうに思っております。

私も家の裏に3アールほどの小さい田んぼがございますので、昨年末に堆肥を3アールで4トンほどまいて広げて、今ことしは実証をしてみようと有機栽培をやってみようと、このように思っておりますが、ぜひこれら実証について支援をいただくことが大事ではなかろうかと。

前、市長も一緒じゃなかったかと思いますが、福岡県の大木町のし尿処理の施設を視察をしたときに、し尿処理と生ごみで堆肥化を図られて、そこは大学とし尿処理の関係が一体となって研究、開発を進めて、有機米として1俵2万円で販売をしておるという話をいただきました。まさに、耕畜連携のもと私はそこにあるのではなかろうかと。肥料代を安く抑え、有機米としてさらに高くお米を売ると、このようなことは非常に農業の中で大事な視点であろうと思いますので、ぜひ場合によっては大学のお墨つきがあって、そこは2万円で売れているということでございますので、そのような点からもぜひ配慮をいただきたいと、このように考えるわけでございます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、大竹議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当市の畜産は、愛媛県の畜産業の生産地として地域経済の発展に大きく貢献をしてきました。しかし、畜産経営は国際的な穀物価格の高騰及び農産物の需要や価格の低迷によりまして所得の減少や離農の増加など、大変厳しい状況に直面しております。また、口蹄疫、BSE等の諸外国からの必要などの脅威による食の安全・安心に対する信頼、人口減少、少子・高齢化社会の到来の中、消費者ニーズの変化、多様化が見られるなど、さまざまな問題が顕在化しております。あわせて、昨年11月には、野田首相が日本のTPP交渉への参加協議を正式に表明しており、ますます畜産情勢は厳しくなっております。

西予市におきましては、このような厳しい状況の中事業を推進をしましてまいりました。酪農につきましては、近年の異常気象等による経産牛頭数の大幅な減少により、生乳生産量が減少しており、生産量の向上を目指し、優良な後継牛確保や大野ヶ原育成牧場やヘルパー制度を活用しての生産性の労働力軽減と担い手確保に対する支援を実施しております。肉用牛生産につきましては、景気低迷による枝肉価格の安値が続いており、優良な和牛確保及び導入に支援を行い、経営の健全化、安全化を目指しております。養豚につきましては、優良種豚確保及び導入に支援を行い、経営の安定化を目指しております。今後は、先ほど申しました支援事業とあわせて、畜産経営の高齢化に伴う労働負担の軽減や、自主飼料の生産拡大によるコスト低減を図るため、コントラクターやTMRセンターなどの飼料生産支援組織の設立を目指し、JAひがしう及び関係機関と協議しながら推進していきたいと考えております。

また、本年度から開始された県の愛媛ブランド牛開発プロジェクト事業につきましては、県内一の畜産地帯である西予市として、全面的に協力していきたいと考えております。

また、先ほどから話が出ておりました粗飼料生産組合育成事業につきまして、この事業につきましては議員言われるとおり畜産農家にとりましては大変有効な事業でございます。飼料のコスト低減、食の安心・安全の面からも大変評価をされている状況でございます。また、耕作農家の方の所得アップにも若干ながら貢献できているのではな

いかなと思っております。

ただ、問題になっておりますのは、農家の方の稲わらの提供と、それから今4団体が今やっていただいておりますけれども、その4団体との協定の中で稲わらがなかなかとりづらいたと、出していただきにくいという現状がございますので、農家の方と協議をしながら、また畜産農家と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大竹君。

○2番大竹忠盛君 もう答弁は要らないわけですが、やはりなかなか稲わらが集めにくいという答弁をいただきましたが、私はやっぱり農の原点は集落営農にあるだろうと、このように理解をしております。やっぱり、集落ぐるみで農業を展開するという市政の中で、そのような稲わらと堆肥の交換等もスムーズにいくのではないだろうか、このように考えておりますので、これは申し添えておきたいと思えます。

アドリブで話しておりますと長うなりまして、時間がなくなってまいりました。

2番目の西予市の産物を生かした6次産業の振興についてまずお尋ねをいたしたいと、このように思っております。

私も昭和59年、岩木農産加工組合が発足した当時、一緒に立ち上げたことを今思い起こしておりますが、間もなく59年ですから30年になろうと思えますが、その当時立ち上げた六、七人のメンバーが、今も健在で元気にやられております。聞いてみますと、やっぱ生きがいや健康づくりということが非常にこの組合の中に根づいておると、収益を度外視したようなことがありますよと。恐らく平均年齢は、失礼な話ですが70代を超えておるといことなのですが、年末も30日まで、高齢化社会ですんで、お年寄りがもちをついておると、このようなお話も伺ったわけですが、簡単に6次産業のお関係について、西予市でもこの間産建委員会でもちょっと申し上げたわけですが、指定管理者制度を設けられてさまざまな産業起こしをやられておるわけですが、せっかくのこのような制度があるわけですから、ぜひとも点から面へつないでほしいという話をこの間も進めたわけであり

ますが、ぜひすぐれたそのようなそれぞれの加工場なりあらうと思えますんで、年に1回ぐらい研修をやられたらどうですかと、そしてノウハウの交流をしっかりとされて、さまざまな角度から6次産業の振興について見直しをされるのもいいんじゃないでしょうかというお話をさせていただきました。

もう一つは、私はこれだけ多くの会社なり指定管理者制度のもとでのさまざまなものをつくられておるわけですから、将来はこれらの力を結集して松山あたりにアンテナショップ的なことも将来の課題として考えていいんじゃないかなと。さらには、せっかくさまざまな産物が西予市にあるわけですから、これも企業や大学と共同研究をしていただきまして、さらに6次産業の定着化を図られて、雇用の拡大等に結びつけたいんじゃないかなと、このような思いを持っておりますのでお尋ねをいたしたいと思えます。答弁簡単をお願いします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、お答えをさせていただきます。

第1次産業を基幹産業とする西予市にとって、日本がTPPに参加することになれば、安い外国産の農産物が大量に輸入し、農林水産物生産者に多大な影響を受ける結果となることが懸念をされるところであります。

西予市農業の再生や、農家所得の維持向上を目指すための一つ的手段として、農林水産業の6次産業化が考えられます。農林漁業の6次産業化を促進するためには、国が設置する6次産業化プランナーと連携し、地域農林水産物を地域資源として有効活用するための新商品開発や、生産から加工販売への一連の流れを確立するためのアイデアや情報を共有及び協議する機関を組織して、6次産業化を検討していくことが必要であると考えております。また、企業的な経営感覚を持って、魅力的な経営を行う農家や組織など、みずからの創意工夫により農産物の生産から加工販売までの6次産業化にチャレンジする先進的な経営者には、積極的に国庫補助事業を活用し、6次産業化に必要な機械、施設の整備の支援を行いたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大竹君。

○22番大竹忠盛君 3番目の耕種農業規模拡大についてパイプライン化を図るべきではないかという質問をさせていただいております。

1点だけ、私どもの集落の例を挙げて現状を説明させていただきたいと思いますが、伊崎ですが約15ヘクタールの水田、もちろんイチゴが3ヘクタールほど植わっておりまして、稲は10町ちよつとでございますが、この中に4つの井手がございまして、約3,500メートルの水路がずっと張っておるわけでありまして、54、55年に圃場整備をしております、非常に水路が傷んでおるところがふえてきておるわけでありまして、これも先ほど集落営農の話をしていただきましたが、32戸あるわけでありまして、今度1日にもやりますが、春と秋は部落総出、32戸が全員が出てこれらの水路の掃除、あるいは草刈り等をしておるわけでありまして、これがまさに集落農業の展開の基本をなすものだというふうに思っておりますが、とても規模拡大をするということになれば、今の開水路では1人でも経営できる面積でございますもんですから、ぜひこの開水路からパイプライン化に向けて行政の指導をぜひお願いをいたしたいと。もちろん、松蔭池10万トン、100万トンの閑地池ございますが、いずれもこれらの水路、松蔭池は昭和30年代にできたと理解を覚えておるわけでありまして、閑地も同じようなことでございまして、開水路というのはそこそこ問題が出てきておるのではないかと。規模拡大を図るということになりますと、ぜひパイプライン化を今後進めていただきたいというふうに思うわけでありまして、ご答弁をお願いします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、お答えをいたします。

現在、農業基盤施設の維持管理は、受益者である農家の皆さんにお願いをしているところでございます。しかしながら、用排水の老朽化によるひび割れやねじの欠落等により、水路機能が低下し、用水管理等に係る時間と労力が増大し、営農

維持に支障を来している地区が多く見られます。将来的には、耕作放棄地や遊休農地化が進む懸念もあり、維持管理能力の軽減化を図ることが急務となっておりますのでございます。

今回、ご質問のありました耕種農業の規模拡大におきましても、農作業の労力の軽減化を図り、担い手への農地利用集積を推進していく上で、用排水施設のパイプライン化への移行は有効的で効率的な整備方法の一つと考えております。意欲ある担い手が、継続して耕作がおえ、農業の体質強化に対応できる整備を実施することは、担い手を含む地域からの申請をもとに、各種農業農村整備事業の計画的推進が重要であり、安定的な農業経営の確立を目指し、土地改良法に基づいた国、県が補助、融資する各種補助事業により取り組みを推進していく方針でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大竹君。

○22番大竹忠盛君 それでは、次に移らせていただきたいと、このように思いますが、宇和の学校給食センターの改修についてお尋ねをいたしたいと思います。

2項目を上げておりますが、時間の関係もありますので合わせてご質問させていただきたいと思いますが、宇和の給食センターは1日1,560食をつくっていると伺っております。もう教育委員会も十分ご承知のとおりであります、これは昭和47年につくられた非常に老朽施設でございます、そこに働いておられる方もいつ機械が壊れるか心配でたまりませんということで、非常に気を使います。メニューも十分思うとおりにできません。こんな話も伺いました。私も金曜日の日でしたか、給食センターの特に外観をつぶさに調査をしてまいりましたが、ご案内のとおり鉄骨ブロックづくりの3階建てでございます。その上に、私はあそこの基盤は非常に軟弱だということをお伺っております。これ、大震災が起きると大変なことになるなあ。部活も2階を使っております。2階の通路のところを見ますと、端から端まで全部5ミリ程度のクラックがずっと入っております。地震が起きると、恐らく逃げ場を失う、あるいはブロックが倒れてくる、こんな心配も危惧をいたしておるわけでありまして。

そのような観点から、ぜひ整備を、改修を早急に進めていただきたいと、このようにお願いをいたしたいと思いますし、今後の給食センターのあり方については、将来の学校再編計画等も勘案しながら、この問題についてぜひ早急に改修をお願いをいたしたい。そうすることによって、地産地消も大いに進むだろうと、こう思っておりますし、同じことをそこに働く人も言うておりましたもんですから、ぜひともよろしく願いをします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 大竹議員の質問にお答えいたします。

ご質問の宇和学校給食センターは、昭和47年に建設された建物で、築39年を経過しております。耐震性を判断する耐力度調査の結果、建てかえが必要な施設であり、老朽化、衛生水準、作業効率など、抜本的な更新の時期を迎えており、多くの課題を抱えております。このことから、現在最優先課題として取り組んでおります校舎、屋内運動場の耐震化に次ぐ重要課題であると認識をしております。仮称宇和学校給食センター改築等検討委員会を設立しまして、改築に向けた検討をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

次の質問の2点目の質問でございますが、宇和学校給食センターの改築に当たりましては、教育活動の一環としての食育の推進、安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供、地場産品活用等地域連携による給食づくりを推進してまいりたいと考えております。あわせて、学校再編を視野に入れ、建設の時期、配送時間、距離等にかんがみた給食提供エリア、将来の児童・生徒数の推計、建設費、建設場所など、宇和学校給食センターの建設と運営に関して、総合的な調査研究を重ねてまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大竹君。

○22番大竹忠盛君 先を急いで恐縮でございますが、次に震災対策と文化財保護についてお尋ねをいたしたいと思います。

ご案内のように、開明学校が明治15年に建ちまして、それから米博物館が昭和3年だったでしょうか、それからあの立派な講堂、これは大正9年だったと思いますが建てられた。私は、これは日本にただ一つのすばらしい学校群だと、このように位置づけておりまして、将来は恐らくこの学校群がすべて国の重要文化財に指定する時期が来るのではないかと大変期待と願望を持っておるわけであります。そこで、もう時間がありませんが、米博物館の110メートルの校舎の前の盛り土のところでございますが、大きなクラックが入っております。あそこに地すべりを起こしますと、あの110メートルのすばらしい木造校舎が崩壊する危険があると私は認識をいたしております。これは、急にはできないかとも思いますが、震災はいつ来るやらもわかりませんわけですので、あのすばらしい109メートルの木造校舎を崩壊させないためにも、できるだけ早い機会にこれらの対策を講じていただきたいと、このようにお尋ねをいたしたいと思います。

○議長 森教育長。

○森教育長 では、続きまして大竹議員のご質問にお答えをさせていただきます。

米博物館の建設部分の敷地の造成工事は、平成元年に完成しております。この工事では、現在第1校舎があります表側は1万立米以上の盛り土をした工事で、施工時に十分転圧を行っていましたが、盛り土部分には時間とともに自然沈下が起こります。現地は、完成から22年以上が経過をしておりますして、明らかに自然沈下の現象が見られます。大竹議員ご指摘のクラックも、その現象の一環と思われますが、現在のところ擁壁側を見ましても不自然な膨らみ等は見られません。しかしながら、擁壁の表面の一部には剥離なども起こっております。それも、今のところ表面のみの影響と思われますが、剥離して落ちかけていた部分などについては取り除いております。しかし、表面の剥離は、自然沈下の影響で土地表面の水の流れが当初と変わったことなども考えられますので、震災対策を考慮の上、至急調査を実施いたしまして適切な対応を考えていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大竹君。

○22番大竹忠盛君 ありがとうございます。
ぜひ調査研究を進めていただきまして、安全対策に万全を期していただきたいと、このようにお願いをいたしております。

次に、職員採用について、これは理事者からの特認事項でございますので、若干の越権行為になるのではないかなと心配はいたしておりますが、これも私の思いの一つでありますので、お尋ねをさせていただきたいと、このように思います。

2月の中ごろでしたでしょうか、宇和高陸上部の送別会に、3年生を送る会にお招きをいただきまして、私も参加をさせていただきました。宇和高の陸上部は、今なかなか活躍をしてくれておるわけですが、その指導方針の中に書かれておりますことをご紹介をさせていただきたいと思いますが、競技力の向上とともに人間性の向上を目指すということを第一に掲げております。それから、礼儀やマナーの向上、自己管理能力の養成、思いやりや責任感、感謝の心の育成、それから言いわけのない生活の実践、そして生徒たちは積極的にチャレンジできる精神の育成と、このような指導方針のもとで指導をされておるわけでございます。この間、その中で3年間私は補欠でしたと、八幡浜から通ってくる長距離の子が言いました。厳しい練習にも耐えましたと、大会は常にサポート役でしたと。しかし、宇和高に来てよかったと、こういう言葉を述べてくれました。これもこのような指導方針があるゆえの成果だと、このように思っておりますが、愛媛県では体育の教員は全国大会やさまざまな大会で活躍した選手には加点制度を設けておることはご案内のとおりでございます。すべての職場ではいけないと思いますが、例えば消防署とか、あるいは文化体育振興課というところについては、一定加点制度を設けられてはいかがなものか、そのことによって生徒たちが育つ要素もありますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、職員採用基準についてお答えをいたします。

西予市では、職員の採用に関しましては教養試

験、専門試験、それからその2つで一定レベルの学力を有するかということを判断するとともに、見識や表現力を確認する作文、面接試験を行っております。また、本年度から今までの個人面接に加えまして、集団討論試験も導入したところでございます。これによりまして、リーダーシップや協調性、企画や発想力を初め、職場という集団の中で力を発揮できるかどうか、また自分をアピールできるかどうか、個性を生かせるかどうかというようなことを判断いたしております。

ご質問のように、全国大会等、高校クラブ活動等で活躍したスポーツ選手の方々は、やはり各種目について深く研さん追求しておられますし、厳しい練習を重ねた実績も持たれておられますので、集中力や判断力にはすぐれたものがあるということで、すばらしい人材も多いのではなかろうかと思います。ただ、職員採用に関してスポーツ選手にだけ特別な加算を行うということは、現在は難しいと思われまので、今後の問題として体力や気力に満ちて豊かな個性を持ったという有能な人材の確保について、十分検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 最後ですので、特別に許可をいたします。簡潔にお願いします。

○22番大竹忠盛君 財政の質問は、簡単に要望だけ申し上げさせて終わりにしたいと、このように思っておりますが、今のスポーツ加点制度、これは一つの試みの案でございますので、ぜひご検討いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後の財政の問題について、愛媛新聞の切り抜きがございしますが、10年度の状況、これ非常に西予市はいい位置にあるということは承知をしております。もう答弁は要りませんので、時間がオーバーしておりますが、ただやはり実質公債費比率、あるいは経常収支比率、ちょっと油断をすると厳しい環境にもなりかねると思いますので、今後は健全な財政運営に心がけていただきたいと、このように要望を申し上げまして、ちょっと時間がオーバーしてまことに申しわけありませんが、私の最後の一般質問をこれで終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時18分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前11時29分）

次に、2番二宮君。

○2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答にて質問をさせていただきます。

第1点目、元気な高齢者づくりについて質問をさせていただきます。

ご存じのように、西予市も高齢化が進んでいるという点と、今回の第5次の介護保険計画にもありますように、保険料も上がっているという今のこの情勢を見たときに、本当にお年寄りが元気でおってほしいなという思いはだれしも同じじゃないかなというふうに思います。

特に、介護保険にお世話にならない、施設にお世話にならない、そして医療にも余り、病院にも余り行かなくていいお年寄りをつくるのが急務じゃないのかなという思いでちょっと質問をさせていただきます。

まず1点目、現在この高齢者の皆さんに対して医療や介護の要望として取り組んでいること、そういう事業が西予市にどういうものがあるのかという点と、また国や県の事業と市単独でどういう事業をされているのかという点についてご質問をいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の第1点目の高齢者に対する取り組みの医療、介護の関係についてご説明をさせていただきますが、まず医療に関しましては疾病の早期発見、早期治療を図るために、特定健診や各種がん検診を実施しております、健診後に指導が必要となった方に対しましては、保健師や栄養士等によりまして運動や栄養などの保健指導を行って、みずから健康管理ができるように元気な高齢者づくりに努めておるところでございます。

介護の予防につきましては、介護保険法に基づき地域支援事業で対応しております。介護予防事業は、国、県、市の負担金及び介護保険料を財源

としており、健康づくり推進課、各支所、生活福祉課、高齢福祉課において事業を展開しております。

介護予防の取り組みの内容につきましては、要介護状態となることを予防するために、介護予防に関する情報提供や運動、栄養、口腔などの機能向上に関する事業、認知症やうつ病等に関する啓発などを行っております。これらの事業につきましては、対象となる方を要介護状態になるおそれの高い方とより元気な方に分け、対象者の状態に応じた事業に参加をいただいておりますところでございます。効果的な事業になるよう努めております。

市の単独事業でございますけれども、福祉事業におきましては、日ごろ家に閉じこもりがちになり暮らしの高齢者に対して外出支援をしていくことにより、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的とした生きがいデイサービス事業による外出支援を行っているところでございます。また、高齢者や身体障害者の方々の健康の保持及び増進を目的としたはり、きゅう及びマッサージ等、施行費助成事業等に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今、ご説明があったようないろんな施策を講じていただいているんですけども、それぞれの施策に対して今行政側として、どういう今効果が、こういう事業に関してどういう効果があって、またどういう問題点があるのか、今現在の認識をお伺いしたいなと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 その効果といたしましては、事業に参加された方につきましては、個別に前後の体力測定や参加者の感想を聞くなどをしておりまして、それぞれの事業について効果が上がっておりまして評価をしておるところでございます。

しかし、急激に高齢化が進む現状におきましては、要介護認定者や介護給付費の減額に影響するまでには至っていないという状況でございます。問題としましては介護予防の必要な人の事業参加

が少ないことを上げられます。

介護予防事業につきましては、事業開催場所までの送迎や講師となる人材や委託事業所の確保に努め、参加者の拡大を図っているところですが、まだまだ十分と言えない状況でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今、市長も答弁ありましたように、平成22年度の介護予防事業の実績表という中で、実施回数、参加人数等々を示していただいとるんですけれども、参加人数の延べで言うとまあまあかなと思うんですけれども、実施回数でそれを割ってみると、何か1回当たり本当に3人とか、また10人ちょっととか、多いところでも二、三十人というふうなところで、限られた人しかどうもこの事業を受けられていない状況が見受けられるんじゃないかなというふうに思います。今、市長も言われましたように、今後多くの人を対象を広げていくための施策であったりとか、以前2年前の私の一般質問で介護支援ボランティア制度というののちょっと提言的にさせていただいたんですけれども、本当に今元気なお年寄りが介護のボランティアをしていただくことで、自分がいざ介護を受けるときにそのポイントを使える、そういう目標を持ってやっていただけるということで、特に我々が含まれるかどうかはちょっと別として、団塊の世代、ちょうど60代に入っぐらいの団塊の世代の方たちが、今から本当に10年、15年先を考えたときに、やっぱり今そういう制度の中で元気なお年寄りをつくっていくことが必要やないかなというふうに私自身は考えておりますけれども、具体的な高齢者対策というのを、今の市長の答弁以外にまた持たれておりましたら、ちょっと1点お聞かせ願いたいなと思うんですけれども。

○議長 三好市長。

○三好市長 具体的な今後の対応、対策でございますけれども、先ほど言われましたボランティア団体等々につきましては、三瓶地区にはスマイル応援団などがありまして、ボランティアの活動をしていただいております組織もございますし、こうい

う方々と連携もしたい、このように思っておりますし、ご案内のとおりシルバー人材センターがありまして、そういうところからのご支援をいただいたり、派遣をいただいたりすることによって高齢者の方々の生きがいくつり等とも含めてできるのではないかなと、このように思いもしておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今、西予市のいろんな団体を見てみましても、婦人会活動であったり、壮年会活動であったり、青年団であったり、だんだんと縮小している中で、今一番元気なのは老人クラブを中心としたお年寄りであります。やっぱりそのお年寄りが本当に先ほども申しましたように、施設のお世話にならない、病院のお世話にならないという方向で、今後も取り組んでいくべきやと思うんですけれども、今説明のあった中の市単独事業の生きがいデイサービス等々の利用の拡張といいますか、もっともっと縛りを大きくして、多くの人に参加していただくというような、これをもとに、そういう考えも僕は必要やないかなというふうにちょっと思います。

それと、その介護というか、高齢者対策としての考え方なんですけれども、今大体高齢福祉課を中心に多分いろんな事業が、国からのいろんな事業であったり、この市単独事業をやっておられると思うんですけれども、市長が市政運営される中で、ご自分の重要なテーマ等を政策秘書室等で今いろいろやられてますよね。また、今回地域づくり交付金という事業の中で、職員でいうたら公民館主事と地元出身の職員2人を合わせて新たな事業として今取り組んでおられます。先ほど言ったこの10年、20年の高齢者対策を考えたら、ただその一つの担当課が担当する事業ではなくて、そういうテーマとしていろんな課をまたがった、やっぱり一つの西予市の大きな重要テーマですよという中で、やっぱり考えていくべき必要があるんじゃないのかなと、そういう取り組みが必要なんじゃないのかなというふうに思います。

例えば、先ほども言われたような、先ほどというか以前の質問にもありましたような限界集落対策とかで、第1次産業の再生であるとか、そうい

った1つのテーマごとの事業の展開、市長も今から3期目というところを目指される中で、そういう行政の制度、そういう事業を行っていく上の制度の変更も含めて、そういうふうに取り組んでいただければと思います。

今、国もこういう問題に対して社会保障と税の一体改革の必要性ということを言いながら、何ら具体的な議論が行われていない。だから、国の政策を、制度の変更を待っている時間はないということなんですよね。だからこそ、この西予市で国がやらないんだったら西予市はこういう事業をしていきますよという展開をしていくべきじゃないかなと思うんですけれども、そういうところへの市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の質問でございますけども、私の考えておことは、先ほど出ました地域づくり交付金制度で地域組織をつくるっていうことをやっておりますが、今度一步前に進めて公民館を中心として、地域密着型の制度制をつくっていききたいと、それが現実的な具体性をやるためには、そういう方向を考えていきたいと思っておりますが、これは定年制への延長とあわせてそういうところでありまして、一、二年向こうの中で体制づくりを考えていきたいということを制度的には考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

私、委員会の中でもちょっとお話ししたんですけれども、今各地域にはいろんな有能な人材もおられますし、お年寄りでも元気な方もたくさんおられますし、先ほどの大竹議員の表彰制度のお話の中にもあったように、いろんな経験を積まれた方が各地域には埋もれておるとお思いますんで、そういう人たちを巻き込んだ、例えば経費がかからないボランティア的なところも含めながら、やっぱりしっかりこういう制度を地域づくりの中でも、行政の中でも進めていっていただきたいなと思っております。

次、2点目に移りたいと思います。

2点目、西予市のホームページについてまずご質問をいたします。

1点目、西予市がこのホームページを開設されている意味、なぜホームページを開設されているのかということから、まず質問をしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ホームページを開設しております意味、意義と申しますと、大きく3つあるかと思えます。

まず1つ目が、市民の皆さんに向けての行政情報のリアルタイムな提供、公開ということだろうと思えます。2つ目が、市外や全国に向けた情報の発信手段として活用すると、2つ目になろうと思えます。3つ目は、市政に対する市民の皆さんの意見、提言をお受けするアイテムであろうというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 私も全く同感であります。

今の答弁に関して、それが今現状できているとお思いなのでしょうか。部長のお考えをお聞きます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 この問題については、情報自体の閲覧者数はある程度数を確保しておりますが、内容の充実が伴っていない記事があるというふうに理解いたしております。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 それでは、担当部署からホームページにいろんな情報が発信をされと思うんですけれども、その情報更新はどのようにして行われているのかということと、そのホームページ自体を定期的にどこかの部署でチェックをされているのかという点についてご質問いたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ホームページへの情報提供、掲載アップでございますけれども、情報を発信したい所管課が情報推進課が所管課になりますので、そちらのほうに申請して、了解を求めた上で掲載いたしております。現在、月平均20件程度が新しい情報として掲載されているかと思えます。

チェックの方法ですけれども、情報所管課のほうでどういう情報があるかというのは、甚だ全体を把握しにくい面がありますが、たまたま広報担当部局でございますので、翌月の情報をそれぞれ取材という格好で拾っております。この中で、どういう問題を市民の皆様にお知らせすべきかということを経営所管課で判断した上で、もしそういう情報がホームページのほうに載らないようであれば、所管課と連絡して作成するようにという指導をしております。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ホームページについては、以前も質問させていただいて、担当課によったら全然情報がありませんというのがたくさんあったりとかということもお話しさせていただきましたけれども、今回もちょっといろいろこの質問をするに当たり、ホームページを見ていて気になった点が何点かあります。

まず、1点目のホームページをあけたときの市長室での市長の言葉として掲載されてある、ようこそ西予市のホームページへというところの文言をちょっと読ませていただきますと、前段いろいろ書いてあるんですけれども、中段以降、西予市の魅力は、これらの極めてぜいたくな個性にあります。そんなぜいたくさを、このわずか数行で言い尽くせるなら、そして私たちだけがひとり占めにできるのなら、このホームページはただの伝言板であつたでしょうと。私たちの町のことを、私たち市民が知り、また訪れる皆さんが知るためにこの場所はあります。クリックのたびに、スクロールのたびに、この町のことが少しずつ好きになるはずです。ようこそ、西予市のホームページへという入りの文言があるわけですが、どう

ひいき目に見ても、それがこの言葉に当てはまると僕は思いません。

今回のことで、県内の20市ですけども、全部見させていただきました。順番をつけるわけでないんですけども、まず下の3つには入ると、間違いなく私自身は思っております。ぜひ見てみてください。その点の何点かなんですけども、こういう点はちょっとひどいんじゃないのというのを1つ例を言いますと、例えば障害者福祉のところをクリックします。そうするといろんな情報が出てくるわけですが、まず情報が順番になってないですね、年度の。普通は、大体上から新しい新着順でありますから、これが一番新しいんですよ。それが、新しいのが2段目にあったり、中には下段のほうにあったりするものが、実際にこれあります。地域づくり、障害福祉、この2つだけとりあえず今出しとるんですけども、見てみてください。そういうのが1つ。

観光というところをちょっとチェックしてみたんですけども、西予市にはいろんないいところがたくさんありますんで、そういう観光の場所も載っとるんですけども、例えば城川の自然ロッジ、三滝ロッジ、今ほとんど閉まってますよね。でも、あれ見たら行こうかなとちょっと思うかもしれませんが、本当でしょうかという。これ今どういうふうにアクセスしてここへ行ったらいいのかって、知ってる者はわかりますけども、これ県外やよその人が見たら、ええどうなっているんですかみたいな話じゃないかなと思います。ちょっとそういうところももう一度点検する必要があるんじゃないかなと、そういう意味で僕はさっき定期的にどちらがチェックをされておるんでしょうかというお話をしました。

それと、よその市がいいというわけではないんですけども、今はホームページ自体が大体この情報、インターネットを含むこういう新しい情報の中では古くなってきて、今ツイッターというのが今回の災害でも役に立ったということで言われていますけども、例えばこの近隣の大洲市とか新居浜市では、市の公式ツイッター等で次から次に新しい情報をリアルタイムに出されている。または、先ほど言われた市民の声もしっかり聞いて、それを表示していいという方の分については、そのホームページの中で市民からこういう意見がありま

すということも公表されているようなホームページもたくさんあります。そういうところをぜひ取り入れていただきたいと思います。

それから、特にこのホームページ、新たないろんな事業をするときに、行政のほうもパブリックコメントというふうな募集をホームページからされるわけですね。今回も新市立病院、多分近い将来名前の公募であるとか、先ほどからお話出てるようなお伊ネ賞の事業の全国への情報発信であるとか、そういうのもこのホームページから多分されるんじゃないかなというときに、特に市民の皆さんもそうなんですけど、西予市出身で市外、県外におられる方が、今広報等をとられている方もたくさんおるとは思いますけども、そういう人がやっぱりこの西予市、今どういう情報があるのかなということでクリックされたときに、ちょっと見られたらがつくりするような内容じゃないかなと私は思います。ですから、ぜひ市長も総務企画部長ももう一度じっくりそこを見ていただきたいと思います。今後はいいですけども、今後またホームページに関して、どういうふうな取り組みをしていこうかなと、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 いろいろご指摘いただきましたけれども、ご指摘いただいた件は情報推進課を通じ、各課を指導いたしたいと思います。

今後のホームページの考え方ですが、できるだけ早い時期、時期を区切って今ここでお示しすることができませんけども、ホームページの内容や表現方法について、市外、市民の皆さんを加えたモニター制度をつくってみたいという考えにあります。そういう中で、市民の皆様の直接評価をいただくということで、各課の刺激をいたしたいという考えであります。できるだけ早い時期ということで、この場はお答えさせていただきたいかと思えます。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 できる限り、早い改革を希望をしたいと思います。

それと、先ほども言いました1点だけ、ちょっとパブリックコメントの件で、パブリックコメントは市民の皆さんの声を広く聞かれるためになされると思うんですけれども、実際どのぐらいの件数が、例えばホームページに寄せられたら、ホームページだけじゃなくてパブリックコメントとして寄せられたらいいかなと、行政側としては考えておられるのか、ちょっと1点お考えを、市長でも構いませんし、パブリックコメントが何件ぐらいあったら、いろんな事業に対しての参考になるかなと考えられておられるのかという点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今のパブリックコメントにつきましては、市民の方々に発信をしたり、あるいは市外の方に発信をする場合もあるかと思いますが、その時々にあるケースとないケースが当然出てくると思うんです。だから、ないからだめだということではなしに、それはそれなりにご理解をいただいたと、多くあれば私どもは参考になる、そういうことだと思っております。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 事業によるということは確かにあるとは思いますが、例えば過去の新市立病院の基本計画、または建設場所、あと食育等のパブリックコメントということで、今現在記録が残ってる分で見ると、4件、3件、4件というふうな現状ですね。これが、例えば西予市の市立病院の病院名であったり、先ほど言ったお伊ネ賞等であったりということを考えたときに、ただ数だけではないかもしれませんが、ホームページをやっぱり魅力的なものにするということが、やっぱりこういう件数、パブリックコメントの件数、要するにクリックしていただく、見て開いていた方々の数がふえるということがやっぱり大事やないかなと思います。今ほど部長も言われたようなモニター制度を含めて、新たな改革を早急に希望をしたいと思っております。

次に、3点目、児童虐待について質問をさせていただきます。

最近のニュースの中に、小さな命が奪われるという痛ましい事件が数多く見かけます。抵抗できない小さな命が犠牲になることに憤りを感じるとともに、どうしてこんなことになるのかと、どうして未然に防止することができなかったのかという思いで、悲しくなることもあります。また、この児童虐待に日ごろから取り組んでおられる児童相談所の皆様を初め、関係各位のご努力に対しては敬意を表するところであります。

さて、この児童虐待防止法が２００５年に施行されて、間もなく１２年がたとうとしておりますけれども、その間２００４年、２００７年の大きな改正を経て虐待の通告義務や、家庭への立ち入りの強化などがされて、全国的に相談件数もふえてきておるといふうに聞いておりますし、昨年全国の相談件数を調べてみますと５万５，１５４件ということで、一昨年の４万４，２１１件を大きく上回っております。この愛媛県においても、昨年３１２件の相談件数で、一昨年比４０件がふえているという現状であります。

そこで、この西予市はどうかというちょっと心配をするわけですが、西予市における相談件数や虐待の通報など、どのような把握をされているのか、もしされているとすればその件数等もお聞かせ願いたいと思います。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 児童虐待につきましては、暴力等の身体的虐待だけでなく、心理的虐待、育児放棄等の通報がここ数年、年間１０件前後寄せられているところでございます。２３年度につきましては、現在のところ５件というふうに認識をいたしております。

虐待の通報につきましては、児童相談所から提供されるものが多く、学校、保育所、民生委員さんや近隣の住民、家族また医療機関、健診や赤ちゃん訪問を行った保健師等、多くの関係機関から寄せられているところでございます。そのほか、虐待としてはとらえていませんけれども、保護者が子育てに不安を持っている児童や、不登校ぎみの児童・生徒の見守り等を含めて、現在２６件の要保護児童のケースの管理を行っているところでございます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前１１時５９分）

○議長 再開いたします。（再開 午後１時１０分）

二宮君。

○２番二宮一朗君 先ほどの上甲部長の答弁の中で、平成２３年の受け付けの件数が５件というふうに先ほどお聞きしたんですけれども、どういうふうな経緯で通報されたのか、その５件の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 それぞれに、児童相談所、そして民生委員、学校等からの通報によって受け付けをしておるところでございます。

以上です。

○議長 二宮君。

○２番二宮一朗君 ということは、西予市に直接通報されたということは、まだないという、市民の皆さんから通報があったというのは、現実にはないということでしょうか。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 はい、そのように理解をしております。

○議長 二宮君。

○２番二宮一朗君 先ほど、冒頭に言いましたように、児童虐待防止法がいろいろ改正されて、今市民の方から市に通告をするようなシステムになっていると思うんですけれども、そういうところちょっと市民の皆さんにもう一度こういう場合はこうしてくださいというふうなことで、今のルールがもしはっきりわかるようでありましたら、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今のところ、ルールという

ものは設定はしておりません。その中には、近隣の住民、家族または医療機関等々からの報告もあるわけですが、そのルールのものは設定をしていないところでございます。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今、先ほど言いましたように、市民から市町に通報があった場合、市のほうでまず情報収集をして、おうちへ行くなり確認をせないかんというふうになっとなぜなんですよ。それが、今部長が言われたように、例えばルール化できていないというのであれば、ちょっとそこところは心配かなというのがあります。やっぱり、市のだれが対応するのかというところを明確にしていきたいのと、あと本庁以外でも西予市広いですから、5つの支所でそういう通報なりがあった場合、今後だれがどういうふうに対応するのかと。例えば、そういうのは夜通報があるということも結構多いんじゃないかなと思うんですよ。そういうところ、しっかりルールの明確化をしていただきたいなと思うんですけれども、そういう点について答弁がありましたらお願いします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今ほど、通報への対処方法でございますけれども、まず虐待の通報を受けますと直ちに現地向かい、状況を目視で確認をしておるところでございます。子供の生命、身体への危険が伴う重大なケースと判断される場合には、南予児童相談所に通告し、西予市の児童福祉担当、保健師、学校教育課関係者でケース検討会を開催して、支援の方向性を協議しながら対応をしているところでございます。

なお、対応困難で長期化するケースがふえておりますけれども、平成23年度より常勤の家庭児童相談員を配置し、重症化の防止に努めているところであります。今後とも関係機関との連携を密にして、重大な事故が起こらないように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ぜひ、そのように対処していただきたいんですけれども、もう一点児童虐待について、防止の観点からちょっと何点かご質問したいと思うんですけれども、先ほどからいろんな民生委員さんとか、医療機関とか、学校とか、いろんなところからの通報というお話があったんですけれども、愛媛県のほうで要保護児童対策地域協議会というのを各県内の市町村に設置するように指導が来ているというふうに聞いておりますけれども、そういう協議会は西予市で設置されているのでしょうか。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 西予市におきましても、平成17年12月1日に西予市要保護児童対策地域協議会を立ち上げております。代表者会、実務者会、ケース検討会から成る組織で行っておるところでございます。

以上です。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 安心をいたしました。特に、全国的に児童虐待が発見されるケースの中で、お医者さん、医師会であったり、歯科医師会であったり、そういう人が子供さんを見たときに、ああこれはちょっと児童虐待があるんじゃないかというふうなことを気づかれるということがたくさんあるようなので、しっかりそういうところの協議会から医療機関等へのお願いとかもしておいていただきたいなというのが1点。

もう一点は、やっぱり今の子育てへの不安というところから、要するに妊婦さんが情緒不安定になって、子供ができていざ育てるときに自分がどうしていいかわからないということが、例えば今この児童虐待の実際の現場の中で0歳から、本当に1歳、2歳、低年齢の何もできない子供たちが被害に遭っているということがたくさん今報告がされております。そういう点において、妊婦さんとかへのアンケート、これは保健福祉課なんですかね、そこのほうでそういうふうなまず調査とかもされてるのかどうか、ちょっと1点お伺いをいた

します。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 妊婦さんへの調査ということ、この虐待等に対しての調査というものは、多分してないんじゃないかなろうかというふうに認識をしております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 今の妊婦さんが直接虐待につながるということではなくて、妊婦さんの不安定な心を、やっぱりどういうふうに行政としてサポートしてあげるかという点が大事ななと思いますんで、今後そういうところもしっかり保健師さんとかを通じて検討していただければなと思います。

続きまして、最後の質問、投票についてを議題とさせていただきます。

12月議会で、私の質問で期日前投票の入場券に宣誓書を入れたらどうかという質問に対して、その答弁の中で宣誓書自体は考えていないけれども、期日前投票所に関しては改善できるところは改善していきたいというご答弁がありましたけれども、その後どういうふうな改善点を考えておられるのか、ありましたらまず答弁いただきたいと思います。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 二宮議員のご質問にお答えをいたします。

期日前投票におきましては、選挙を重ねるごとに投票者数が増加をしておりますして、制度への理解が進んできているものと感じておりますが、期日前投票日、最終日にもなりますと投票場内が混雑することも多々ございます。

その対応といたしまして、期日内投票所内、または入り口等におきまして、投票の手順や方法等に関する案内表示、また事務従事者の案内誘導等を丁寧に行うなどによりまして、投票の流れを理解していただき、投票していただくということ。また、十分なスペースを構える、バリアフリー化等によりまして、高齢者の方や車いすの方でも投票しやすい導線づくりに努めているところでござ

います。

また、期日前投票の際の宣誓書の記載につきましても、記載スペースを拡充を行ったり、また担当職員によりまして書き方のサポートをするなど、投票に来られた方がスムーズにわかりやすく投票に移れるよう、配慮をいたしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 期日前投票は、確かに年々増加しておるんですけども、ただ一方で不在者投票と言ってたときからいろんな嫌な思いをされている人が結構おられまして、期日前投票に行くことに対して、昔は不在者投票と言ってたよね、そういうときにいろいろ面倒くさいとか、うるさく聞かれるというふうなことで、そういうイメージをいまだにまだ持たれている市民の方もおられるわけですよね。ですから、もう一度今の選挙管理委員会の立場から、現状をちょっとわかりやすく、どういう手順に今なっているのかというところを、過去はこうやったけども今はこうですよというのがわかりやすく説明していただければありがたいなと思いますが。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 ご指摘をいただきましたように、かつては不在者投票という制度でございました。その後、投票のしやすさ等を勘案されまして、平成15年に現在の期日前投票制度が創設をされたところでございます。

かつての不在者投票につきましては、ご指摘のように投票所におきまして宣誓書に記入をいたしまして、投票用紙を受け取りまして投票用紙に記載を行いまして、それを内封筒、外封筒、2つの封筒に入れたものにつきまして、一番最後に封筒にご署名をいただくという、大変手順的にも煩雑でございますし、その際の不在者投票の理由等につきましても、現在よりは制約が厳しかったものと認識をいたしております。

先ほど、申し上げましたように、選挙人が投票しやすい環境を整えるということで、現在の期日前投票制度が創設をされましたことからいたしま

しても、現在その宣誓書における理由等につきましても、丸をつける形の簡易な書き方になってございますし、その場で投票をして投票箱に投票をいただくということで、手順等につきましてはかなりかつての不在者投票よりは負担軽減が図られたと、また便利になっておるといふふうに認識をいたしております。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

ただ、担当者の違いによって、ちょっといろいろな思いをされる方もあるということも聞いておりますので、来月また西予市でも選挙が行われるわけですから、選挙管理委員会として、また期日前投票を担当される職員の方への徹底をしっかりとお願いしたいなと思います。

それと、投票所を以前より4年前の市長選、または市議会議員選挙よりも投票箇所が減ったということもありまして、投票率の低下というののもちょっと心配されておるんですけども、そういうところの投票所が減少したことによる投票率の影響に関しては、選挙管理委員会としてはどのように考えておられるのか、ご質問をいたします。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 投票率の高低につきましては、選挙の種別や各選挙における関心、注目の度合い、また立候補者等の関連性などによりまして、一概に単純な比較判断することが困難でございますが、投票所の見直し、前後の比較ができます参議院議員通常選挙、それから愛媛県知事選挙で比較をいたしますと、本市の投票率はそれぞれ参議院議員通常選挙で3.17%、愛媛県知事選挙で3.83%下がっております。

ただ、愛媛県内11市の中では最も高い投票率を維持しておりまして、県内の投票率の平均よりもかなり高い投票率となっております。また、必ずしも投票所の統廃合に係る投票区のみが投票率が下がったというわけではございませんが、ただ全体的な投票率の低下は否めないところでございます。

選挙管理委員会といたしましても、この状況につきましても懸念を感じておりまして、今後選挙

への関心や意識啓発も含めまして取り組み、対応を進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 確かに、投票所が減少したことだけで投票率が減少したとは思いません。確かに、高齢化をしてきて、なかなか選挙に行けないお年寄りもふえています。市民相談の中に、先ほど言った最近投票所が減ったということがあって、それを理由にいろんな市民相談等もお受けするわけですね。その中で、私たちも選挙への啓発として、期日前投票がありますよということをお伝えするわけですが、それをお伝えしたときに、ある高齢者の方が選挙というのは候補者の名前を書くんじゃないかと。何で期日前投票やったら宣誓書に自分の名前書かないけんのですよね、何で自分の名前書きに選挙に行かないかんのぞというふうなことを言われた高齢者の方がおられました。確かに、それも一つよなと。僕自身、その場ではちょっと納得したんですけども、そういうことを踏まえて、本当に今後高齢者の方が先ほど一番最初の問題でも言いましたけども、高齢者の方がふえてくるという中で、投票所まで行けない、今の憲法で保障されておる権利ですから、それがやっぱりできなくなるということに対してもっと真剣に、ただ投票所を減らしたということだけじゃなくて、それ以外の方策ということが必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、そういう点についても何か、よその事例であるとか、あればもしお答えいただきたいと思いますが。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 高齢者に限らず、若年層の投票率が低いという傾向もございます。したがって、高齢者に限らず、有権者全体を対象とした選挙の啓発等を積極的に行いまして、貴重な政治参加の機会であり投票という行為を棄権されることのないよう、広報等を通じて呼びかけてまいりたいと存じます。

それから、各家庭に選挙投票日直前に配布をさ

れます選挙公報、あるいは広報せいよ等につきましても、各家庭内で有権者全員の方、高齢者も含めましてお目通しをいただくことができますよう、地域の皆様、また各家庭におかれましてもご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 投票について、最後もう一点だけ確認なんですけれども、市民の皆さんの中にいろんな誤解が、私も話しててあるんで、ちょっと1回確認させていただきたいんですけれども、投票所の中にあらかじめ候補者の氏名を書いたメモであるとか、法定ビラ等を持ち込むことがいいのか悪いのかみたいな話があったんですけれども、それが公職選挙法上どういう影響があるかという点について、確認の意味でお尋ねをいたします。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 投票の際に、例えば文字を書くのに不自由だといった方のためには代理投票という制度がございます。その場で立会人等が立ち会いをいたしまして、本人の意思を確認した上で投票用紙に代理で記載をして投票をするという代理投票でございますが、その際に言葉が十分しゃべれないといった際に、立候補者氏名のわかるメモ等を持参される場合もございます。基本的には、選挙人の意思表示が確認できます場合におきまして、代理投票を対応をいたしているという状況でございます。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ちょっと私が言ってるのは、例えば言葉が不自由な人だけじゃなくて、前回の12月の質問のときにも言いましたけど、例えば投票所内に入ると上がってしまっとなかなか自分の意識が混乱するという意味もあって、例えば自分で書ける人でもそういうメモを持って入っても問題ないのかということをお聞きしたかったんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長 井上選挙管理委員会書記長。

○井上選挙管理委員会書記長 選挙人の方が、ご本人がご本人のためにメモ等を持ち込むということにつきましては、問題がないかと判断をいたしております。

なお、最終確認をいたしまして、改めてご報告を申し上げたいと思います。

○議長 二宮君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。

私自身もそのように認識しておりますんで、ぜひもう一度再確認をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わるわけなんですけれども、今回の質問で私たちも任期中最後の今回質問となったわけなんですけども、私自身きょうの質問で、この4年間で14回目の質問をさせていただきました。また、43項目を質問させていただきました。この4年間で真摯に答弁をしてくださいました三好市長を初め理事者の皆さんに、心より御礼を申し上げたいと思います。今後とも、西予市長3期目また出発されるわけなんですけれども、市民の皆さんのためにご尽力くださいますよう、どうかよろしく願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 次に、17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 議長に通告いたしておりますので、質問させていただきます。

非常に感深いところがありまして、昨年3月11日、ちょうど議員活動としての松山俵津会に出席しようとしている列車の中で震災が起きました。そして、松山の俵津出身の人たちが、本当にその会がざわめいて、実際のところ会が本当にならなかったなという感じがいたしております。そして、本年の3月4日に関東の俵津会に出席させていただきました。昨年は3月13日でしたので突如中止になりましたが、本当に地元出身の人たちが集まりを持って、きずなを持って、いろんなふるさとを思う心をお互いが持ち合うという会でございました。本年、行きましたら、その中で常

陸の方、福島の方がおられまして、席に立ちましてその感謝の意味を同郷の人たちにいかに助けていただいたかという言葉が述べられました。

この震災を通して、本当に私戦後の日本の日本人の意識が変わるような大きな出来事ではなかったかと思います。戦後の日本列島改造論から始まりまして、そして経済先行型、便利先行社会、そういうものばかりを求めてきた社会構造が変わりつつあるかなと思っております。日本の社会観も、人間がどう生きるか、どう生きていけばいいのか、そのようなことを考えさせられる大震災でございました。そういう私もそうでございます。今までは、がむしゃらに議員暦24年、家族も省みず、いろんな形で自分なりで馬車馬のように走ってきましたけども、今回家族とは何か、大切にしなければならないものは何か、生きてきて社会の中で何を努めればいいのかということを考えさせられました。本当に、家族の大切さとかきずなという言葉が、今言葉に出てきておりますけども、社会はやはりお互いが助け合う心、助け合う社会を目指さなければならないかなと、このような感じがいたしております。本当に、これからの我が身をどのように処すればいいか、今現在まだ悩んでいるところでございます。その中で、今回の一般質問の通告いたしました質問につきましては、非常に私自身が考えている地域の問題だとか、そして西予市の今後の問題だとか、そういうものをお聞きしたいと思っております。

第1番目でございますが、支所の整備計画の件でございますが、8年前に合併の計画のときには、三瓶の現在地の旧のところですが、今移っておりますので、旧の三瓶本署のところに新しいものを建てるような計画がなされておりました。合併計画からいろんな形で、あそこはいろんな使用目的もあるというような形でなされたんであろうと思いますけども、これにつきましてはの事情とか経緯についての説明、そして城川につきましてもあれほど立派な、あの4,000人の人口の中で素晴らしい建物が、これにつきましても内部整備は済みました。これから、明浜町の支所の建設というのが、あとで質問いたしますいい実感のある西予市づくりについての市長の項目の中にも出ております。このマニフェストにつきましては、先ほど大竹議員がお聞きした中で、まだ完全にでき上がっているものではないと、今つくっているところ

だというお話がございましたけれども、この西予市における明浜の今後の支所の建設についてのいろんな諸問題、そしてどのように考えられておるか、お聞きをいたします。

そして、最後でございますが、野村につきましては、あれだけ素晴らしいところがありまして、部屋数も多い、今後どのようになされるのか、お聞きをいたします。

そして、長年お勤めになりました、退職される河野野村支所長にお聞きをいたしますが、野村の支所、本年選挙の形の中でも人口が野村がここ4年間、非常に減っているのが多うございます。この野村の支所は、どのようにしたらいいのかなというような単純なお答えでも結構でございますので、お答え願えたらと思います。

なお、長年奉職されまして本年退職されるわけでございますけれども、これまでお勤め願った一つ忌憚のない西予市に対するご助言だとか、そして各職員に対してだとか、そして思いがあればお述べ願ったと、かように思います。

以上、支所の整備計画の質問については、以上で終わらせていただきます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、私のほうからただいまのご質問についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、三瓶庁舎のことについて言及をされましたのでお答えをいたします。

ご案内のとおり、大変老朽化をいたしております、改修では現在の庁舎では無理だろうという判断がなされまして、平成22年度にご案内のように三瓶保健総合センターの1階部分を改修いたしました、平成23年5月から業務を開始しているところでございます。それで、現在の旧三瓶庁舎につきましては、今後どう取り扱うか、どのように活用していくかということについては、これから検討をするという状況でございます。

それから、そのほかの支所でございますが、城川支所につきましては窓口を集約するということで、現在の庁舎の1階に1フロアで整備をしたところでございます。

また、野村支所につきましても、1階部分、入り口の部分が風防がなかったとかという、風除室

がなかったとかということもありまして、改修をいたしまして窓口を1階にすべて集約を既にしております。今後の2階、3階周辺の活用については、また後ほど支所長のほうから何か考えがあるようでしたら、地元の立場で答弁するかと思います。

以上のようなことで、現在取り組んでおります。

それから、明浜支所の考え方ですが、地元で既に議員さんもいろいろとオブザーバーというような形で参加いただいておりますので、ご案内かと思えますけれども、昨年7月に庁舎の場所、それから規模等につきまして明浜支所建設市民検討委員会を立ち上げさせていただきまして、10月には答申を受けておるところでございますけれども、ご案内のようにちょうどあれ海のすぐ近くということもありまして、市として今後あの場所は理想的な場所なのか、地盤の問題もありますし、津波の問題もありますので、いま一度詳細な検証をして、具体的な検討をすべきではないかということで、現時点では慎重な判断を今後もしていきたいと、必要があるというふうに認識をいたしております。

以上であります。

○議長 河野野村支所長。

○河野野村支所長 酒井議員からのご質問にお答えいたします。

野村支所庁舎は、昭和43年に完成をしております、44年が経過しようとしております。今年度からスタートしました本庁支所方式の組織改革により、支所の規模、機能が縮小したことから、住民の皆さんの利便性とサービスの向上を図るため、今年度事務所を1階に集中配置する改修工事を行ったところでございます。今後は、支所庁舎が現在の耐震基準を満たしているか不明でありますので、小・中学校の耐震診断が終了次第、支所庁舎の診断を予定しております。この結果を踏まえて、今後の改築を含めた支所の整備について検討に入ることにしております。ただし、人口の減少と厳しい財政状況の中で、支所の規模、機能がさらに縮小していくことも予想されますので、西予市の将来予測をしっかりと見据え、支所のあり方を考えていく必要もあらうかと思っております。

ります。

なお、当面につきましては、隣接します林業センターに平成24年度中には西予市森林組合の事務所が入る予定になっており、今以上会議、集会等もふえることが予想されますので、庁舎だけでなく支所前の公会堂、図書館周辺の駐車場の増設を含めた計画も進めていく必要があらうかと感じておりますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いします。

次に、助言にはならないかと思いますが、私のまちづくりに対する思いの一端を述べさせていただきます。

昭和30年に6カ町村が合併し、野村町が誕生しており、それぞれの地域性と文化の違いを感じておりますが、昨今の急速な過疎化と少子・高齢化の進展で、集落の維持や地域における伝統行事などができなくなるなどの限界集落問題を初め、さまざまな共通の課題も出ておまして、一時期の物の豊かさや便利さを求めた時代から、今やきずなや信頼を重視した、心のまちづくりを進めていくことが重要ではないかと思われます。そのために、人づくりはまちづくりの基本でありますので、社会教育の拠点として大きな役割を持っております各公民館の充実が、今後さらに重要性を増してくるものと思っております。

このような状況の中で、我々は地域に住み、伝統を受け継ぎ、新しい文化や芸術が育っていくような心豊かな地域社会を目指していく上で、過疎と高齢化、そして時間は待ってくれませんので、一つ一つの課題にできることから知恵を出し、汗をかき、地域の皆さんと一緒にかわりながら、地域のアイデンティティーが醸成されていくことが、地域の活性化に最も重要なことではないかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 城川、野村につきまして、非常に空き室が私なりで多いという感じがいたしております。非常に、城川の大きな議場、2階、3階を見ましても、非常に人口減退の中で利用度がない。そして、野村も1階に集約したということでございますので、このあたりの今後の利用状況については、やはり整備していただいて、

やはり市民が集えるような、議会のほうも市民参加の議会というような形に議会の基本条例の中にもうたっておりますので、そのあたりが自由に使えるような対策なんかを考えていただきたいなと、かように思います。

明浜につきましては、非常に津波の問題がありますので、そして公務的には、支所的にはやはり地理的な問題がございます、俵津地区につきましてはむしろ経済圏も行政圏も宇和町に近くなっておるとような問題がありますけれども、早急に耐震の問題もありますので、現在の計画のほうを早く進捗していただきたいと、かように思っております。

なお、進捗に当たりましては、明浜地区でも非常に高齢化率が高く、進行度合いが早いということでございますので、そのあたりも含めて、ただ支所という形ではなしに、何か多目的な形のもんでもひとつ地域の中で将来人口が減少していく中での利用度の高いようなアイデアとか、そういう施設に少し考えていただきたいなというような感じがいたしております。

以上、第1問の支所の整備計画については終わらせていただきます。

情報公開についてでございますけれども、情報社会の中で個人の基本条例の中でも情報公開と市民参加というのがうたわれておりまして、議会の中でも積極的に取り組んでいこうとしております。

それで、民生委員への個人情報開示についてお尋ねをいたしますが、この件につきましては以前も一般質問を私した記憶がございますので、善処していこうという形がありました。これまでの努力の成果は、いかがであったのか、まずお尋ねをいたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 ご質問の民生委員、児童委員への個人情報提供に関するこれまでの成果でございますけれども、平成23年9月に災害時要援護者登録者2,552名の名簿を担当地区ごとに提供をいたしました。提供に際しましては、以前に西予市個人情報保護審査会に、今回の使用目的、提供内容、取り扱い等についてご意見をいただき、新たに西予市災害時要援護者避難支援制度

に関する要綱を定め、そのルールにより運用をしておるところでございます。

なお、新年度におきましては、委員活動の基礎資料となる個人情報速やかに提供できる新たなルールを検討しておるところでございます。このことにつきましても、災害時要援護者の情報提供と同様に、西予市個人情報保護審査会のご意見を得た上で要綱を定め、運用をしてみたいと考えております。

なお、昨年12月から本年1月にかけて、西予市民生児童委員協議会により個人情報の提供に関するアンケートが実施され、個人情報の必要性、必要とされる情報、情報管理の状況についての意見が出されたところでございます。新たに制定します要綱におきましては、アンケートの集計結果等も含め、適正な運用を図られる仕組みづくりとなるよう努力をまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 非常に模範的なご回答であったと思います。といいますのは、民生委員というのは準公務員ということでございますので、守秘義務があるということでございます。片一方で守秘義務を課せながら、片一方で個人情報保護条例によって知りたい情報がとれない。この矛盾点の一つの線引きをどのあたりにするかというのが一番の問題点だろうと、私はこういうふうに思っております。

詳しく民生委員さんが本人に聞ける場合はいい。例えば、本人がしゃべれる。預金は幾らありますか、これは家族はどうですか、全部聞いて答えてもらう場合は1対1でやるわけですから、何ら問題はない。ただ、しゃべれない人に対しての役所からの情報公開がどのように現在なされているのか、具体的にということをお聞きしたい。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 それぞれの民生委員さんには、担当地区における個人情報につきましては、それぞれ本署、支所へ問い合わせただけければ、それなりの情報は提供しておるという状況で

ございます。

なお、個人情報保護法を盾にガードを余り上げますと、何とか地域を支えようと日々努力をいただいております民生委員の方々の気持ちにこたえられないということになろうかと思っております。アンケートの結果を踏まえ、また西予市個人情報保護審査会の意見を得た上で、新たな要綱をつくり、情報の提供に努めたいと、このように思っております。

なお、民生委員さんにはある程度の対応がなければ、行政からの対応がなければ、民生委員さんがふだん活動しておっていただく中で、地域力やつながり力はますます低下するのではないかと、このようなおそれも考えておりますので、できるだけ情報の提供をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 旧町で民生委員さんの定数は、旧町どおりで変わっておりません。議会議員は、明浜町でも14名だったのが現在2名です。個人的な相談、そういうものがほとんど議員の細かい動きができませんので、私も反省はいたしておりますけども、そういう問題が我々のところへは相談に来なくなりまして、民生委員さんのほうへ相談に行くというような流れが見えます。そして、民生委員さんから、今申し上げましたような、以前だったら個人情報保護条例のこういう壁がなかったけれども、今はそういうのが壁を感じて、自分たちが相談に乗ってあげたいということに関しても、なおますます相談される方が高齢化率が高くなることによって多くなっているということで、民生委員さんのなり手もなかなか選出するのに難しくなるというような状況にありますので、そしてこれは私も県の大会で言ったんですけども、民生委員さんたくさん出ていただきました。福祉大会。我々議員が行くときにはちょっと大きな弁当なんですよね。民生委員さんが行ったときに一緒に食べさせていただきましたが、こらちょっと満足、議員が行ったらもっといいのが出るんじゃないかなというような弁当が出ました。そのあたりは、少しの配慮ですけども、できれば私が要望しますのは、3年に1度の研修について

全体研修です、これは。地区ごとの中に1回ぐらい、民生委員さんに地区ごとの仲間内の大きいとこじゃなしに、仲間内が行けるような民生委員会の研修的なものもひとつ起案していただいたらなと思っております。

次に移りますが、西予CATV加入の地域間格差の是正策はと、あとでこの質問が出てくるところがございすけれども、私がちょっと皆さんにお願いしましてつくっていただいたのが、地域づくり交付金、皆さんのところへご配付していると思いますが、地域づくり交付金27学校区の中で、CATVの加入状況を配付いたしております。これにつきましてお尋ねをいたします。

これにつきましては、大きく上げますと俵津地区が人口、世帯数そしてCATV加入率で上げさせていただいております。俵津から下泊地区まで27地域づくり交付金地区別、もちろんこれ学校区別になります。これにつきましてご質問をいたします。

非常に、加入世帯数割で加入率を計算しております。俵津地区が54%、概略でいきます。狩江地区が16%、高山・宮野浦地区が11%、田之浜地区は102%、多田地区23%、中川地区9%、石城地区19%、宇和地区10%、田之筋地区38%、下宇和地区18%、明間地区77%、野村地区が72%、溪筋82%、中筋87、大和田69、横林85、惣川55、大野ヶ原96、遊子川が86、土居が37、高川95、魚成が46、三瓶が60、二木生65、周木が71、蔵貫63、下泊65となっております。これにつきましては、学校区ごとを調べておりますので、大体これは12月5日現在の資料でございすけども、また後から入ったところもありましようけれども、非常にこの情報が、CATVが今まで西予市がこれだけ長いことかけて完成いたしました。ただし、情報が流そうとしたときに偏りがあるんじゃないか、例えば本日のこの議会の私がしゃべってる一般質問、見られる方が非常に地域によって差がある。これを解消は、どういうようにするのかというのが1点でございます。

もう一点ありますのは、最初このCATVを出すときに、いろんな西予市の情報を流したい。例えば、医療についても何とかやれるんじゃないかというようなお話がございました。このCATVにつきましての情報伝達、そして市民への平等感

のある流し方、このようなものを今後どのように解決していかれるのか、まずもってお尋ねをいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 まず最初に、情報の平準化という問題ですが、私どもケーブルテレビ事業の整備によって、通信環境に関する地域間格差、もととなる地域間格差は、ほぼ解消できたというふうに理解しております。ただ、加入率が違うという問題ですが、この問題は場所的な問題でご自宅でアンテナを立てればケーブルテレビに加入しなくても見れる地域、ごらんのとおり提供いただいた資料を見ても大体そういう地域でなかろうかと推察しておるところです。

明浜地区につきましても、既に共聴施設がございまして、ケーブルに加入しなくても既存の共聴施設を改良すれば見れるという地区であろうかなというふうに、この加入率の差を見ております。でございますので、個人的にこれを平準化して60なら60にするという作業は、非常に難しい点がありましようけれども、番組に対するやはり市民の皆様の興味を示していただくと、ケーブルでしか見れない番組をつくるということが、当面のケーブルテレビに課された問題ではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 私、CATVの学校区ごとのこれからの小学生の数もとらえております。そして、学校区ごとの人口構成、構造、小学生の分、それから成人、老人、年代別もとらえることが多分市のほうではできると思います。ただ、その地区地区をどのようにして活性化していくかということに関しては、地区民の一番大事な協力が必要でしょうけれども、やはりそこへ何かを投げかけてやるというのが一番大切なことだと思うんです。ですから、先般もテレビ見ますと、非常に田之浜地区の運動会、民芸会、保育所、もうほとんど100%だから全部放送しとるんですね。そういうところがあるし、このように宇和町の先ほど言いました映るところは、もともとが映

るところは非常に低いんですね。こういうものも加入するという形がありますけれども、しっかり分析していただきたい。そして、これをCATVを上手に使って、ただ流す、魅力ある番組をつくる、そうじゃなしに流して西予市の実態、行政はこういうものを流す、そして市民も参加していただく、そういうようなものにしていただきたいと思うんですが1点あります。

もう一つありますのは、野村地区、城川地区なんかは非常に高いわけですから、野村病院の情報なんかどんどん流したら、そっちだけ流すような方法はできないのかなと、そんな感じもいたしております。いろんな使い方があろうと思いますけれども、今後どのようにこれを使い切っていくのか、そのあたりが問題であろうと、かように思います。

なお、マスコミ、最近は官僚主導ではいけない、政治主導であると言いながらも、どうも日本の社会を見ますとマスコミ主導っていうのが今非常に蔓延しているようにあります。そういうところも含めて、このCATVは西予市が100%株主のじゃなかったですか、ちょっと違いますね、少し出してますけど、もう完全に独占オーナーです。例えば、読売新聞の何とかという社長が非常にワンマンで、マスコミを牛耳っているような報道もありますけども、こういうようにならないような形で、市長は多分そういうことはなされないと思いますけども、上手に使えばいろんな宣伝ができると。これメディアですから。メディアを使うってのは、今の現代の政治家のやることでございますが、この点は十分肝に銘じていただきたいなと思います。

このCATVの加入格差の是正、そして情報の平等化は、お答え願えましたら、これをここに西予市マニフェスト評価表っていうのが市長が送っていただいたのがあります。それにつきましては、CATVの整備というところで評価が入っております。実施状況も入っております。これにつきまして、情報過疎化の解消のため全世帯60%以上の加入促進を目指しますという形が書いてありますが、私は加入じゃなしに、非常にオーナーとしては注意をしなければだめですけども、どういうように使ったらいいのか、西予市として。その点を、今度方向づけをしていただきたい。その回答ができましたら、少し答弁していただいたら

と思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 この問題は、非常に難しい側面もあります。先ほどの加入率だけでははかり切れないところがありまして、先ほど部長が申しましたとおり、情報の過疎化については、これを入れることによってある程度解消できておる方向に行っておるんじゃないかなというのは、基本的な概念です。

といいますのは、テレビという一つの媒体で考えますと、映るところについてはなかなかCATV入っていただけないという側面があります。ただ、そのときはほかのテレビは見えておって、それは享受をされておるわけでありまして、したがって、そこに強制的に入れるということができない側面がありますので、この数字だけでははかり切れないところがあるという側面があるということも理解をしていただきたいと思いますし、ネットの利用等々につきましては、やはり高度情報化社会でどこにおっても世界とつながるわけですから、そういうことを私どもは入れることによって世界とつながったということの認識を多くの方が持たれておると、私どもは思っております。

先ほど言われました、メディアの効果的な利用については、やはりそれを利用することによって西予市の行政指針の発信とか、それ以外のもろもろの産業であったり観光であったり、そういうものの発信ができるようにCATV株式会社のほうにもお願いもしながら、やはり独立した採算もしておりますので、お願いをしながら、効果的なことは今検討しながらお互い進めようということをやっておるところでございまして、そのメディアを使った効果的なものについては、そのようにしていきたいと思っておりますし、例えばそれ以外にも加入率が高くなっておる、先ほど言われました野村地区においてはリライアブル・タウン構想って実験的にやらせていただいて、近未来型のいわゆる健康管理も検討させていただいたり、それに対する情報ネットも今つくらせていただいておりますところではありますが、ああいう利用もできるんだよということを今後発信することによって、それがほかのところに波及効果もあるのかなと、最終的には市民の健康管理もネット上にできるようになれ

ばという理想論を持っておるところでもございます。

以上です。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 この情報発信につきましては、今後の西予市のいろんな形で市民を一つの心にとすると、西予市の市民みんなが家族的な意識を持てるというもので、ひとつ望んでいただきたい。特に、聞きますと加入される方が、孫の保育所、運動会が見たいから改めて加入するんよとおっしゃられる方もありますので、いろんな魅力を今からつくっていただいて、使っていただいたらと、かように思います。

3番目のいい実感のある西予市づくりについてでございますが、先ほど申し上げましたけども、大竹議員の質問のときに現在作成中というようなお話もございましたが、市長作成中のものに対して質問してよろしいかどうか、ご確認をさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 これは、あくまでも案としてでありますので、おおむね答えることについては構わんのじゃないかなと、このように思います。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 はい、ありがとうございます。

非常に、これにつきましては、市長が今度3期目を目指すための作成中ということであろうと思いますけれども、本予算の中にでも、もうこの誇れる愛着の持てるいい実感のある西予市づくりの予算が入っております。こちらのほうは、所信表明でございますので、ひとつ構わないと思うんですが、1つ目は減災のまちづくり、2つ目は住民参加の地域づくり、3つ目は産業の再生、育成であります。4つ目は、ジオパーク構想の推進による魅力あふれるまちづくりであります。5つ目が、再生可能エネルギーの取り組みであります。ということで、重立った形で6つ目が不易流行の豊かな文化を生かすまちづくりという形で、施政

演説の中で所信表明でされたのが、5つの中で、この中にいい実感のある西予市づくりの中に入っておりまして、もう予算化されている部分もあるようでございます。それにつきまして、何点かお尋ねをいたします。

いい感じってのは、どんなかなってというのが、まず感じました。ブータンのワンチュク国王が来られましたときに、私の国は幸せを感じる国民が、個々の国民が幸せを感じる国を目指しているというお話がありました。市民が、やはりいい感じでいつも持っていただけるような、いくような施策っていうのは何だろうかなと考えさせていただきました。もちろん、今まで我々地域のリーダーでは議員はありますけども、やはりお金で動かしたり施策で動かしたりすることが第一にありましよう。予算で動かしたりありますが、次にはやはりおのおののアクション、行動で動かす。その次は、やはり心で動かせるようなリーダーになりたいなというような感じが最近はいたしております。

幸せを感じるって何だろう、考えたときに、坂の上の雲の追いかけながら幸せを感じて、また最近出ております、坂の上の雲はまた雲だったとおっしゃられる方もおります。ですから、いつまでも坂道を上りながら、登山をしながらあんな疲れるものを、大きな荷物を背負ってと、それで幸せを感じる人もおりましよう。じゃんじゃんじゃんじゃん鳴ってるパチンコ屋の中で、あのうるさい中でよう幸せ感じるんかなって思うところもあります。いい感じっていうのはどんなだろうと思うのがあります。

それはさておきまして、再生エネルギーの中で本年度本当に再生エネルギーの西予市住宅用太陽光発電のシステム設置の補助金が出ております。本年度、これは来年度もずっと継続するのかということをお尋ねします。

また、本年度避難場所の整備、宇和備蓄倉庫、備蓄備品食料等々があっておりますけども、これを我々私どもは明浜の人に話ますと、倉庫備品っていうのは1日、2日の分だったらわかるけれども、津波が東日本大震災ほど来ますと、もう逆に言えば道路のアクセスさえできてたら、その日のうちに津波の場合は卯之町だとか野村だとか、大きな避難場所を設定してもらったほうがいいよとおっしゃられる方もありました。なるほど、冬の

寒い夜中に津波が来たときに、一時避難場所へ行って備蓄倉庫、備品倉庫、そしてテント、そういうものを用意するよりもそんなのがいいんじゃないかなという考え方がありました。その点にもお尋ねします。

そして、市長にお尋ねしますが、伊方原発の原子力の発電の問題ですが、愛媛新聞だかの広報によりますと原発は完全に要らないという表明は西予市はしてないようでございます。このあたりにつきましても、やはり新聞紙上ではなしに本日どのような考え方でおられるのか、お聞きをいたしたいと思います。

そして、先ほど6次産業の育成の質問がありましたが、6次産業っていうのは具体的にどうなって、どうなって、続けて連続してやるわけですけども、市民には6次産業って、1次産業、2次産業、3次産業はわかるんですけども、6次産業ってのはぱっと頭に入ってこないよとおっしゃられる方が市民の方が多うございます。これについての広報もお願いいたします。

また、一時お答えをもらってからの質問にさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員のご質問についてお答えいたしますけども、先ほど言いましたとおり、これはあくまでもマニフェストをつくる前段の案でございまして、したがってこのことを配布することについては、4月15日以降になるというご認識をいただいたらと、このように思っております。あくまではこれはそうではなしにこういう案を持っておるんだよということで、私も2月2日の出馬表明をさせていただいたときに、記者会見にもこのことはお見せをさせていただきましたので、こういう理念を持って案を考えておるんだということでご理解をいただいたらと思っております。

したがって、全部で8つの西予市づくりと42の政策提言という形でこの中にまとめておるところでありまして、その中で今酒井議員がおっしゃったのは再生可能エネルギーの挑戦ということで、太陽光の問題について話をされましたけども、これは24年度予算から支援については入れさせていただきました。その前段では、三瓶支所

の屋上に庁舎に太陽光を市民の皆さんに見せるために、太陽光発電について見せておりますけども、あれぐらいのことができるんだということの認識も含めてやらさせていただきましたが、太陽光の補助金を西予市としてもプラスアルファとして進めていくということを、今後とも進めていきたいと考えておるところでございます。

減災のまちづくりの中の避難場所の整備でございますけれども、これも24年度の予算には既に多くの予算を投入させていただきましたが、その中で今ほどおっしゃったとおり、1日、2日のやはり仮に避難されたところの場所と、長期的に避難をするということによって考え方が違ってくると思います。私は、考えますのは、この200メートル上がっておる地域は、南予の防災の拠点となるであろうという認識を持っております。したがって、例えば江戸時代にも南海地震が2回来ております。その江戸時代の南海地震のときを見ても、ほとんど海岸ばたが被災をしておるところでございまして、そこについてはこの西予市の中でこの高原にある一番近いアクセスのいい地域が、何らかの支援体制ができる地域になると、そのための拠点という考え方を持っておるところでございまして、そういうことを進めていきたいと考えております。

次に、伊方原発の問題でございますが、伊方原子力発電所はやはり私どもにとっては大変難しい問題をここに私たちは抱えてまいりました。福島原子力発電所の関係のあの事故から考えてみますと、非常に難しい問題が出てきたなあという気がしております。特に、SPEEDIについては、あれをうまく生かしておった場合については、いち早く避難体制もとれた中で、SPEEDIを知らなかったという政府のあの認識については、非常に問題があろうと思っております。私どもは、SPEEDIを開発された方がこの宇和の地の出身の方が開発されたということもあって、少しほど認識を私どもはしておりましたが、政府の中にそれがなかったということは非常な問題であったと思っております。

また、今回の中でいわゆる避難の重点的な施策をするところが変わってまいりました。EPZからUPZの考え方の転換の中で、8キロから10キロとか、30キロという一つのことを設定しようという案が原子力委員会のほうから出てきてお

るわけでありまして、そのことを踏まえて私どもも対策も考えなくてはなりません。

その前段では、やはり原子力発電所は、これずっと続けていかどうかということになりますと、宇和の皆さんも同じでありましょうけども、脱原発であることは変わりありません。やはり、その流れの中で私も再生可能エネルギーへの挑戦というもので、身近なところで再生可能エネルギーができるとしたら、地域からそういうところを進めていくということが大事になってくると思っておるわけであります。

ただし、今の事情を考えたときに、そのままずっと電気の不足ということになると、実体経済あるいは生活の中でどう影響してくるかという問題も含めてあります。したがって、安全をしっかり担保をして、その中でこの実際に動かすようになったときの認識は、やはり私どももある程度持っておかなくてはいけないという認識でございます。したがって、そのことについては私の考え方として主張していきたいと、このような思いであります。

以上です。

済いません、もう一つありました。

6次産業の育成についてであります。ご案内のとおり第1次、第2次、第3次産業を合わせたのが、1プラス2プラス3で6次産業という言葉が使われた新しい言葉として考えられたということだと思っておりますが、昔は1.5次産業と言っておりましたけども、そういう農業、農林水産業を生かすためには、地域がやはりそういう生産から加工、流通までいくというのが、新しい手法として考えるべきであります。先ほど、大竹議員のご質問にもありましたように、地域がそれだけの強い思いを持っていくと、そういう流通までいく、地域のおっちゃん、おばちゃんでもそういう地域ができる、いわゆるコミュニティービジネスを含めてであります。新しい概念としてのそういうものも含めながら、あるいは今ある私どもの第三セクターも含めて、そこを増強する意味においても6次産業の育成っていうのは今後西予市にとって大切な課題になってくると思っております。

以上です。

○議長 酒井議員、一問一答方式なんで、その中

から離れないようにお願いしたいと思います。一問一答方式なので、全体的にとかというようなことでなくて。

○17番 酒井宇之吉君 いい実感のある西予というところからは、もうお尋ねするところはこれはまだマニフェストで公式ではございませんので、質問はもうおやめにしますが、市長これを実行するにして一つだけお願いがございしますが、学校再編でございしても、やはり設置者の権限でございします。最終的には。条例改正でございします。そして、教育委員会が今学校再編で骨折りしておりますけれども、実際のところは最終的に答申を受けて設置者である市長が判断すると。どこへどういうようにするかということになろうと思いますけれども、この点につきましては正直言いまして地区のやはりあつれきが長くなれば長くなるほど、地区のあつれきが生まれる場合がございます。そのあたりにつきましては、強い指導力でご判断願いたいと、かように要望しておきます。

3番目の質問で、その下の新人口推計による西予市のシミュレーションの作成はでございしますが、これにつきましてこの宇和町内の新聞に出ておりますが、西予市の人口20年後は3万人に減少かということが出ております。これにつきましてお尋ねいたしますが、西予市の人口推移は、10年後、20年後はどうなるのだろうかということでございします。8年後でございしますが、2020年が3万6,500人ぐらいのこちらの新聞には出ております。20年後は3万900人ぐらいが出ておりますが、西予市におきましては西予市のシミュレーション、これは国が出した分が40年後に8,000万人というような数字が出ておりました分に対してのもんでございしますが、それによる長期的な人口減少は、対策はどのようにとればいいのか、それに寄られる社会構造、といいますのは、独居老人なんか非常に多くなります。といいますのは、18年度に3万人になりました。多分人口が現在高齢化人口は1万5,800人から1万6,000人の間を5年間ずっときております。そして、高齢化率が高く、高齢化人口の絶対数が多くなるわけじゃなしに、相対的に少なくなる、相対的に高齢化率が上がっていくということであろうと思いますが、そのときにはやはり独居世帯が多くなったり、ひとり暮らしが

多くなったりいたしますので、このあたりの構造の予想についてどのように考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、人口構造の関係についてお答えいたしますけれども、今ほどの酒井議員の人口構造についての将来予想図については、国立社会保障・人口問題研究所が発表されたことでありまして、そういう数値もあるのかなと思っておるわけでありまして。したがって、そういう数値を見ながら私どもは西予市の施策を今後ともつくっていく必要があると、このように認識をしております。

人口構造で考えますと、日本全体が高齢化社会になるということと、人口減少の社会になるわけでありまして、同じようなことが私ども以外にも起こります。特に、都市部においても今から相当に人口の高齢化が起こって、大変な状態に起きるということを数値的にも出されておる研究者もありますけれども、そういうことが起こるわけでありまして。したがって、鐘で言いますとしりすばみ型の鐘のような状態になってくることは間違いありません。だから、社会保障と税の一体改革にしても、この問題を踏まえて今国のほうでも議論をされておるところだと思いますし、このことを踏まえて西予市も考えていかなくてはならんと思っております。

私どもは、そのためには人口減少イコール悪いという発想だけでは、今後はだめになってくると、このように思います。したがって、そこで私どもは生き生きとして暮らせる環境づくりをどのようにしてつくっていくか、希望の持てる、夢のあるまちづくりをどうしていくかということを念頭に置いてやっていく必要があります。やがて、私どもが今まで生き生き集落づくり事業とか、あるいは自分たちの自分たちの手でという基本理念のほうで自主自立の地域づくりということで、地域づくり交付金制度を創設して、市民と行政が一体となって今進めておりますが、こういう理念的なことや考えを含めて、今後暮らしの価値観を高め、創造しながら私たちの地域が自分たちにとって暮らしやすく愛着の持てるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 市長にお尋ねしますが、私20年前に明浜町議の時代に、人口シミュレーションをお示しいたしまして、5,500人が3,800人になる、現在そうなんです、3,800人になると。そのときに、施策的に3,800人に合わせた施策を準備しながらやられていくのがいいのか、それとも現在の人口を減らさないような施策を積極的に取り入れていくのいいのかということをお尋ねしたことがございます。市長はどちらでございましょうか、お尋ねをいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の考えにつきましては、やはり減らさないということは非常に難しいという時代に入ってきたと私は認識しております。したがって、減るときについて適切にそのことを把握をした上で、例えば西予市の総合計画等々にも盛り込みながら、余りいいかげんな数字で以前のように人口がふえるという安易な概念で計画をつくるということは、大きな間違いを犯してしまいます。したがって、しっかりした人口把握をした上で計画書をつくって、その対応力を高めていくことが大事だと思っております。

○議長 酒井君。

○17番酒井宇之吉君 当時の町長さんは、減らさないようにするんだから、そういう減ることはないという答弁をいたしましたので、今と少し時代が違うのかなという感じはいたしております。

非常に質問が多岐にわたりましたが、これからマニフェストをつくられるに当たりまして、いい実感のある西予市をつくろうとされておりますが、私はやはりいい実感のある西予市づくりはお互いが助け合う社会づくりを目指していただく、基本にさせていただきたいなど、かように思って質問を終わります。

以上。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時30分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時40分）

次に、7番松山君。

○7番松山清君 一般質問の機会を得ましたので、通告に従い質問いたします。

いよいよ、4年間最後の任期の定例議会となりました。市長の所信表明においても、特徴ある政策を今年度からやっていこうという意気込みを感じられまして、それらを含んで議論をしていきたいと思っております。

おととい、高速道路が宇和島北まで延伸いたしました。おとといは、西予市から宇和島北まで渋滞をしておると、それできのうも走ってみますと、こんなにも車が南予たくさんあったんだろうかというぐらい、ずっと渋滞しておりまして、新しく開通したこの道路に南予の人たちが夢や希望を持っていたということは、間違いないというふうに実感いたしました。これまで、途中宇和から宇和島北まで途切れておりましたので、宇和島市津島町まで松山からつながったということで、観光や産業面での期待が大変大きいだけでなく、西予市にとりましては宇和島市がぐっと近くなったので、医療などの面で大変な安心感ができたなどというふうに感じました。

その一方、急激に人口が減少している西予市に、どのような影響があるのだろうかというような不安も感じました。この地方の人口の減少の原因は、西予市のみならずですけども、働くところがないということが最大であると思います。今から10年以上前になりますけども、小売店法が改正されたことによりまして、大型店が西予市にもどんどん進出してきております。消費者にとっては大変便利になっというわけでございますけども、商店街はごらんのとおり壊滅的な状況でございまして、後継者をつくることができないという、当然人口は減っていくわけでございます。

また、TPPの問題に関しましても、農業で働く人が減っていくのではないかとといったような心配もありまして、西予市の人口というのはこちらによるとまた減少するというようなご心配が感じられるところであります。私は、現在のこの冷えの原因は、このように国の政策に大きく影響をさ

れておりまして、都市や東京一極集中というような呪縛から日本が開放されて脱出しない限り、地方でできる政策には限界がある程度あるのじゃないだろうかと最近感じ始めました。

そのような中で、西予市では産業の再生や育成、そして観光分野への政策テーマを挙げておられるということは、大変重要なことであると私も思っておりますが、西予市の未来のためにさらに深くこれらについて考えていきたいと思っておるわけでございます。

きょうは3点、観光政策、市民との情報共有、スポーツ振興などに関して質問をさせていただきます。

まず初めに、観光施策についてでございますけれども、市長の政策テーマとしては6番目に出てきたわけでございますけど、坊っちゃん劇場でのミュージカルへの対応ということについてお尋ねいたします。

大変、楠本イネの生涯がミュージカルで演じられるということは、すばらしいことじゃないかと思えますし、西予市にとってもありがたいというふうに思っております。

そこで、幕末ガール・ドクトルおイネの物語について、西予市との関係をお尋ねしたいわけですが、市長の中でご紹介されたので、西予市と連携した企画かなあというふうに思っておったのですが、これらがどういった背景で出てきたのか、坊っちゃん劇場のほうで独自に企画されたことなのか、西予市から要請とか協力はしなかったのか、そこらの経緯についてお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 まず、おイネさんと西予市との関係については、議員もよくご存じだと思いますが、私どもの教育委員会の文化の里振興室の開明学校で、こういうものを発行しています。文化の里参考資料、この後ろに詳しく二宮敬作とイネの略年表が出ておりますが、これに非常に詳しく書かれておりまして、私どもはこの中でおイネさんが、楠本イネが14歳から15歳までこの地におられて、その5年間二宮敬作のもとでオランダ語とか西洋医学を学ばれて、女医としての能力基礎を養いましたと、このことを非常に私たちは今から検

証をして、大事にしていく必要があるのかなという思いの中で、今回坊っちゃん劇場のほうでミュージカルをやろうということに決めていただきました。

これは、私どもが要請したのではなしに、向こうの企画として出てまいりましたけれども、ただ坊っちゃん劇場のオーナーの方が、実質上のオーナーですね、私たちも懇意にさせていただいております、市長こういうことを案しとるけど、おまえらのところはこれ協力もしたりいろいろできるかなってというようなことを当初ごろから言っていたきました。ぜひ、そういうことについては、私どももご協力をしたいと、そしてともにそういうことをやっていただいたら私どもの地域からの発信にもなるので、お願いをしたいということを行ったところでございます。今回、これを大いにまた基盤づくりとしてやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 経緯について、そういうことがあるということで、大変それもおイネさんの発信につながるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

そこで、今市長からも紹介がありましたように、卯之町におられた数年間というのがあるわけですが、楠本イネさんというのは卯之町だけでなく、保内町とか大洲とか、あるいは伊達宗城が手厚く処遇したというようなこともありまして、宇和島との関連とかがあるんじゃないかと思えます。それで、これを発信するに当たって、西予市単独でやるのではなくて、そういった連携とか連絡協議会みたいなことをやって取り組んでいくほうが、さらに情報発信としてうまくいくのではないかと。

例えば、今回ぜひその幕末ガールというのを見てみたいと私も思うわけですが、集客アップについてはそういった西予市だけがアピールされるわけではないのではないかと思います。この内容とか、ストーリーについては、まだお聞きしておりませんので、どういうふうになるかはわからないんですけども、せっかく西予市はことしおイネさんをテーマにいろんな計画をして

いるわけですから、地域ともっと連携して力強く情報を発信したらどうかと思うんですけども、そういう幕末ガールに対して集客などの協力とかといったことはできないのか、お尋ねします。

○議長 三好市長。

○三好市長 今回、今ほどご提案をされた伊達宗城、あるいは保内町や長崎等々との関連もあって、そういう別の連携ということをおっしゃりましたが、このことにとっては今のところまだ踏み込んでおりませんが、既に旧保内町、今は八幡浜市とはお伊ネさんのウオークということで毎年来ていただいておりますけども、ああいういわゆるお伊ネさん、二宮敬作ウオークとして来ていただいておりますが、ああいう連携もとっていいんじゃないかなと思っております。

今回、お伊ネさんを主人公としたミュージカルが公演されるに当たりましては、市の知名度向上及びPRに絶好の機会でありまして、集客アップに積極的に協力していきたいと考えております。

具体的に言いますと、イベントや物産展のときにチラシを配布したり、ポスターを張ったりしてPRしたいと思っております。直近では、れんげ祭りにブースを構えまして、来場される方に集客アップのPRをしていきたいと思っております。また、卯之町の松山においても各施設にポスターを張って、イベントにはミュージカル出演者の招聘も考えておるところでございます。

また、ご紹介をさせていただきますが、今回幕末ガール・お伊ネミュージカルの脚本家が横内謙介さん、ポスターが松本零士さんでありまして、非常にすごい作だと思っておりますので、すばらしいミュージカルになると思っております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 そこで、やっぱりこれ以外にもお伊ネ賞というような別の事業もありますので、ぜひやる以上は積極的にやって、成功のうちに精いっぱいやったぞというところでおさめたいと思うわけですけども、小・中学生が研修して、これを勉強するといったようなことができないのかと

いうことについてお尋ねしたいわけですが、やはり以前宇和の文化会館で高野長英のミュージカルがあったことがございますけども、やはりああいうのを見ることによってすごく高野長英についても理解深まりましたし、いろんな方が興味を持ったんじゃないかと思います。やはり、郷土に誇りを持つということもありますので、例えば遠足とか総合学習など、そういったものに対して取り入れていけないか、そういった場合にはバスは西予市のものを活用するとかといった方法はとれないのか、そういったことができないか、お尋ねしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 松山議員の質問にお答えいたします。

本物の舞台芸術を体験することは、児童・生徒の豊かな感性をはぐくむ一助となるとともに、表現力やコミュニケーションの能力の育成に大きく寄与するものだと考えております。

教育委員会といたしましても、西予市教育基本方針の学校教育の項目において、体験的な学習の充実を上げております。この目標を達成するためにも、ミュージカル幕末ガール・ドクトルお伊ネ物語の観劇など、すぐれた芸術体験学習を小・中学生の研修に取り入れるよう推進してまいりたいと考えております。

そこで、市教委といたしましても、坊っちゃん劇場子ども舞台芸術体験サポートシステムという補助制度がございますが、そういったものを有効に活用しながら、また市教委としてできるだけ支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 大変すばらしいことだと思いますので、ぜひそういうこともやっていただきたい、そう思います。

それでもう一つ、今年度の事業の中で偉人伝承活用事業というのがございまして、私関連しているのかなあと考えて、勝手に思ってたんですが、どうも実際は余り関連してないんでしょうか、ちょっとそこらはわからないんですけども、それを

宇和や三瓶の文化会館で上演できないのか。例えば、幕末ガールにしても、1年間はだめかもしれませんが、それが終わった後は例えば宇和でやるかということができないのかという、また三瓶にも文化会館ございますので、1回はそういうことをやって、みんな市民の共通の誇りといえますか、財産といえますか、そういったものにできないのか、お尋ねします。関連があるかないのかについても、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 宇和文化会館、三瓶文化会館等での上演はできないかということですが、この幕末ガールについては、今のところまだ具体的な計画はしておりませんが、24年度におきまして坊っちゃん劇場完熟「一期座」というのがございすけども、において幕末の町医者二宮敬作の生涯というのが、坊っちゃん劇場で上演されますけども、その後宇和文化会館で公演をされる予定になっております。この機会に、中学生1年生、3年生を対象に舞台劇の体験学習を行って、子供たちに夢と感動を与えたい、そのように考えております。

○議長 松山君。

○7番松山清君 大変、私もこれには期待をしております、ぜひともこのことによりましてお伊ネさんがもっと多くの人に認識していただいて、やっぱり西予市の心になっていってほしい、それを期待しております。

先ほど言われました完熟「一期座」の演劇、幕末の町医者二宮敬作の生涯ですけども、これは別に予算化されておりますようなので、やられる計画だと思うんですけども、今言った幕末ガールについても、ぜひこの機会に生徒たちにも、子供たちにも見れるようにしていただけたらと、そういうサポートをしていただけたらと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、ジオパーク構想ですけども、これは市長の政策テーマの4番目に上げられておりますが、市民にちょっとわかりにくいのではないかなというように、もっとわかりやすく伝えていかな

ければならないというふうに思うわけでございます。

それで、目標を何に置くかということなんですが、市長は自然遺産、文化遺産など、地域資源を観光や教育、地域活動と有機的に結びつけ、地域の宝として町の活性化に最大限生かすと言われておりますが、それは実際具体的に言いますとどうということなのかということについてお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員のジオパークについてのご質問にお答えさせていただきますけども、まず目標のほうからちょっと入らせていただきますが、このジオパークにつきましては、目指す目的は地質や地形を含む本市の豊富で多様な地域資源を保全して、それを教育や地域振興に生かすことでございまして、しかしジオパーク委員会の認定を受けなければジオパークを名乗ることができませんので、まずはジオパークの認定を受けることが最初の目的としたいと考えております。

そして、その中で先ほどもおっしゃられましたいろいろな諸目的を達成できるようにしていきたいということでありまして、私の考え方はこのジオパークというのが西予市を発信する担い棒になっていただいて、そこで地域の文化とか、あるいは産業とか食とかというのが、その担い棒で担えるようになればいいかなというイメージでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 恐らく、今の市長の答弁だと、これを主軸じゃなくていろんなものがそれにくっついて、西予市の情報を発信するというような、そういうイメージかと受けとめたわけですけども、それで世界にジオパークというのが5カ所、日本に15カ所認定されておるわけですが、これ2008年からの制度であるようなんですけども、世界じゃなし、室戸岬は世界、昨年9月に認定されましたけど、その一つ手前の日本ジオパークの中には、南アルプス中央構造線とかいうて、ゼロ磁場のところですか、阿蘇のカルデラ

とか、霧島など、有名なところも多いわけなんです。私たちは、ちょっと議会の研修で立山カルデラというのを見ました。

それで、そういう中において、15カ所まず今目標としたい、認定を目標としたいと市長言われましたけども、15カ所日本ジオパークあるんですが、例えばその中でここをお手本にしたいというようなのがあったら、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどのご質問でございますけども、日本では世界ジオパークに認定を受けているのが5カ所あるわけでありまして。日本ジオパークの認定も受けられておるところが多くありまして、私どもは昨年から準会員で入れていただいた段階でございます。したがって、非常にそういう意味では近いところに来たかなということございまして、確かにぱっと見たときに見える、例えば先ほど言いましたフォッサマグナのところなら、糸魚川のところで例えば見える、例えば洞爺湖なんかは洞爺湖の湖から見た昭和神山等々、あそこら辺の活発な火山活動が見えたりいたしますし、阿蘇山等々についてもそうだと思いますが、室戸においてもぱっと見えるというようなところで、最初の認定はそういうところがしやすいとは思いますが、しかし、私どものところについては、非常におもしろい地形、黒瀬川構造体にしても、あるいはカルスト地域にしてもリアス式にしても、いろいろな問題で複合的におもしろい自然遺産を持っておる地域だという判断をしたらいいのではないかなと思って、決して負ける地域ではないんじゃないかなという思いもしております。

目指すところが、今のところあるわけではありません。そういう目指されたところの考えや、一つの思想みたいなものを、あるいはそれを生かしてどうやっていることを今後は見本としていきたいと思っております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 私は、ちょっとこれについて今

回お聞きするのは、もちろん黒瀬川構造体という、これは Gondwana 大陸の一部ということでございまして、黒瀬川という川からこういう名前がつけられておるといようなことをお聞きしておりますが、実は砥部だったと思うんですけども、早くから天然記念物になっているそういう構造体といいますか、断層がちょうど露出しております、川に露出しておるんですよ。私も、たまたま通ってそれ見かけたんですけども、だからそのときにもうちょっとこれ砥部町生かしてまちづくりに使ったらいいのになあと思ったんですが、ちょっとそこら辺がすごく消極的な印象を受けまして、今後ジオパーク構想というの、この構想自体はすごくいいんですけども、これを一体どういう活用ができるのかなっていうのが、はっきりわからないんですよ。だから、それが例えばこういうイベントしますよとか、こういうスケジュール、2年後という一つの線がございんですけども、そういった認定されたときにこういったことがあるんだよとかというのがありましたら、市民にアピールできることという意味でもありますし、活動計画とか、そういうイベントの開催計画等々ありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 基本としましては、今後観光面において、私どもはこのジオパークを使えるのではなかろうかなと思っておるわけでありまして。

まずは、グリーンツーリズムとかシーツーリズムという言葉がありますが、私どもはジオツーリズムを地域活性化につなげていきたいと考えておりまして、それにあわせてジオパークの案内であるジオガイドを養成する講座や、ジオマップやガイドブックなんかを製作して、周知をしながら観光の全面的に出せる側面が出てくるのではなかろうかなと思っております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 大体、私なりに理解をしたわけでございますが、ぜひやる以上は、ちょっとこれ学術的な話で難しいんじゃないかなと思うんですけども、ぜひ人が来ていただけるような、そういう

うものに結びつけたい。それと、ちょっと城川の地質感が、あそこにあって今まで努力されてきて、ちょっと光が当たってないところがあるんじゃないかなとは思うんで、そういったところももっとクローズアップできるようになったらいいなあと、こう思いますので、それは要望としてお伝えしておきます。

次の問題なんです、せい坊の活用計画についてお尋ねいたします。

これは、私成人式で初めて見たわけでございますが、そういったゆるキャラといいますか、そういうのがちょっとどういう経緯で出たのかっていうのがわからなかったわけでございます。昨年度は、ゆるキャラグランプリっていうのが全国的にやりまして、今治市のバリィさんというゆるキャラが全国で2位となりまして、マスコットなども今販売されておるといような、計画的にさまざまなところで効果が拡大しておるわけでございますが、このせい坊について私はちょっとどういう目的や経緯で誕生したのかとか、今後どうやってそれを役立てていこうとか、そういった予算についてちょっとわからないところがありますし、これらについては1回ちょっとお尋ねして、今後の活用の予定などをお聞かせ願いたいと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 今の松山議員のご質問にお答えをさせていただいたと思いますが、せい坊の誕生した目的と経緯でございますけれども、市民に末永く愛されるキャラクターをつくるということで、市民の市に対する愛着の醸成及び一体感の形成を図ること、またキャラクターを活用した西予市の認知度向上を目的として誕生させていただきました。

昨今のゆるキャラブームを受け、ご当地キャラクターで地域おこしを実施する自治体がふえております。最近では、今治市のバリィさんがゆるキャラグランプリで2位を獲得し、県内はもとより全国から注目されたことはご承知のとおりです。新庁舎完成もあり、それを契機に記念としてイメージキャラクターを製作いたしました。今後、市のマスコットとして、市内外へのPRはもちろん、産業文化の発展、地域おこしに寄与してくれ

るものと、大変期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 それで、今の目的とかはわかったわけですけども、一つちょっと予算がどれぐらいにかかったのかということと、それとせっかくつくるんだったら、やはりゆるキャラグランプリに出すぐらいの感じでやれば、もっと知名度アップ、西予市の名前もそういったところ出てくるんじゃないかと思うんですが、インターネットでちょっと見てみると、どうも応募もされていないというようなことだったんですが、それはちょっとどういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 予算もしかりですが、せい坊の役割がございます。これにつきましては、せい坊は誕生と同時に市の観光をPRするための西予観光大使に委嘱をさせていただきました。今後もさまざまなイベントに参加し、市のPRを行ってまいります。既に、いろんな市内外のイベントに参加をし、子供から大人まで人気を博しております。既に、当市の認知度向上に貢献していると、今感じておるところでございます。

ゆるキャラが、ゆるキャラとして認められる条件の一つとしては、郷土愛にあふれたメッセージ性のあることが上げられます。郷土愛とは、すなわちまちおこし、地域振興と考えておりまして、観光PRを初め、農林水産業、商工業の発展に一翼を担うことを役割をしてみたいと思います。そういうことで、いろんな各イベント、また県内外にも出ていくというようなことを考えております。

次に、予算でございますけれども、さきの9月補正で105万円を製作費用として計上させていただきました。制作費のうち、52万5,000円は、新ふるさとづくり総合支援事業として県の補助金を充てております。着ぐるみ84万円、図案作成お礼10万円、愛称募集に関する経費11万円を支出しております。平成24年度は、県の

緊急雇用創出事業を活用し、県内外のイベントに積極的に参加させる経費を計上しております。

キャラクターの管理につきましては、利便性を考慮し、観光協会に任せておりますので、その他の予算については観光協会において計上いたしております。

それと、今後の活用予定なのですが、既に各課作成パンフレットや、市役所からの通知分、会議資料等にデザインが使用されており、キャラクターとしての活用幅が今広がっております。観光面では、イベント参加はもちろん、ゆるキャラグランプリにも参戦し、さらなる西予市の知名度アップを図りたいと思います。

また、市内で生産された農林水産物や製造加工品、特色ある特産品、加工品等にデザイン提供を行い、市産品の認知度、売上向上に貢献したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 やはり、着ぐるみというのは意外と高いものだなという感じを受けましたし、ぜひこれを有効活用していただいて、西予市の知名度アップ、それとメイヤープロジェクト、先月ありましたけども、子供たちはすごく着ぐるみ好きだなあっていうのを感じました。ですので、そういったところも含めて、せっかくつくったものですから、しっかりと有効活用をお願いしたいと思います。

続きまして、高速道路の宇和島延伸対応についてでございますけども、これでえひめ南予いやし博2012というのが催されるわけですが、これで西予市が素通りされないような対策を計画しているのかということについて、そういった施策がありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、質問にお答えをさせていただきます。

いやし博を前に、南予各市町及び県と合同で宿泊をテーマとしたパンフレット、お宿帳を作成し、誘客を行います。西予宇和インターチェンジおり口には、卯之町の町並みの案内標識を設置し

て、町並みのPRを行っているところでございます。

また、南予地域が連携して誘客を行うイベントの開催も予定しております。いずれにいたしましても、現在発信しております観光物産サイト等でさらなる観光及び物産資源の情報提供を行い、集客向上に努めてまいりたいと存じております。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 それで、歴博で空海の生涯を和紙人形で表現した展示をする計画が県のほうにあるそうでございますけども、これは真言宗の開祖空海の生涯を370体の和紙人形で表現した内海清美氏の作品を常設展示するといったようなことが報道されておまして、四国八十八カ所を回るお遍路さんが必ず立ち寄るというふうな聖地にしたいというような意向でございます。それらと連携して、周辺整備ですとか、新たな計画などをやれば、西予市の観光、あるいは高速道路が延びて素通りされない有効な手段になると思うんですけども、そういった連携したことが取り組めないか、情報発信ができないかということについてお伺いしたいと思います。

それで、これについては、四国八十八カ所というのはもう4県の知事が協働して世界遺産にしようという活動もされておりますし、やはり例えば愛南町ではトレッキング・ザ・空海というイベントをやっております、これは旧内海町なんですけども、そういった西予市の自然を生かした例えば仏木寺から明石寺までのトレッキングイベントとか、いろんなアイデアがあると思います。そうやって、やっぱりせっかく県がやろうとしていることなので、西予市も一緒になって協働してやるということはすごく有効なことじゃないかと思えますし、今後の観光についてもそれぞれ独自にやるのではなくって、いろいろと関係しながらやっていくことが大事だと思うんですけども、それについてお伺いしたいと思います。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 歴博で空海の生涯を和紙人形で表現した展示と連携できないかというご質問

でございますが、まだ今のところ詳しい内容が確認できておりません。中村知事もいろいろなところでこの話をされておりますので、展示が始まる前には県や各市町と協議の上、西予市を前面に出したような連携も考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 はい、わかりました。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、西予CATVの活用について伺いたします。

私も、先ほどの酒井議員と同じように、どういうふうにしたら加入率がふえて、合併後最大の事業であります西予CATV、光ファイバーが有効活用できるかを考えておるわけですが、大変そこについては心配しておるわけでございますけども、そのような中で30分の行政情報と文字情報、つまり30分間行政のいろんな情報、イベントですとかいろんな会議ですとかそういったものをアナウンサーがしゃべって、30分は文字情報で流すというような1時間番組、これをつくりまして24時間、1週間ぐらいは同じ番組を流すといったようなことによって、情報を市民に伝達するというような方法が取り組んでいる先進地があるわけですが、そういったことをすることによって、そういったチャンネルを1チャンネル持つことによって行政からの情報が的確に、なおかつ多くの人に伝わるのではないかなと思うんですが、そういう行政チャンネルを開設できないかということについてお尋ねいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ただいまのご提案でございますけれども、行政情報の発信方法、ケーブルテレビを使った方法には3つほど考えられるんですが、一番ハードな方法であろうかと思いますが、ただいまのご提言につきましては、と申しますのも、ケーブルテレビの現在の11チャンネル以外に別チャンネル、24時間放送をするようになりますと、新たに人件費を含めて初年度6,000万円

程度の経費が必要になってくるという試算がございますので、現実的、経営的には若干難しいかと思えます。

かわりまして、必要なときに番組を必要な時間帯を購入して放送する方法、もしくは年間枠を購入して放送する方法、こういう方法がとれるかと思えます。ただ、クオリティーの高い放送をとりますと、30分番組でもかなりの時間を必要としますので、職員自身が出るとなると通常業務にも支障ということも想定されますので、何がベストなのか、よく検討してまいりたいと思います。私どものほうも、ケーブルテレビ会社とも話し合いまして、ぜひ職員を出演させて行政番組を流してみたいという考えにはおります。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 今、6,000万円という数は、ちょっと私納得できないんですけども、30分番組をずっと1週間流し通すだけですから、そんなに制作費とかそういうのもかからないんじゃないかと思うし、文字情報も30分ぐらいお知らせをずっとやるわけですから、これちょっとぜひ先進地のどこか検討していただいて、本当に無理なら仕方がないんですけども、今の状態ではやはり加入率の向上ということにもつながらないんじゃないかというふうに思うんですね、今の状態ではですよ。だから、やはりそういう形で、新たな取り組みや、今ご提案がありました職員が出て伝えるということ、これは大事なことでと思いますので、ぜひそれをやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

それに加えて、加入率向上の対策としまして、例えば再放送とかライブラリーの公開や、番組表はちょっと今充実していないというような苦言もありますし、そういう視聴者とインタラクティブといいましょうか、いろんなことを検証なんでしょう、あるいは意見の募集なんでしょう、そういったようなことで相互交流意見を聞いたりしながらやっていくということも大事なんじゃないかと思えますし、例えば市長が行くみたいな番組をつくって、市長のところを取材して出すとか、そういった新しい発想をぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 先ほどの答弁でもお答えいたしましたとおり、市民の皆さんに興味を持っていただく番組ということは、市長みずからが出演して語りかける番組とか、職員担当みずからがわかりやすい言葉で語りかける、こういう番組をつくってケーブルテレビにしか視聴できない番組づくり、これを私どもともケーブルテレビとも考え方は同じでございますので、ただ試験的に情報推進課のほうで5分番組、試験的につくってみましたが、これは2日間程度のドロップづくりから、出演者自身の演技というものもございまして、なかなか技術的には時間もかかるというのが今の現状でございますので、やる方向を十分検討したいということで、ご答弁とさせていただきたいと思います。

○議長 松山君。

○7番松山清君 ぜひ、思いは恐らく私と一緒にじゃないかなと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

議会のほうでも議会改革の特別委員会の中継ですとか、今回委員会の中継なんかやってますけども、意外とたくさんの方が見られて反響が出てます。ですから、やっぱり流すと見られとる方は高齢者の方が多いんですけど、60歳以上ぐらいの方が多くんですけども、やはりすごくそういったことを見せてもらうっていうのはありがたいというか、CATV入ってよかったというようなご意見も聞いておりますので、いろんなことを流していかないと、やっぱり今までのやり方は同じ番組を続けて流すんですね、1日のうち何回もとか。だから、そういう形ではなくて、例えば1週間か2週間たった後でもまた流せる番組とかあると思いますし、そういった番組もぜひ工夫して、やはりそこが一番加入率向上に大事なことでないかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、スポーツの振興についてお尋ねしたいと思います。

市長のこししの6つの政策テーマの中に、健康づくりに関するものがなかったというのがちょっと気になりまして、スポーツや健康づくりって

うのは、やはり西予市民皆さんにとりまして最大の重要なことなんじゃないかなというふうに私は思っているところでございます。

また、スポーツによって人が西予市に集まるというような観点からも、やはりそれが宿泊を伴ってこられたりとか、あるいは西予市の知名度アップにつながるこういったようなこともあるんじゃないかと思うわけでございます。

その中で、スポーツに関しては3つお尋ねしたいわけでございますけど、まず第1点目はサイクリングコースの設置ということができないかというお尋ねをしたいと思います。

これは、愛媛県のほうでは2014年度目標に瀬戸内しまなみ海道で世界各国のサイクリストが参加する1万人規模の大会を開催する計画があるということでございまして、それに伴いまして県内の市町村で100キロメートルクラスのサイクリングコースの設置を呼びかけておられるということでございます。西予市は、海や山の自然が大変豊かでありまして、その風光明媚なコースをロードレースに使用したりするには大変向いていると考えるわけですが、そういったことに県のそういったイベント、しまなみ博みたいなイベントと一緒にするわけでございますけども、連携してそういったサイクリングコースの整備ができないのか、お伺いしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 現在、愛媛県では2014年度を目標に瀬戸内しまなみ海道での世界的サイクリング大会の開催を目指して、関係者との協議が進められていると伺っております。今のところ、具体的な計画は発表されておりませんが、サイクリストの聖地として発展することを期待しております。

西予市にあっても、海や山の自然が豊かであり、風光明媚なコースとしてサイクリングコースには適した環境にあると言えます。しかし、コースの設定においては1車線の区間や改良工事中の区間、見通しの悪さ、急勾配など危険が伴う箇所が数多く存在するとともに、トイレや休憩所などの施設整備が必要であると思われます。今後、県や関係団体との連携を図り、サイクリングコースの設置の可能性について検討してまいりたいと考

えております。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 現段階においては、そういうことでぜひ努力をお願いしたいということでございますが、サイクリストの聖地というようなことでかなり力が入っておるということなんですけども、私本当すぐこの話を聞いたときに、西予市の場合は宇和運動公園を出てから明浜町の俵津のほうへおりて、ぐるっと三瓶まで回って宇和へ上がってきて、野村、城川を回ったらこれすばらしい西予市の自然を見てもらえるんじゃないかなと、こういったことも積極的に取り組んでいけないかなというふうに感じました。

周辺を見ますと、既に愛南町で御荘町、西海町が中心なんですけど、ツールドあいなんというような大会が計画されておりまして、これがやっば活性化につながっておるということでございます。

それで、やはりちょっと教育部長のほうが心配されておりましたけども、道なんかも割と狭い道を使ったりするんですね。険しい道とか、そういったことをやっておるわけなんですけども、その2014年に1万人のサイクリストが愛媛県に来るとしたら、やっばそういったときにはそれをチャンスととらえて、西予市にも呼び込むといったような考え方が必要なんじゃないかなと思います。

そして、県のほうは台湾のサイクリスト誘致に向けて、モデルツアーとかを組むのに、やはり県内にそういったコースが欲しいということで、交流事業費1,112万円ぐらいが予算化されておるということでございますので、そういうことも通じて西予市の知名度アップということも、そういう情報も発信できるというふうに思っております。ですので、そういう形で積極的にぜひ取り組んでいただけないかと思うわけでございますが。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 松山議員の質問にお答えします。

今後、県の動きを見ながら、県と連携をし、ま

た関係団体と連携をしながら積極的にその可能性について検討し、進めてまいりたいと考えております。

○議長 松山君。

○7番松山清君 そしたら次に、マラソンの開催について伺いしたいと思います。

マラソンにつきましては、私は走らないんですけども、大変競技人口が多くて、市内でもたくさんの方がそれにかかわっているという現状があると思います。そして、西予市におきましては、このマラソンブームの中、朝霧湖マラソンというハーフマラソンですけども、が行われておるわけですが、愛媛マラソンやあるいは東京で行われておる市民マラソンなどを見ますと、何とかそれを西予市の朝霧湖ハーフマラソンをフルマラソンにできないものだろうかというふうに思っております。そうすることによって、これも先ほどと同じようないろんな効果、宿泊者もふえるだろうし、西予市の知名度もアップしていくんじゃないかと思うんですけれども、そういったことは考えられないものでしょうか。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 松山議員の質問にお答えいたします。

朝霧湖マラソン大会につきましては、平成4年に当時建設省林野庁主催の森と湖に親しむ集いのイベントの一環で、県内初のハーフマラソンとして実施したのが始まりで、今年度で20回目を迎え、全国各地より1,900名を超える選手がエントリーするまでの大会になりました。地元の小・中高校生を含む、ボランティアスタッフによる住民手づくりの温かみのある大会を目指した大会運営が、参加者から好評を得ており、インターネットによるマラソン大会ランキングでも高い評価を受けております。これまでになるには、地域の方々の並々ならぬ大会への愛着と協力や支援、地域の活性化に向けた熱意のたまものであると確信をしております。

松山議員の当大会をフルマラソンに格上げし、西予市としてフルマラソンに取り組めないかのご質問でございますが、現在の朝霧湖マラソン大

会が全国規模の大会にまで発展してきたのも、行政任せでなく地域の住民がみずから大会運営に参画し、住民の創意工夫を生かし、住民が自主的に取り組んできたことが発展のかぎと考えており、また今日に至っていることから、現段階では格上げして取り組むことは難しいと考えておりますが、松山議員の提案を将来に向けた新たな課題として、今後関係団体とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 今の教育部長の答弁で、住民の手づくりというような部分が多々あるかと思しますので、もちろんそういったところのご意見も聞きながら、また発展の方向で取り組んでいただけたらというふうに願うところでございます。

それと、マラソンというか走ることが大変人口が多くて、西予市にはこの朝霧湖マラソンのほかにも駅伝とかそういったものが多々あるわけでございます。それぞれが各合併前の旧町からの伝統を引き継いで開かれておるというふうに理解しておるところでございます。

それが、西予市になりまして、類似のマラソン等というか、ちょっといろいろと駅伝などもありますけども、これらについては現状のまま続けていくのがいいのか、あるいはもう少し例えば先ほど申しましたように、マラソンの格上げなどとなりますと、あれもこれもできることはできなくなるのではないかなというようにあると思うんですけども、それについて旧町から続いているやつをちょっと整理したらいいんじゃないかなと思うんですけども、そこらのお考えはどうでしょうか。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 松山議員のご質問にお答えいたします。

西予市におけるマラソン、駅伝大会については、全国に向けて発信している朝霧湖マラソン大会、県内の中高齢者及び女性を対象とした宇和文化の里駅伝競走大会、市内の中学生、高校生、一般愛好者を対象とした西予市駅伝競走大会、それぞれ参加対象者や目的が異なり、地域に定着して

きていることから、一つに現段階では集約することは難しいと考えております。

また、旧町単位で行っている駅伝大会等は、体育協会等が主体となり、最も身近な地域の中で子供から高齢者まで、多くの方々が気軽に参加できる大会であり、健康づくりや生涯スポーツの推進、地域の活性化等に大きく貢献をしております。そこで、スポーツの果たす役割、意義を考えたとき、現段階においてはこれ以上の集約は難しいと考えております。

今後、取り組みやそれぞれの大会の参加状況によっては、今後のあり方について関係団体等と協議検討を重ねていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 ご答弁がごもっともやと思っておるわけですが、やはりちょっと私も見よって参加人数が減ってきているような大会も見受けられるんじゃないかというふうに感じております。そこで、合理的に多くの方が参加して、やはり納得できる大会にしていっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、温水プールの設置についてお尋ねをいたします。

西予市スポーツ振興計画、スポーツ立市せいよ2017の中で、市民のスポーツ実施率が上がることに比例し、医療費が大幅に削減され、元気で健康な町となつてまいりますという、三好市長の冒頭のあいさつがあるわけでございますけども、その中のアンケート調査の結果、市民が行政に整備してほしいスポーツ施設は、温水プールが断トツで最も多く40.9%の人がそう思っているということでございます。これについて、市長はどうお考えであるのか、お尋ねいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 松山議員のご質問でございますが、この温水プールについては、まず所管であります教育委員会のほうから回答をさせていただきます。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 松山議員ご指摘のとおり、整備してほしいスポーツ施設は、温水プールが飛びぬけて多い施設であり、各年齢層でも開催してほしい教室の上位に水泳が上げられております。水の持つ特性を利用した身体への効果は言うまでもなく、リハビリから種目競技に至るまで、多くの研究結果で証明されているところでございます。年間を通して利用できる室内の温水プールのよさは認識しているところでございますが、温水プールの場合、加温して適温を保ちながら安全・安心で衛生的な環境で維持管理していかなければならず、近隣市の施設を見ましても管理運営面で多額の経費がかかることが考えられます。

このことから、現時点では温水プールの建設は難しいと考えておりますが、例えばごみ焼却時の熱エネルギーを温水プールの熱源や冷暖房、照明などの電力に有効に利用するなど、建設後の維持管理費の負担軽減が可能となれば、中・長期的なビジョンとして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 松山君。

○7番松山清君 これは、やはりスポーツ立市せいで2017を見ますと、その他の要望としてもトレーニング室とか多目的広場、公園などがずっと続くわけなんです。ですから、市民のニーズというのは、割合とそこらに集約されておりまして、結構こういったことを望む人は多いというふうに私も感じたわけですが、財政難の中でありまして、今部長が言われたみたいにすぐつくるのは難しい、それは十分わかるわけでございますが、今後の長期ビジョンの中で何らかの形で取り組んでいただきたい、そう思うわけでございます。

中学生など、水泳部も冬場の練習なんかどうしてるのかなとか、全国的にどうなのかなとか、あるところとないところとの差がやっぱりできるんじゃないかなとか、そういったことを心配するわけなんですけども、例えば長期ビジョンとかそういう中で取り組みはできないでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどの温水プールの関係のことに、私の考えも少し言わせていただきますが、現状として例えば吉田とか八幡浜のプールがございすけれども、あそこのところに例えば吉田なら毎年一般会計から3,400万円から3,500万円ぐらい繰り入れる。八幡浜の温水プールも3,500万円から3,600万円、一般会計から繰り入れをしておるんですね。これが、この西予市の中で毎年やっていくということができるとかどうかってことになってくるといいますので、それが住民の方々がそれだけ大きな施設をつくることをまず最初言いますよね。それで、毎年繰り入れをする、それが果たして住民のニーズがあるからつくれるかなという、非常に問題があるかなと。そうすると、お互いの連携の中でやっていった、当然西予市がつくったら八幡浜がまた吉田にあるのは相当繰り入れをしなくては、5,000万円も6,000万円も繰り入れをしないと、お互い同士になると。そういう一般会計から繰り入れするのでいいのかなというたら、ちょっとやっぱり疑問符が残る。

今ほど、教育部長が申しましたとおり、私はもしごみ焼却場がこちらのほうに、西予市に来ることがあったとしたら、それを熱源としてやるということは十分考えられると思うておったわけですよ。例えば、先進事例で言いますと松本市がごみ焼却をしたやつを熱エネルギーと発電のエネルギーに変えてやっておるわけですね。そういうことのビジョンである一環としたら、それは可能性はある。しかしながら、中・長期ビジョンでそういう可能性ができたときにやればいいのかという思いであります。

以上です。

○議長 松山君。

○7番松山清君 市長のほうから、ごみ焼却場の熱源利用というような一つの方策の話がありましたけども、私たち真庭市という中国地方の山の中にある町を見学したときに、西予市のバイオマスタウン構想に組み入れてそれができるんじゃないかと。そこは、ペレットでボイラーを燃やしていたわけでございますけども、そのペレット自体が

木材産地でしたけども、その副産物としてできてくると。そういったことがありまして、そういう方法もあるんじゃないかと。市長のおっしゃられた方法もあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。これにつきましては、いろんな方法の中でぜひ可能性を捨てずに考えていただきたいというふうに思いまして、いろいろとご質問しましたけども、最後にちょっとまとめさせていただきますと思います。

西予市というのは、南予の中で地理的に中心の位置でありまして、将来的にもポテンシャルは非常に高く、可能性がある町だと私は思っているわけでございます。新しい庁舎もできまして、今後も理事者、議会が英知を尽くし、さらに西予市議会が発展、前進していくことを、私もこれからずっとご期待申し上げ、一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後3時39分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時49分）

次に、24番坂本君。

○24番坂本隆重君 先日、3月10日、四国8の字ネットワークの整備目的として、宇和島北インターから西予宇和インターが開通し、松山自動車道と高速ネットワークがつながることにより、生活圏が拡大し、地域間の交流が活性化されました。反面、西予市は通過点にすぎない地点ではないかと危惧する人が多くなってきております。

整備効果も、地方の中心都市を効率的に連結され、震災後は救急医療施設へのアクセス性及び走行性の向上、東南海・南海地震の発生時の緊急輸送道路となり、豪雨、洪水においても寸断されることのない安心・安全なネットワークの確保ができました。四国8の字ネットワークも大きく変わってきたのです。

こういった状況の中において、私は通告により3点について質問をさせていただきます。

その1点は第1次産業の振興と育成について、2番目は県当初予算案について、3番目は再生エネルギー特別措置法、これが7月から施行されますので、これについての質問をさせていただきます

す。

まず最初に、森林整備促進と林業活性化、地球温暖化防止についてお尋ねをいたします。

東京都港区と木材協定を市長は結んでいるのですが、内容と地域の拡大について、いろいろと難航された面もあるかと思いますが、これについて内容をご説明願えたらと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員のご質問についてお答えさせていただきます。

東京都の港区の都市部における間伐材を初めとする国産材の活用を通じて、日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化及び低炭素社会の実現に貢献する、このすばらしい港プランに私どもは賛同いたしまして、平成23年7月8日に港区と協定書を締結させていただきました。この協定書により、港区内の建築主が二酸化炭素固定化認証申請を行い、協定木材による情報提供を受けて、協定された自治体から木材の供給を港区内の公共施設、民間建築物等に木材の供給をするシステムとなっておるわけでございます。

私どもが提携したときは、32自治体でございましたけども、昨年度末でふえまして、今全国で47市町村がこの協定書を締結をいたしまして、登録業者も331、西予市の登録業者は16業者が登録業者となっていております。非常に多くなっております。供給の機会には、限られた状況となっており、今のところ受注はない状態でございます。今後、港区との情報交換を行いながら、西予市産材への供給拡大に努めていきたいと考えております。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 地方産材の有効なる活用、今後も続けてやっていただきたいと思います。

次に、地産地消について質問をいたします。

地域の宇和町の農家にしても、西予市の農家の生産されてるジャガイモとかトマト、こういったもんが北海道から来たり、あちらからこちらから来ているわけですね。それを何でこちらで生産したものを、全部こちらで消化できないか。いろいろ

ろな絡みがあるんだと思うんですが、学校給食をすべて地産地消にできないのか、これについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 地産地消の問題ですけども、ご質問のとおり地産地消、これは非常に推進していかなければならない大切なことだと思っておりますが、それぞれ量の問題とか、安定供給の問題とか、いろんな問題がその中にはありますので、今後ある程度の地産地消できる品物等について、より一層また関係団体等々と協議しながら、地産地消を今後進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 地産地消、自給自足、こういった面は、今後あらゆる面に対応していかなければならない時代に入ったと思います。

次に、今現在木質ペレットの立ち上げをされまして、非常に成果が出ていることとおっしゃるんですが、ペレットを順調に出荷するためには、燃焼機器が必要でございます。そういった面において、今某メーカーを使用されと思うんですが、これをビニールハウス等が、それから家庭への普及を図るために、そのメーカーとPB契約をされて、プライベートブランドですね、より一層のコスト的にも量販することによって下がるんじゃないかというような考えに立って、CO₂の削減問題も絡めて、プライベートブランドに協定を結んで普及を図るといような構想はございますか。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 坂本議員のご質問にお答えを申し上げます。

木質ペレットの燃焼器具メーカーとPB契約を結んではというようにご質問でございますが、当市では現在バイオマスタウン構想に基づきまして、木質ペレット製造施設で製造販売をしております。市全体で地産地消のまちづくりを進めるためには、一般家庭へのペレットストーブ普及が求

められております。

国内のペレットストーブメーカーは、東北、関東、甲信越地方を中心に、十数社ございます。性能等によりまして、価格も10万円から70万円以上するものがございます。また、本体価格とは別に、ペレットを燃やすときに煙が出るために、煙突の取り付け工事も必要になってきます。したがって、高価なものになっております。プライベートブランドイコール低価格といったイメージがございしますが、メリット、デメリットがございしますので、慎重な取り組みが必要だと思っております。今後、実施できるかどうかは調査検討したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 ぜひ、コスト的に安く上げるように検討していただきたいと思えます。

次に、県当初予算案について、県の当初予算の中に地域活性化と安全な社会構築とあるわけですが、当市においてはその予算化の中に地域経済の活性化の戦略をいかに立てられているか。それから、基幹産業である第1次産業への目配りはあるのか。それを受けて、西予市の対応はいかに配慮されているのか、これについてお伺いをいたします。

そして、関連性がございしますので、もう一件、先日3月10日の開通の式典の中において、こういうパンフレットを配られました。市長は、お持ちだと思うんですが、ちょうど横に座られとったんで。その中に、さきも申し上げました通過点じゃないかということをおっしゃるんですが、その中にえひめ南予いやし博2012、行革甲子園の開催、県と市町が一体となつてとあるんですが、当市の取り組みはいかかなものかということの中において、つながる安心広がる未来というパンフレットが出ております。この中に、近くなる、こういうふうな丸がついてて、近くなる、それから安心できる、そして豊かになる、楽しくなるという項目の中に、西予市がどこに入るかなあと思ってたら、豊かになるだけが外れとんです。ほかは、近くなる、それから安心できる、それから楽しくなるには入ってるわけです。これが、私が言う通過点になるんじゃないかなという、一つの疑問点でございます。

そして、もう一つのチラシには、楽園めぐりということがあるんですが、これにもえひめ南予いやし博2012、全部で110以上のイベントを開催とあるんです。その中に、西予市はちょっと見るのに余り見えないんです。こういった点について、市民は非常に通過点を気にしているということについて、延伸はいいのですが、何か構想がありましたらお教え願えたらと思うんですが。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、前段のほうを答えさせていただきたいと思います。

県の予算案の中で、地域経済の活性化の戦略というところで、農林水産業振興の費用を計上していただいておりますけれども、第1次産業が基幹産業であります本市におきましては、農林水産業の継続的発展が地域経済の活性化につながり、とても重要だと考えております。

近年では、農林業におきまして有害鳥獣被害が深刻になっておりますけれども、西予市有害鳥獣捕獲隊を結成し、平成23年度イノシシ1,146頭、ニホンジカ20頭の捕獲を行い、大きな成果を上げることができました。今後も、農林業への被害が少なくなるように関係者の協力のもと、有害鳥獣被害防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。

果樹農業でございますが、戦略品種紅まどんな、甘平等々のブランド化を支援するため、品質向上を図るための予算化をいたしております。

畜産関係では、愛媛ブランド牛の市場について、市内で飼料米の作付を実施し、稲わら及び米の供給を行うよう計画をいたしております。

林業関係では、森林林業再生プランに基づき、効果的な森林施業に取り組み、木材建設産業の振興を図るとともに、木質ペレットの販売拡大とペレットストーブの普及に努めます。

水産業関係では、健全な漁業経営の確保と維持ができるよう雇用支援策として、雇用支援対策事業を継続実施するとともに、宇和海水産構想を推進してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ただいまの後段、2つの件、えひめいやし博の件をお答えいたしたいと思えます。

えひめ南予のいやし博ですが、これご存じのとおり宇和島圏域の市町村1市3町と愛媛県が連携して行う事業でございます。今年11月4日まで開催予定されておりますけれども、ちょっとお示しいただいたパンフレット私手元に持ってないので、内容をはっきりわからないんですが、宇和島圏域で行うイベントの概要が記されているかと思えます。

西予市におきましては、直接このいやし博との連携事業というのは予算上計上されておませんが、松山議員の質問に対して産業建設部長がお答えしたとおり、一緒に南予9市町がお宿帳ですか、宿泊のパンフレットをつくったり、5月、6月に協働で東京羽田空港で9市町のそれぞれの物産の特産品の販売促進事業を協賛的に行う予定と聞いております。

それから、行革甲子園の問題ですけれども、この行革甲子園は愛媛県の新しい基本方針、総合計画でございますが、ここの大きな柱としてチーム愛媛というのを知事さんが掲げられております。このチーム愛媛というのは、20市町村と県が協力し合って、すべての市町村の持てる力を結集した上で、愛媛全体の新しい愛媛をつくっていかうという発想でございます。この中で、そのために基礎自治体を重視した政策を4つ掲げてございますが、この4つ中の一つに行革甲子園というものが入っております。

行革甲子園につきましては、これまで市町村がそれぞれ苦勞して行った行革等の事業について、事例発表をしながらこの事例が一番いいかというのを県が外部審査をします。外部審査をして表彰した上で、導入してない他団体への波及をねらおうと、そういうことで行革の一層の推進を図ろうという事業でございますので、直接的には本市には関係ない、関係ないというか予算的には関係なかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 今、部長は内容についてご説明を願えたんですが、いま一つ私には納得がい

きにくい面がありますので、この点について私の考え方をちょっと述べさせていただいたらと思います。

西予市には、通過点とならないためには、要するに西予宇和インターにおりにていただくということが第1の条件かと思しますので、そういった観点から物をとらえますと、非常に西予市の場合には優秀なすばらしい物産会館があります。そして、市内全域の特産品、開発やイベント、そして地域の食材の提供とか、西予市のPRをいろいろとやっております。地域の農林水産物を中心とし、そして生産者への活力を与えているのが、この物産館ではないかなと思っております。

そういった面においては、今後特産品の商品の企画、それから販売のあっせんとか、それからリピートにつながる手法を考えると。というのは、特産品のいわゆるトレーサビリティを置いて、いかにしてこの食材が、農産物ができてきたかというようなところでアピールできる。そして、またレストランにおいては、この宇和島がやっているとおりタイの養殖と書いてあったんですが、知事が養殖やという表現は今なくなっていると、愛育フィッシュ、こういうことを言って、知事が宇和島市長に話をしてたんです。そういうことで、中村知事は非常にこういったことを、またミカンも全国2位です。ここのパンフレットに載ってるんですが、実は温州ミカンでは2位かもしれないけど、全体では全国1位ですよということをしゃべっております。そして、愛育フィッシュのタイの生産量については、全国55%というようなことをしゃべっております。そういうことで、私は鯛めしをレストランには出して、いろいろ特産品としてPRしたらどうかと。

そして、きのうありました出張鑑定団イン西予において、文化会館にいろいろな鑑定団が来てやった中で、最後だったですかね、みかめ本館の支配人が出てしゃべった中で旅館をやっていると。いろいろな旅館の魅力を聞かれた場合に、うちは特別なアジを提供しておるんだと。アジをこうしたらおいしくいただけるんだということをテレビの前で語っておりました。そういうことで、レストランの場合は特にオンリーワン、こういったものがつくれるならつくりますと、今度観光バスで来たときに、ここで何を食べようかというときに、これがおいしいんだということになれば、こ

うというような全国的に有名なタイを料理して食べますと。鯛めし、今有名になっております。そういうような必要やないかなというように思います。

そして、西予市の玄関口として、私は観光面においては歴史博物館をもっと活用しなかったらいかんのかなと。そして、四国八十八カ所の43番札所明石寺さんを、もっとこれを推進して、世界遺産への推進を市を挙げてやるべきじゃないか、このように私は考えております。世界から西予市へ来さすということに関しては、札所が必ず通らないかんとこでするので、これが一番いいところやないかなと思っております。これ、ぜひ私の考え方をかなえてほしいと思います。それから、温泉めぐり、それからシルク館、これも非常に取り上げ方によってはいい行程にはめれるんじゃないかなと、それから野村ダムを含む朝霧湖、それから重伝建、中町ですね。こういった資源を、豊富な資源を生かしていけば、必ず通過点にはならないんじゃないかなというように考えておりますので、ぜひ将来の展望として取り上げていただいたらと思います。

そして次に、東南海・南海地震と防災対策についてでございますが、河川や港湾の改修、緊急避難路の整備について、当市の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ご質問の一番大きな旨が、愛媛県予算と絡めて当市がどういうふうに活動するかということでございましたので、まず愛媛県の予算について、私どもインターネットとか新聞情報で得た情報しか得ておりませんが、ご説明いたしまして、当市の考え方を申し述べたいと思います。

愛媛県の当初予算で防災関係の予算を見ます限り、各地で河川護岸改修や港湾施設の改良の事業が計上されておるようですが、箇所付け予算で見る限り本市に該当事業はございませんでした。ただ、防災対策として、河川における津波遡上のシミュレーション事業で、詳細なデータを収集に基づいた海岸施設の津波対策などの検討はあるようでございますので、今後これらのデータをもとに策定されるでありましょう対策を、しっかりと検

討してまいりたいと思います。

本市に、直接関係ある予算案につきましては、津波から逃げる避難路等の整備事業がございました。市民の命を守るためには緊急に整備しなければならない事業でございますので、自主防災組織の方々と相談しながら、速やかに事業に着手できるよう準備を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 防災については、命が第一なんです。一番大事なのは、命なんです。これがある電気会社の原子力発電のある幹部は、想定外ということを経験されたと思いますが、想定外はだれがつくったのかということになるわけですね。想定した人は、だれかということになるんで、人間が想定したんです。だから、想定外という言葉は、もう議論しないようにしたいんじゃないかと。

そこで、とにかく逃げるが勝ち、それには自助、公助をはっきりして、とにかく自分が逃げれる人は逃げる、その人は逃げていただくという道をつくってあげる。そして公助、どうしても自分1人でやれないという人に対しては、みんなが助けてやらないかんです。そのためには、地域の人間、それから地域の方々、これ場所場所、地域、場所によっていろいろと違います。条件は違います。方程式はありません。ですから、みんながどうしたら命を守れるかということを、先に決めるべきやと思います。それから、避難路をどうすべきかということが一番今できることやないか、一番安全な方法やないかなと思います。

そして、阪神・淡路の大震災での私の経験なんです。死者は6,434名の犠牲者が出たのですが、その8割が家屋の倒壊、それから家具の倒壊によって犠牲者が出ております。今できること、何であるか、家具の倒壊、これは今すぐできます。そういったことを、今せないかんことは今すぐやるというのが、一応の防災の基本じゃないかなと私は思っておりますので、ぜひそういった面をいろいろと各地区において、それなりの対応をしていただきたいと思います。

最後になりますが、再生エネルギー特別措置法というのが、7月に施行されます。これは、過疎

法の延長過疎法の中に追加として以前より追加された分で、再生可能エネルギーは過疎法の適用になるということになっておるようでございますので、過疎法の適用を受けるためには、あらゆる面からの計画書が必要です。そういった面において、私は知識と情報量を豊富に持った人材を育成するためにも、エネルギー課というのを設置せざるを得んのかなと思います。前回もこのエネルギー課をしゃべったことがあるんですが、今回もこれは絶対に必要な課じゃないかと思っておりますので、この構想があるのかなのか、ご返事をお願いしたいと思うんですが、それは関連して太陽光発電、風力発電、水力発電についてのお考え、それから汚泥の処理場が今度またできるようでございますが、そこを発電に切りかえると、それからまた年間2億円というごみを八幡浜のほうで焼却を現在しておりますが、これを発電に切りかえると。もう使い捨ての時代は済みました。これを燃料に、電気に切りかえて、その2億円の支払いを逆に収益としてやるというようなお考えはないか。それから、このあらゆる面を発電に切りかえて、自給自足の西予市の都市をやっていくと、金を出して捨てるようなことは一切しないというような発想の転換を図っていただくわけにはいかないのだろうか、市長のお考えをお願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員のご質問でございますが、一問一答でございましたから、一つ一ついただくかなあと思っておりましたらまとめてございましたから、それに対して基本的には、あと詳細につきましては部長のほうから答えますけれども、課の設置については今のところまだ課の設置までは至っていないということで思っております。ただ、担当部局はもう決めましたので、そういう方法で再生可能エネルギーはやっていきたいなと、このように思っております。

先ほども言いましたけれども、私も再生可能エネルギーのそれぞれの分野がありますけれども、それについては積極的に市としても今からやっていくという強い決意を持っておりますので、それについてはいろいろな角度からまたご支援、また今のようなお話もしていただきたいと思います。詳細については、部長のほうから答えさせて

いただきます。

以上です。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 質問が3つぐらいあったと思うんですけども、まずエネルギー課の設置については、今ほど市長が申し述べたとおり、現在のところ課を設置するまでの計画事業が想定されておりません。したがって、エネルギー対策につきましては、実際にカーボンオフセット等の事業がございしますが、新たに分割して企業用のエネルギー対策、それから庁舎内用のエネルギー対策、政策のエネルギー対策、それぞれの部署に振り分けて、専門的に当面はやっていこうという考えでございます。

続きまして、太陽光と風力発電、水力発電の考え方ですが、12月の議会の際にも市長のほうからお答えしたところでございますが、今回太陽光発電につきましては、積極的に普及を図っていこうということで、市のほうも補助金を計上してございます。16日にはご審議、決定いただくかと思うんですが、よろしく願いたいと思います。

それから、風力発電につきましても、市で単独で設置するということは現在考えありませんが、何件かの事業者から打診等の話は聞いております。ただ、環境アセスメントの関係で、非常に問題が複雑な状況になりつつあります。でございますので、どういう状況か詳しい状況、それから計画等をよく聞きながら、今後申し入れに対してどういう対応をするのかというような問題を判断してまいりたいと思っております。

続きまして、汚泥の処理ですが、この問題は非常に難しい問題をはらんでおりまして、産業廃棄物か、あるいは有用物なのかということで、まだ市場で確立いたしておりません。産業廃棄物であるならば、それなりの処理をしなきゃいけないし、有用物であるということならば、それなりの利用ができるという問題もあります。ただまだ方向性が固まっておらないので、当面これを燃やすということはなかなか困難である。特に、私どものように施設を持っておりませんので、当面対策としては実施するというのは難しいなあというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 今の部長のご答弁の中に、場所的な、風力ですか場所的なものは。太陽光発電でもそうだと思うんですが、私は私なりの案を持っているわけですが、西予市は宇和は霧が深くて、なかなか適さないんじゃないかなという方がおいですが、宇和から三瓶へ抜けるトンネルの上に堂所というところがあるんですが、ここは霧がかかりません。下界を見たら、雲海のように宇和がなっているだけで、霧は下にあるんです。ですから、山の上には霧はかかりません。ですから、あそこには霧の心配は要りませんので、第1の候補地、それから風車を回すのも、前にあそこに実験をしたことがあると聞いておりますが、太陽光発電と風車とを一緒に回したらいいですよ、あそこでね。そうすると、風がないときには太陽光発電でやって、両方でカバーしていくということだと思いますので、そういったとこまた研究していただいたらなあと思っております。

ただ、今問題になっているのは、部長もはっきり国の問題とかいろいろな問題点があるということで、今発言されたんですが、実は私もそういうことは研究してみたんです。

そこで、ここでちょっと質問をさせてもらいますけど、現在の電気料金は総括原価方式で、非常に不明瞭です。これは、皆さんも新聞を見られてコストと上に報酬が乗って、それが電気料金にはね返ってきくと。ですから、4月から38円になるんじゃないかとか、東京電力が17円になるんじゃないかとか、17円上がるんですよ。そういうことは、非常に不明瞭なんです。これは、国の政策によって電気事業法というのが制定されてまして、いわば独占企業なんですね。そういうような、過去のことはいいわけなんですけど、今度どうするかということは、固定買い取り制度というのを7月からやるわけですね。これが、再生エネルギーの特別措置法に基づいて実施されるので、非常にこれも地球温暖化とか脱原発とか、その依存度に向けて国がある程度決めていくということで、今こういったとこが不明瞭なわけですね。ですから、買い取り価格が非常に高くなるんじゃないか、もう定まらんと、どれだけで買ってくれるんかということは国が決めることであっ

て、そこが非常に不明瞭なために計画が立たないんじゃないかなと思うんですけど、しかし海外に目を向ければ、ドイツはこれを押し切ってやったわけですから、ある程度ドイツに見習って恐らく国のほうもやると思いますので、7月からやるとなると早くもうやったほうが私はいいいんじゃないかなと思うんですが、そういうような情報量なり、いろいろなもんがこちらには部長にお尋ねするんですけど、暗に示されとんじゃないかなと思うんですけど、その点いかがでございましょうか。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 一定価格で一定の期間、その再生エネルギーの買い取りを義務づけるという法案でございますので、その一定期間がどうなるかというのは、私の判断の範疇を超えてるんじゃないかなろうかと。価格につきましても、家庭用の電気につきましては、キロワット42円太陽光の発電、毎年度経産相のほうで決定するということになっておりますが、その他の法案については私も承知いたしておりません。ただ、同様に先ほど海外の例が出ましたが、スペインが太陽光の発電、風力の発電の買い取り法案をして財政上大きな負担、今になって大きな負担になっておると、ドイツだけの例じゃなくて逆の例もあると。非常に、これ難しい問題で、少し私の回答では十分な回答できませんが、お許しいただきたいと思います。

○議長 坂本君。

○24番坂本隆重君 どうもありがとうございます。
した。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

3月16日は午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後4時35分

平成24年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成24年3月16日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成24年3月16日
 午後2時00分
 1. 閉 会 平成24年3月16日
 午後4時32分

1. 出 席 議 員

- 1 番 欠 員
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 欠 員
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 15 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 九 鬼 則 夫
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 松 山 一 郎
 会 計 管 理 者 河 野 敏 雅
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章
 教 育 部 長 兵 頭 三 樹

- 明 浜 支 所 長 平 田 與 輝
 野 村 支 所 長 河 野 数 義
 城 川 支 所 長 福 原 純 一
 三 瓶 支 所 長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 清 水 敏 昭
 総 務 課 長 井 上 謙 二
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 上 田 甚 正
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議会報告第1号 西予市議会改革特別委員
 会の報告について
 2 議案第 1号 白水観音水トウファ保全
 給水設備維持管理事業基
 金条例制定について
 議案第 2号 西予市水道事業の剰余金
 の処分等に関する条例制
 定について
 議案第 3号 西予市病院事業の剰余金
 の処分等に関する条例制
 定について
 議案第 4号 西予市野村介護老人保健
 施設事業の剰余金の処分
 等に関する条例制定につ
 いて
 議案第 5号 外国人登録法の廃止に伴
 う関係条例の整理に関す
 る条例制定について
 議案第 6号 西予市監査委員条例の一
 部を改正する条例制定に
 ついて
 議案第 7号 西予市税条例の一部を改
 正する条例制定について
 議案第 8号 西予市教職員宿舍条例の
 一部を改正する条例制定

について

議案第 9 号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号 西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第 16 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17 号 西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第 18 号 西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第 19 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第 20 号 西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について

議案第 21 号 西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について

議案第 22 号 西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について

議案第 23 号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について

議案第 24 号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第 25 号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について

議案第 26 号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について

議案第 27 号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

議案第 28 号 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について

議案第 29 号 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について

議案第 30 号 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について

議案第 31 号 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について

議案第 32 号 西予市物産会館の指定管理者の指定について

議案第 33 号 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について

議案第 34 号 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について

議案第 35 号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について

議案第 36 号 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について

議案第 37 号 西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について

議案第 38 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について

議案第 39 号 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について

議案第 40号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	議案第 72号	下水道事業特別会計予算
議案第 41号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第 73号	平成24年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 42号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第 74号	平成24年度西予市病院事業会計予算
議案第 43号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	議案第 75号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 44号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	意見書第 3号	障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書
議案第 45号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	意見書第 6号	受診時定額負担導入に反対する意見書
議案第 46号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	意見書第 7号	子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書
議案第 47号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	追加 議案第 76号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
議案第 48号	市道路線の廃止について	議案第 77号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第6号）
議案第 49号	市道路線の認定について	議案第 78号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第 50号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 79号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 63号	平成24年度西予市一般会計予算	意見書案第1号	障がい者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書（案）の提出について
議案第 64号	平成24年度西予市授産場特別会計予算	発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 65号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	発議第 2号	地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項の指定について
議案第 66号	平成24年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	発議第 3号	西予市政治倫理条例改正について
議案第 67号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算	議員派遣の件について	
議案第 68号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 69号	平成24年度西予市介護保険特別会計予算		
議案第 70号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		
議案第 71号	平成24年度西予市公共		

本日の会議に付した事件

1	議会報告第1号	西予市議会改革特別委員 会の報告について			部を改正する条例制定に ついて
2	議案第1号	白水観音水トッファ保全 給水設備維持管理事業基 金条例制定について	議案第15号		西予市農林漁業後継者住 宅条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第2号	西予市水道事業の剰余金 の処分等に関する条例制 定について	議案第16号		西予市営住宅管理条例の 一部を改正する条例制定 について
	議案第3号	西予市病院事業の剰余金 の処分等に関する条例制 定について	議案第17号		西予市単独市営住宅条例 の一部を改正する条例制 定について
	議案第4号	西予市野村介護老人保健 施設事業の剰余金の処分 等に関する条例制定につ いて	議案第18号		西予市特定公共賃貸住宅 条例の一部を改正する条 例制定について
	議案第5号	外国人登録法の廃止に伴 う関係条例の整理に関す る条例制定について	議案第19号		西予市火災予防条例の一 部を改正する条例制定に ついて
	議案第6号	西予市監査委員条例の一 部を改正する条例制定に ついて	議案第20号		西予市明浜町地域ふるさ と基金条例を廃止する条 例制定について
	議案第7号	西予市税条例の一部を改 正する条例制定について	議案第21号		西予市野村町地域づくり 推進基金条例を廃止する 条例制定について
	議案第8号	西予市教職員宿舍条例の 一部を改正する条例制定 について	議案第22号		西予市城川青年の家条例 を廃止する条例制定につ いて
	議案第9号	西予市公民館条例の一部 を改正する条例制定につ いて	議案第23号		西予市宇和文化会館の指 定管理者の指定について
	議案第10号	西予市図書館条例の一部 を改正する条例制定につ いて	議案第24号		西予市游の里デイサービ スセンターの指定管理者 の指定について
	議案第11号	西予市母子家庭医療費助 成条例の一部を改正する 条例制定について	議案第25号		西予市游の里健康センタ ーの指定管理者の指定に ついて
	議案第12号	西予市乳幼児及び児童医 療費助成条例及び西予市 重度心身障害者医療費助 成条例の一部を改正する 条例制定について	議案第26号		西予市游の里ふれあい広 場の指定管理者の指定に ついて
	議案第13号	西予市国民健康保険診療 所条例の一部を改正する 条例制定について	議案第27号		西予市惣川高齢者生活福 祉センターの指定管理者 の指定について
	議案第14号	西予市介護保険条例の一	議案第28号		西予市明浜ふるさと創生 館の指定管理者の指定に ついて
			議案第29号		西予市あけはまオートキ ャンプ場の指定管理者の

		指定について			合整備計画の変更について
議案第	30号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について	議案第	48号	市道路線の廃止について
議案第	31号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について	議案第	49号	市道路線の認定について
議案第	32号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	議案第	50号	西予市営土地改良事業の施行について
議案第	33号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について	議案第	63号	平成24年度西予市一般会計予算
議案第	34号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	議案第	64号	平成24年度西予市授産場特別会計予算
議案第	35号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	議案第	65号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第	36号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	議案第	66号	平成24年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第	37号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	議案第	67号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第	38号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	議案第	68号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第	39号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	議案第	69号	平成24年度西予市介護保険特別会計予算
議案第	40号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	議案第	70号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第	41号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	議案第	71号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第	42号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	議案第	72号	平成24年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第	43号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	議案第	73号	平成24年度西予市上水道事業会計予算
議案第	44号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	議案第	74号	平成24年度西予市病院事業会計予算
議案第	45号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	議案第	75号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第	46号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	意見書第	3号	障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書
議案第	47号	辺地に係る公共的施設総	意見書第	6号	受診時定額負担導入に反対する意見書
			意見書第	7号	子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書

- 追加 議案第 76号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 77号 平成23年度西予市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 78号 平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第 79号 平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 意見書案第1号 障がい者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書（案）の提出について
- 発議第 1号 西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 発議第 2号 地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項の指定について
- 発議第 3号 西予市政治倫理条例改正について
- 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 再開いたします。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（日程1）

○議長 日程第1、議会報告第1号「西予市議会改革特別委員会の報告について」を議題といたします。

会議規則第102条の規定により、西予市議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

10番元親君。

○元親孝志西予市議会改革特別委員長 それでは、議会改革特別委員会調査報告を申し上げます。

議会改革特別委員会では、調査項目に掲げた9

項目について、特別委員会を設置してから約1年間で24回の委員会を開催して、順に調査研究を進めてまいりました。既に議員の定数、議員の報酬、そして本会議における一般質問のあり方、議会基本条例等については、12月定例会で議決をいただいたところであります。今回、新たに調査報告いたしますのは、議長の任期について、委員会の任期について、情報公開について、申し合わせ事項について、政治倫理条例についての5項目についてであります。

議長の任期と委員会の任期については、現在申し合わせ任期として1年といたしております。このことについては、議員全員によるアンケート調査を実施いたしまして、全員から回答をいただきました。その結果については、従来どおり1年とする意見と、改選後から2年にする意見とに完全に2分いたしました。特別委員会ではこれらの意見を尊重して、改選後は議員のメンバーも大きく入れかわることが予測されますので、新しい議会構成の中で再度検討をいただくことといたしました。

次に、情報公開についてであります。既に議会基本条例を制定して情報公開については、原則公開すると明文化いたしておりますので、例外的取り扱い、すなわち公開することで行政・議会が不利益をこうむったり、個人情報保護法に抵触するおそれのある場合等を考慮して、について協議をいたしました。このことについて、全員協議会については、理事者と議長で判断をすることとし、各常任委員会及び議会運営委員会については、委員長と議長で判断することといたしました。既に議会基本条例は、平成24年2月28日から施行いたしておりますので、常任委員会等の情報公開が議会基本条例に基づいてスタートしたところであります。

4点目として、議会内の申し合わせ事項についてであります。これについては、状況の変化に合わせてこれまでも随時見直しがなされており、今回特に見直しをすべき事項は見当たらず、今後においても必要に応じて見直していくことといたしました。

最後に、政治倫理条例についてご報告いたします。

西予市政治倫理条例については、平成17年4月1日から施行いたしており、現在に至っており

ます。今回この件につきましては、委員会の中で、現行のままでよいという意見と、逆に見直しをすべきであるという意見と、さらには、見直しをするのであれば根本から変えて、西予市議会議員政治倫理条例につくりかえてはどうかという意見に分かれました。委員会といたしましては、議論を尽くしましたが、意見が一致せず、結論に至ることができませんでした。

以上、議会改革特別委員会調査報告といたします。

平成24年3月16日、議会改革特別委員会委員長元親孝志。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

ただいまの特別委員会委員長の報告をもって西予市議会改革特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、西予市議会改革特別委員会の調査研究は、本日をもって終了することに決定いたしました。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、議案第1号「白水観音水トッフア保全給水設備維持管理事業基金条例制定について」から議案第50号「西予市営土地改良事業の施行について」までの50件及び議案第63号「平成24年度西予市一般会計予算」から議案第75号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件並びに意見書3件の66件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、松山総務常任委員会委員長の報告を求めます。

7番松山君。

○松山清総務常任委員長 総務常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当常任委員会

に付託されました議案15件に対し、3月6日、7日の2日間委員会審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、いずれも原案のとおり可決決定いたしました。

議案審査の中で委員より出された意見、それに対する答弁等について概要を抜粋してご報告申し上げます。

初めに、議案第8号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」の条文の中で、適当と認める者とあるが、その解釈とはとの質疑があり、審査の結果、入居について問題がないと判断される者のことであるが、入居についてはあくまで教職員が最優先であるとの答弁でした。

次に、議案第21号「西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条例制定について」では、廃止になった理由は何か、また地域から要望が出たときにはどのような対応ができるかとの質疑があり、あくまでも残高がなくなったための廃止であり、市民の要望については、一般財源にて対応するほか、地域振興基金を別枠で構えているので、施設等の改修にはそれに対応したいとの答弁でした。

議案第45号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」では、ジオパーク構想の推進計画について、具体的な事業内容についての質疑があり、講演会の開催や全国大会への参加、ジオポイントの説明看板を設置する予定であることや平成25年度には、城川地質館の展示場を改修して西予市全域を包括した展示場にしたいと考えているとの答弁でした。また、朝日文楽会館の建築詳細についての質疑があり、計画では、鉄筋コンクリート平家建て330平方メートルとしているが、構造については、基本設計及び実施設計の段階で再検討することとしている。設計を平成24年度に行うため、517万2,000円の予算を計上しているとの答弁でした。

次に、議案第63号「平成24年度西予市一般会計予算」審査の中で、公会計の導入と必要性についてどう考えるのかの質疑があり、他市町村の動向を参考に対応していきたいとのことであり、多くの自治体では、総務省モデルを採用しているが、東京都方式では、多額の経費と時間が必要になるとの答弁でした。

次に、投票所が減少し、投票率の低下が懸念されるが、期日前投票所の増加はできないかと質疑があり、従来のような形で期日前投票所の増設を検討したいとの答弁でした。

また、海岸部における避難用海拔表示板の設置方法はどのように考えているか、そして防災行政無線放送が聞き取りにくいので繰り返し放送できないかとの質疑があり、表示板は地元とも協議して、電柱等の見やすい場所に設置したいと考えている。また、防災行政無線放送は、騒音の苦情も考えられるので、必要に応じて対応していきたいとの答弁でした。

さらに、避難場所の簡易な整備も補助対象となるのかとの質疑があり、上限20万円で3分の2以内の補助事業で対応したいとの答弁がありましたが、関連して、津波避難に関することについては全額補助すべきではないかとの意見があり、県の事業の方向性を見ながら対処していきたいとの答弁でした。

次に、地域づくり交付金1,000万円の増額のねらいと地域の取り組み状況を公表しているかとの質疑があり、市の広報で紹介し、また情報交換会を開催したい計画であり、実施内容が印象に残っている例として、川津南地区の災害時の要援護者支援システムや遊子川地区の芸術を生かした木工の里づくりの活動等があるとの答弁でした。

また、お伊ネ賞事業200万円の目的とその効果はとの質疑があり、女性医師や医学生の楠本イネに関する作文を全国から募集して表彰することにより、楠本イネの功績をたたえとともに、彼女を輩出した西予市を全国発信し、知名度アップをねらいとした取り組みであるとの答弁がありました。

次に、高速道路が宇和島市まで延伸したことによる救急車の搬送時間の短縮はどれぐらいになるのか、また住宅用火災報知機の設置状況はどうかとの質疑には、搬送時間については約10分程度の短縮となり、警報機の設置状況は本年6月に調査実施予定であるとの答弁でした。

また、新市立病院に救急車の配備が計画されているが、人員不足は生じないのかとの質疑では、平日の昼間一隊常駐を計画しており、条例定数64名で対応したいとの答弁でした。

また、小・中学生の修学旅行補助金の概要についての質疑があり、準要保護対象者には補助を行

っているが、その他の生徒には、近隣の市町が平成23年度から中止した状況もあり補助はしていないとの答弁でした。

さらに、医師不足解消のため医学生の奨学金は考えられないのかとの質疑があり、医学生1人当たり5万円の奨学資金を提供しているが、今後奨学資金理事会で取り上げて検討したいと答弁がありました。

また、小学校の避難方法や避難場所の見直しが必要ではないかとの質疑では、校長会で指導しており、各学校でそれぞれ改善していくように対処している。平成24年度には県の事業で狩江小学校が学校防災教育実践モデル校に内定し、防災教育も推進されているとの答弁でした。

次に、放課後子どもプラン事業151万4,000円の事業内容の質疑があり、城川では保健センターを活用し、夏休み等で年40日、明浜は個人住宅を利用し週1回、年40日程度を計画しており、対象者はそれぞれ10人程度を見込んでいるとの答弁がありました。また、将来は学校再編に伴い、学童保育に移行したいとの答弁がありました。

次に、愛媛国体の選手等の受け入れ態勢について質疑があり、選手の宿泊施設については、女子ソフト参加約13チームについては、西予市内もしくは近隣のホテルで対処できる見込みであるが、相撲参加約47チームは、民泊や各公民館を利用し、ボランティアの協力もお願いして対処する計画であるとの答弁でした。

以上、今回の委員会審査では、新しい事業の取り組み内容の説明も受け、慎重に審査を行いました。これらの事業の成果をご期待申し上げ、審査報告とさせていただきます。

平成24年3月16日、総務常任委員会委員長 松山清。

○議長 次に、酒井厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

17番酒井君。

○酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告。

厚生常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付

託されました22議案について、3月6日、7日、8日に、担当部課長の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付のとおり、委員会審査報告のとおり全議案を原案のとおり可決いたしました。なお、意見書3件につきましては、採択1件、継続審査2件といたしました。

以下、議案審査の過程において質疑のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第14号「介護保険条例の一部を改正する条例制定について」、西予市の介護保険施設の整備状況は県下でも充実しているが、第5期平成24年度から平成26年度の保険料基準月額4,700円で運営が可能なのかの質疑に対して、施設は整っているが、要介護認定率は低く、在宅サービスを受ける方が他市に比べ少ない現状にある。元気な高齢者が多いこと、続いて要介護認定を受けられても、地域住民や近所の人からの支援を受けられる方が多く、在宅サービスのうちデイサービスや訪問介護等の利用を抑えられているのではないかと、4,700円の介護保険料設定が可能であるという答弁でした。

次に、議案第63号「平成24年度西予市一般会計予算」のうち、当委員会所管分の審査では、前立腺がんの検査は簡単な血液検査でできるが、検査方法などを知らないため、受診しない人が多いと思われる。市民への周知方法はどのようにしているのかという質疑に対して、検診は50歳以上の男性を対象に前立腺特異抗原、通称PSAという血液検査を実施しており、前立腺がん検診の周知方法については、他のがん検診と同様に19歳以上の方がいる全世帯へ希望調査票の配布を行っています。より多くの方に検診を受けていただくため、広報やホームページ等での周知を図っていけるよう努力していくとの答弁でございました。

また、住宅太陽光発電システム設置補助金事業960万円についての質疑に対しては、今年度からの新規事業で、4月1日から環境保全意識の高揚を図るとともに、環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置した世帯に対して補助金を交付する。交付対象者の条件はあるが、1キロワットに対して4万8,000円、4キロワットまでの19万2,000円を限度とする事業費960万円であるとの答弁で

した。

城川帰楽苑管理事業について、市内で唯一火葬業務以外の通夜、葬儀が行える城川帰楽苑が手狭になっているため、今後の増築計画についての質疑では、現在本市にある火葬場4施設については、今後集約の必要性もあり、これからの方向性とあわせて検討したいとの答弁でした。

その他障害福祉費のうち、障害者自立支援事業の本年度予算が、前年度比1億5,871万7,000円増額した理由についての質疑では、障害者自立支援法の一部改正により平成23年10月から開始している同行援護やグループホーム、ケアホーム利用者の家賃が助成されるようになったこと、また障害児施設に入所されている18歳以上の障害者に対し、平成24年4月から障害者自立支援法に基づく施策により対応すること等に伴う増額であるとの答弁でした。

議案第67号「平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算」の審査では、土居診療所の診療体制についての質疑があり、24年度は野村病院からの派遣による週4日の診療とし、杉之瀬診療所は休診、遊子川診療所は従来どおりの診療で行うが、この1年間をかけて常勤医師の確保に奔走する所存であるとの答弁でした。

議案第69号「平成24年度介護保険特別会計予算」では、要介護認定に係る経費については、すべてが一般会計からの繰入金となっている。今回関係法令において改正があるかとの質疑に対し、要介護認定の有効期間延長について、介護保険法施行規則の一部改正により新規申請、いわゆる初めて要介護認定の申請をされた方の設定可能な認定有効期間の範囲が、改正前は3カ月から6カ月であったのに対して、3カ月から12カ月へと改正され、平成24年4月1日から施行されます。今後は対象者の心身の状態に応じて介護認定審査会の決定によるものとなるので、認定有効期間を延長することの基準を明確にして対応したいとの答弁がありました。

続いて、議案第73号「平成24年度西予市上水道事業会計予算」のうち、水道事業会計における業務予定量のうち、年間総給水量が前年と比べ増加しているにもかかわらず、営業収益が減収となっているのはなぜかとの質疑に対し、給水量については、本来無収水量、消火用とか漏水を含めた総給水量とすべきところを、明浜上水道におい

ては、平成２３年度まで無収水量を見込まない給水量のみの計上となっていたことから、他の水道事業と整合をとることにより、本来の業務予定量とするため増加したものであります。また、営業収益の減収については、人口や大口利用者の減少によるものであるとの答弁でした。

議案第７４号「平成２４年度西予市病院事業会計予算」では、研究・研修費について過疎債による対応かとの質疑に対し、平成２４年度は過疎債が使えるようになることから、地域医療確保基金の中から３００万円の繰入金を一般会計に計上しています。両病院の研究・研修費に全額ということではないが、医師、看護師、医療技術員の研修に充てる予定であるとの答弁でした。

その他待遇対策、教育について、現在どのように取り組んでいるのかの質疑に対しては、すぐれた人材を教育することは、病院経営をする上で、欠かすことのできない重要な問題である。宇和病院では、先月臨時嘱託職員を含む全職員を対象に待遇研修を実施いたしました。今回は意識づけのためのもので、新人教育、フォローアップ研修など、新年度から計画的に待遇研修を実施する予定であります。今後新病院の完成を契機に、組織全体が一つの目標に向かっていくよう進めていきたいとの答弁でした。

また、野村病院の医師確保と２次救急体制についての質疑があり、野村病院の常勤外来医師の体制は、平成２３年度とほぼ同様の７名で、西予市内を宇和・野村の両病院が１日交代で２次救急体制をとっています。野村病院は、僻地医療支援拠点病院として、城川町の診療所が医師不足のため、代診等の支援も新年度はさらに多くなり、勤務医の負担が大きくなることが心配されています。医師の負担軽減を図り、よりよい医療サービスを提供するため、医師の確保に努力するとの答弁でした。

意見書第３号「障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書」については、賛成多数にて原案可決いたしました。

意見書第６号「受診時定額負担導入に反対する意見書」及び意見書第７号「子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書」については、善処はされていますが、今後の国政の進捗状況を見守るために継続審査といたしました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

平成２４年３月１６日、厚生常任委員会委員長 酒井宇之吉。

○議長 次に、小野産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

６番小野君。

○小野正昭産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会は、去る３月５日の本会議において、産業建設常任委員会に付託されました６課１委員会の議案２８件について、３月６日、７日の２日間委員会を開催し、提案理由の説明を求め、慎重に審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

審査経過及び結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、付託されました議案２８件については、報告書のとおり、原案全会一致により可決決定をいたしました。

今回提案されました議案の主なものは、条例の一部を改正する条例制定５件、西予市指定管理者の指定について１６件、平成２４年度一般会計予算でありました。

審査の経過において、委員より質疑のありました主な事項につき、その要点をご報告いたします。

初めに、西予市指定管理者の指定の審査において、委員より、指定管理者に異議を唱えるものではないが、指定後において、指導・点検及び精査をしているのか。また、自動車道の開通により西予市は通過点となり、その経営が厳しくなると予想される。今後は１６施設の点を面にした経営を図り、各経営者を集めてお互いの情報交換をすべきとの意見に対し、月１回は該当施設を点検し、指導を行っており、また各経営者との意見交換について貴重なお提言であり、今後前向きに検討、実施したいとの答弁がありました。

次に、平成２４年度西予市一般会計予算の審査の中で、委員より質疑のありました主な点につき報告をいたします。

まず、下水道課所管分では、合併浄化槽が５人、７人、１０人槽の計６０基となっているが、その明細と補助率はとの質問に対し、５人槽４４

基、7人槽11基、10人槽が5基の計60基であり、補助率は国庫補助が通常の場合3分の1、また環境に配慮した低酸素槽については2分の1、県補助金が5分の1との答弁がありました。

林業課所管分では、森林蘇生緊急対策事業による路網整備2億円の予算に対する事業概要について質疑に対し、24年度は4路線、25年度から26年度で10路線の林業専用道を計画している。今後は補助事業の活用により、路網整備を推進し、既設林道、作業道の延長事業を精査していきたい。また、林業課職員による林業施業プランナーの資格取得については、今後努力していきたいとの答弁がありました。

産業創出課所管分では、雇用創造推進事業についての質疑に対し、西予市地域雇用創造推進事業のおかげで、多くの雇用創出や農家民泊等の新たな起業や女性グループの誕生などの波及効果も生まれており、この流れを消さないため、重要な講座をピックアップして、市単独予算で実施していきたいとの答弁がありました。

農業委員会所管分では、農地の権利取得について50アール以上の耕作者でなければならないという規則があるようだが、耕作放棄地が増加している現状を考えると、農業の新規参入も含めて柔軟な対応が必要ではないかとの質疑に対し、農地法の改正により農地の権利取得をする場合、下限面積は各農業委員会が毎年検討して決定できるようになった。しかし、投機的な売買を促すおそれや新規就農には結びにくいという意見もあり、3月定例農業委員会総会で決定の予定だが、明浜・三瓶は30アール、宇和・野村・城川は50アールの現状のままになりそうとの答弁がありました。

商工観光課所管分では、8年前の商工費の中身とそれほど変わっていないが、例えば商店街の商店数は、西予市、特に野村町、三瓶町において年々何軒か減っている。市町村合併のせいだと言われる人が多いが、早急に対応する姿勢を示していただきたいとの意見に対して、理想の姿に向かうよう予算面においても精査し、努力していきたいとの答弁がありました。

建設所管分では、今年度急傾斜地崩壊防止対策事業が7件で6,578万円計上されているが、その進捗率、未工事場所は何カ所あるのか。3・11大震災から1年を迎えたが、緊急時のがけ崩

れ、危険渓流、地すべり等の避難マニュアルはできているのかの質疑に対し、進捗率は待ちが約40件あり、例年7カ所程度要望しているが、県補助との関係でなかなか進捗していないのが現状であります。

また、急傾斜地、土石流、地すべり等危険箇所を県が土砂災害防止法に基づいて調査をしているが、市においても防災箇所の見直しを考えており、早急に危機管理室と連携をとりながら整備を行い、市の防災マニュアルを作成していきたいとの答弁がありました。

なお、今委員会でも県下の建設業者は大変厳しい状況にあるので、事業の早期発注に格段の配慮との意見がありましたので、委員長として申し添えておきます。

次に、農業水産課所管分では、震災による懸念から有太刀漁港整備交付金事業、田之浜（高山）漁港越波防止対策事業、明浜・三瓶の漁港海岸高潮対策事業について、地震による津波に対する強度、安全対策はクリアしているのかとの質疑に対し、有太刀漁港整備交付金事業は、荒天時には漁船が安心して係留できないため、防波堤を整備するものであり、他の2事業についても津波対策ではなく、通常の台風・高潮対策の事業との答弁があり、これを受け、今後は地震等津波対策も必要ではないかとの質疑に対し、この件については、国の基準が示されていないので、今後国の計画、方針が決定によりその指導に基づきたいとの答弁がありました。

なお、報告書にはありませんが、この4年間に在籍した産業建設常任委員会、特に今回委員長として最後の報告となりますので、お許しをいただき、以下の要望をいたしておきます。

当市は農林水産業、いわゆる1次産業が基幹の都市であるのはご承知のとおりであります。この4年間当委員会の中でもしばしば発言及び要望がありましたのは、農林水産の振興に係る補助の内容及び充実でありました。産業建設委員長として、当市の農林水産業の振興施策を強く要望し、以上、審査報告といたします。

平成24年3月16日、産業建設常任委員会委員長小野正昭。

○議長 次に、兵頭西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長の報告を求めます。

18番兵頭君。

○兵頭勇西予市し尿処理場問題等特別委員長 西予市し尿処理場問題等特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第63号「平成24年度西予市一般会計予算」のうち、歳入歳出予算に関する西予市し尿処理場問題等特別委員会所管分について、3月5日委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全会一致で可決決定いたしました。

担当課からの当予算に係る詳細説明では、し尿処理費委託料のその他委託料のうち1,811万9,000円の内訳について、平成24年度前半の用地確保を目指して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、施設の稼働が環境に与える影響を事前に予測・評価し、事業の円滑な推進を図るための生活環境影響調査費の業務委託料1,669万5,000円、施設用地取得に伴う不動産鑑定業務委託料142万4,000円との説明がありました。

以上、審査報告といたします。なお、当委員会は来る5月15日の議員任期満了日をもって消滅いたしますことを申し添えます。

平成24年3月16日、西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長兵頭勇。

○議長 次に、坂本西予市新市立病院建設特別委員会委員長の報告を求めます。

24番坂本君。

○坂本隆重西予市新市立病院建設特別委員長 西予市新市立病院建設特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第74号「平成24年度西予市病院事業会計予算」のうち、歳入歳出予算に関する西予市新市立病院建設特別委員会所管分について、3月5日に委員会審査を行いました。

審査結果は、議案を原案どおり全会一致により可決いたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より質問のありました事項について、概要を抜粋してご報告申し上げます。

新病院建築費のうち70万円は、医者と医学生との交流会「敬作とおイネの会」の予算であるとの説明で、第1回目の会では、西予市立病院以外の勤務医、開業医、医学生20名の参加があり、西予市の医療について貴重な意見交換ができ、有意義な会であったとの説明でした。

委託料2,538万2,000円のうち1,140万円は、本体工事着工に係る設計監理業務委託料で、測量業務委託料47万3,000円と不動産鑑定業務委託料20万3,000円は、新病院敷地の南側に隣接している県道八幡浜宇和線の一部の買収をするための調査の予算であるとの説明でした。

また、煩雑な専門知識を求められる多くの業務に対処するため、医療コンサル業務委託料1,330万6,000円を計上し、今年度から支援いただいているアイテック株式会社に引き続き業務委託をすることの説明がありました。

手数料181万6,000円の内訳は、免震に係る大臣認定手数料も含んだ病院本体174万円と医師住宅7万6,000円の建築確認手数料との説明がありました。

また、工事請負7億5,800万円は、現段階での本体工事予算37億9,000万円の20%を計上しているとのことでした。なお、本体工事は、11月ごろに着工を予定している旨の説明がありました。

委員より、「敬作とおイネの会」の今後の予定はとの質問に対して、まだ手探りの状態ではあるが、できる限り回数を重ねて今後の医師不足解消の一助にしていければとの答弁がありました。

ヘリポート設置に関しての質問に対しては、建物への設置は、離着陸時の爆音、爆風で、周辺の農作物、また隣接するれんげ団地の住民の方への影響が懸念され、考えていない。駐車場への設置に関しても、液状化対策に係るコストや常時駐車場として利用できない問題があり、新病院には日中のみだが救急車両を1台配備する予定であり、宇和運動公園や隣接の小学校のグラウンドの着陸による対応を考えているが、駐車場への設置も含めて再度検討してみるとの答弁でありました。

ほかにも伊方原発事故に対しての対応はしているのかとの質問に対しては、建物に対しての対策は講じていないが、今後放射線量を測定する機器の配備や沃素剤の備蓄などに加え、患者の避難マ

ニュアル等の作成は必要になってくると考えるとの答弁でした。

また、計画されている太陽パネル設置に加えて、再生可能エネルギー、自然エネルギーをもっと活用できるように検討する旨の要望があったことも申し添えておきます。

西予市新市立病院建設特別委員会は、5月15日の議員任期満了により消滅いたしますが、改選後には再び設置され、新市立病院完成を市民の皆さんとともに見守ってくださいますようお願いいたしますして、委員会審査報告とさせていただきます。

平成24年3月16日、西予市新市立病院建設特別委員会委員長坂本隆重。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金条例制定について」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「西予市水道事業の余剰金の処分等に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「西予市病院事業の余剰金の処分等に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「西予市野村介護老人保健施設事業の余剰金の処分等に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第6号から議案第10号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定について」から議案第10号「西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について」までの5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第10号までの5件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号から議案第14号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」から議案第

14号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第14号までの4件は原案のとおり決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時58分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時10分）

次に、議案第15号から議案第18号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号「西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条例制定について」から議案第18号「西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第18号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号から議案第22号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第20号「西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例制定について」から議案第22号「西予市城川町青年の家条例を廃止する条例制定について」までの3件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第22号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第23号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」は委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号から議案第27号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第24号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」から議案第27号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」までの4件は委員長の報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、議案第24号から議案第27号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号から議案第44号までの17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第28号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」から議案第44号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」までの17件は委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第28号から議案第44号までの17件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号「西予市過疎地域自立促進計画の変更について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第46号及び議案第47号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」及び議案第47号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号及び議案第47号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第48号から議案第50号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号「市道路線の廃止について」から議案第50号「西予市営土地改良事業の施行について」までの3件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第48号から議案第50号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第63号「平成24年度西予市一般会計予算」については委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号から議案第75号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号「平成24年度西予市授産場特別会計予算」から議案第75号「平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号から議案第75号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第3号「障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書」については委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、意見書第6号及び意見書第7号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第6号「受診時定額負担導入に反対する意見書」及び意見書第7号「子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書」については委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書第6号及び意見書第7号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時19分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時21分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第76号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」から議案第79号「平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」までの4件と意見書案第1号「障がい者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書（案）の提出について」及び発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」から発議第3号「西予市政治倫理条例改正について」までの3件並びに議員派遣の件についての9件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、9件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第76号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第76号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市乙亥の里は、地域住民の憩いと都市住民との交流、また住民の健康維持と増進を図りながら商業の振興と地域の活性化、伝統文化の伝承を推進することを目的に設置されております。

今回の条例改正は、平成29年に開催される愛媛国体を踏まえ、地域スポーツを奨励するとともに、施設運営の充実を図るため、本市の行政組織機構の見直しを行うものであります。具体的には、当該施設のうち指定管理者に委託する部分以外のアリーナ、相撲練習場及び相撲資料館等について、野村支所産業建設課から教育部文化体育振興課に管理運営をゆだねるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第76号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第76号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた

しました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、議案第77号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第77号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、歳出では、土木費土木管理費で、白水観音水トウファ保全管理事業費の確定による418万9,000円の減額を行っております。

また、諸支出金、基金費で白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金1,207万4,000円の積み立てを行っております。

歳入では、国庫支出金、委託金で、白水観音水トウファ保全給水設備委託金の精算額788万5,000円の計上を行っております。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ788万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ265億1,064万2,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により年度内に支出が終わらない見込みの25事業に対しまして、9億97万9,000円の繰越明許費を設定しております。その主な理由につきましては、用地取得や物件補償費等についての地権者との協議、県との河川占用協議、工法の選定に不測の日数を要したこと、備品購入における東日本大震災への影響による納期延期等によるものであります。詳細につきましては、参考資料をご参照いただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第77号は会議規則第37条第3項の規定

により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第77号「平成23年度西予市一般会計補正予算（第6号）」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第3、議案第78号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」及び議案第79号「平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第78号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、野村処理区・宇和处理区における管渠工事、野村浄化センター建設工事において関係機関との協議、設計変更の不測の日数を要した等の理由により年度内の施工が困難になったことに伴い、施設整備費3億1,620万円の繰越明許費を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松山公営企業部長。

○松山公営企業部長 議案第79号「平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、国道378号道路改良工事に伴う三瓶町蔵貫浦地区の送配水管移設工事において、県施工道路改良が電柱の移転に不測の日数を要した等の理由により繰り越しとなることから、当水道工事も年度内の完成が見込めなくなったことに伴い繰越明許費407万4,000円を計上するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第78号及び議案第79号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第78号「平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」及び議案第79号「平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」の2件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第78号及び議案第79号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時34分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時35分）

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、意見書案第1号「障がい者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書

(案)の提出について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。
局長。

○上田事務局長 それでは、読み上げさせていただきます。

障がい福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書(案)。

障害者自立支援法では、それまで補助規定であった訪問系サービス(自宅等にヘルパーが派遣され、利用するサービス)を含め、障害福祉サービスに係る費用は、国の負担規定となった。

しかしながら、訪問系サービスについては、国は限られた国費を公平に配分するという理由で国庫負担基準額を定めていることから、基準額を上回る金額について、自治体によっては超過負担が発生しているところもある。このため、国庫負担基準額を超えてサービスを支給する自治体に対し、都道府県地域生活支援事業において実施する重度障害者に係る市町村特別支援事業や障害者自立支援対策臨時特例交付金において実施する重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業を設け、各自自治体の負担軽減を図っているものの、依然として超過負担が発生しており、事業実施に苦慮している。よって、国においては、障害者の状態やニーズに応じた適切なサービスの支給量を維持するため、財政支援措置の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日、西予市議会。

提出先でございます。衆議院議長横路孝弘、参議院議長平田健二、内閣総理大臣野田佳彦、財務大臣安住淳、厚生労働大臣小宮山洋子。

以上でございます。

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「障がい者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第5、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長岡山清秋君。

16番岡山君。

○岡山清秋議会運営委員長 発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

市議会議員定数が、次の一般選挙から21人となるに伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を現行の8名から7名とするよう条例改正をするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第6、発議第2号「地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項の指定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長松山君。

7番松山君。

○松山清総務常任委員長 提案理由の説明を申し上げます。

発議第2号「地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項の指定について」提案理由のご説明をいたします。

議会の権限に属する軽易な事項について、市長が専決処分できるよう特に指定するため本案を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第2号「地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項の指定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

全員起立であります。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第7、発議第3号「西予市政治倫理条例改正について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

13番森川君。

○13番森川一義君 政治倫理条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回改正をする提案条件の一つとして、ご案内のとおり、去る2月28日他の市議会に先駆け西予市議会基本条例が施行されました。本条例の目的には、情報公開と市民参加を原則とする条例であります。基本条例第9条では、条例提案を定め、10条でも政策条例または意見書の議案を積極的に提案するとあります。このたび提案する条例につきまして、まさしくこの基本条例にのっとり議員発議第3号であります。まさに議会改革を目指す本市の議会にとりまして、新たな扉を開く画期的条例であると確信いたします。

本条例改正の根幹をなす改正は、現行条例では、市民には監視しか定めていないのであります。監視とは気をつけて見張ることであり、これではとても基本条例の目的や条例全般から考察しても整合性がとれているとは言えない現条例であります。政治倫理の確立と向上を図ることは、我々議員個々の活動の基本となすものであります。政治倫理に対し市民参加の道を開くことは、西予市議会基本条例と照らしても極めて的を射た

改正案であり、本来であるならば、基本条例とセットで提出すべきであると思うのであります。

以上の点から、本議会に議員発議として西予市倫理条例の一部改正を提案するものであります。趣旨をご理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。20番梅川君。

○20番梅川光俊君 質疑といいますが、少しだけご意見を賜りたいなと思っております。

それは、どういうことかと言いますと、議会改革特別委員会調査報告書ということの中で、きょう特別委員会が報告をされました、委員長の報告がありました。その中で政治倫理、こん中に9項目というものに関して調査研究をすることという形で議長のほうから特別委員会に付託をされた、その報告がここにきょう本日ありました。そのことに関して、もうこれは一番最後に文章に書いてありますとおりでございますけれども、そういうことで、全員が賛成をなされました。そういう中で、議会倫理条例が本当にそれがどうでもいうものの判断、持ちません。しっかりとしたものをつくり上げるべきだと思っておりますし、今まである分に関しても、改定も必要だと思っております。

その中で、特別委員会に付託した部分とここを出てきた分というのが、その理由が少しわかりかねるんですけども、法令に基づいて出されたことは理解をいたします。

それからあと、最初に皆賛成されて、次に送ったということになったということなんですよね。それを今ここで議発で出されるということの本当にそれがどういうことなのかということだけご説明を願ったらありがたいと思います。

以上です。

○議長 22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 今梅川議員からあのような意見が出されたわけでありまして。特別委員会の調査報告というのは、きょう初めて知ったわけでご

ざいまして、その経緯というのは、提案した段階ではわからなかったわけでございますので、今の意見は私は当たらない、このように思っております。

○議長 20番梅川君。

○20番梅川光俊君 そういう一つの論理もあると思いますけれども、あえてその論理の中で戦争しようとは思っておりませんが、このことの委員長報告というのは、議長のところまで、これは一応報告として上がっていたはずではないのか、きょう何も知らないのに委員長がやったのか、そういうものの判断は、私はいたしません。やはり議長のところへ上がってきてそれがあって、それが議発ということになると、議長の許可の中で出てくる問題であって、その辺も含めて情報の共有化というのがなかなかできてなかった、そういう判断をしますが、そういうことでよろしいですか。

○議長 22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 私は今の質問の趣旨がよく理解できないわけでございますので、再度明確に質問をお願いしたいと思います。

○議長 20番梅川君。

○20番梅川光俊君 失礼しました。

今私が質問したのは、特別委員会の調査報告書というのが議長のところまで上がってたはずだというものの考え、きょうの報告というのは。それはきょうの最初の本会議で上がって、そこへ議長のところへ報告がなされてる、それをこういう報告をいたしますよという形の中でなされてるというものの判断を持っていますが、それまでに、これが上がるまでにそういうことがなくとにさっきのあれでは出されておるということなんですけれども、だから私は、提出者に今さっき言うた言葉を言うたんじゃなくして、議会内でのそういう共有ができてなかったのかということを議長にお聞きしております。

以上です。

○議長 私のほうから答弁をいたします。

この件につきましては、議員発議でありますし、当然議員の中で話し合われて、そのような形で14日に提案がありました。そういうことです。

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第3号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番元親君。

○10番元親孝志君 私は議会改革特別委員会委員長として、この発議第3号に対しまして反対の立場で討論に参画をしたいと思います。

今ほど提案者で提出者でありました森川議員のほうから趣旨説明がありましたとおり、当委員会では、議会基本条例を制定して、西予市議会の議員の姿勢を正していこうということで、全員の一致をもって議会基本条例を制定したところであります。それに基づいて森川議員が言われるように、さらに西予市議会として襟を正していきたい、私は大変歓迎をいたし、そのことに対して趣旨賛同するものであります。

しかし、この提出方法についてこれでいいのかわ、今ほど梅川議員も質疑をされておりましたが、まずこの政治倫理条例は、私ども議会改革特別委員会の調査研究項目に上がっております。当然これは私何度も言ってまいりましたので、全議員に周知されておるといふふうに自覚いたしておりました。当然その結果を踏まえて次の行動があるんじゃないかというふうに私は思っております。先ほど委員長報告をさせていただきまして、皆さん全員の了解をいただきまして、私はこれで終わったというふうに安心をいたしておりましたら、このような発議が出てきたわけですが、本来今までの議会のルールとして、私が理解をいたしておりますのは、まず委員長報告に対して違った意見がみずからにあるのであれば、当然先ほど議長が質疑という部分があったと思いますが、質疑の中でみずからの意見を述べて

いただきまして、私の説明を求めていただきたかったというふうに思っております。

ご案内のように、先ほど委員長報告をいたしました、今回のこの政治倫理条例問題につきましては、特別委員会では、意見が3つに分かれて調整できなかったという報告をさせていただきました。ということは、当然既にある政治倫理条例について原案のままでいいのかわ、これを修正すべきであるかどうかということは、まず議会内の意思決定が先に必要ではないかというふうに私は思います。そしてこの中で過半数以上の人たちが、当然これは改正すべきであるということが決定されれば、次の段階として、ではどこの委員会でこれを審査すればいいのかわ、この最初につくった政治倫理条例は、平成16年に総務常任委員会が所管となって1年をかけてつくられました。そして平成17年4月1日から施行されておるわけでございます。ですから、当然改正ということになれば、総務委員会が所管なのかわ、議会運営委員会が所管なのかわ、特別委員会を設置するのかわ、そういった議論をして、そこに付託をして、その中で十分慎重に検討をされた結果、しかもそれを議会内の合意形成の努力に努めていただいて、そして最終的に議案として、あるいは発議として提出をされて議会の議決を経るといふのが、私は従来の方法ではないかというふうに思います。

今回のように、この条例というのは、ご案内のとおり、市の特別職、そして我々全議員の身分と生活にかかわる条例案でございます。こういう重要な条例に対してこういったプロセスを経ず、いきなり発議で出してこられて、しかも昨日の夕方、私は夕方おりませんので、けさ8時半に見たわけですが、わずか半日で審査をして決定すべき事項であるかどうか、発議というルールは自治法で認められておるといふことは、私十分理解をいたしますが、これがそのルールに適用できるかどうか、そのことも私は十分検討をしていただきたいというふうに思っております。今回のこの発議第3号に対しましては、内容的には賛同いたしますけれども、議会のルールとして、提出方法が私は間違っているんじゃないか、そういうふうに思いますので、この案件につきましては、私は反対の立場で討論を終わらせていただきたいと思います。どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに討論はありませんか。

22番大竹君。

○22番大竹忠盛君 私は原案に賛成の立場から賛成討論をいたしたいと、このように思うわけでございます。

今元親議員から内容については賛成であるが、提案の仕方に問題があるのではないかと、このようなご意見をいただきました。私は議員発議は自治法で定められたものであり、それぞれの議員が発議権を行使することは認められておると、このように理解をしておるわけであります。なぜ私はこの倫理条例を提出したかと申し上げますと、ご承知のように、12月定例議会で私と森川議員の質問であったわけでありますが、元親委員長に対しまして整合性の問題や倫理条例をあわせて出すべきだとこのような質問をいたしました。これは間違っていきませんもんですから、12月の定例議会の元親委員長の議事録を手元にありますんで、紹介をさせていただきたいと思えます。

元親委員長は、各常任委員会の任期あるいは改選後の議長の任期、こういうものをどうするかという案件も控えており、そういったものと今の政治倫理条例を並行させていただきながら審査を進めていきたい。特別委員会の見解としては、3月の定例議会にはすべて上程できるよう審査を進めていきたい、このように思っているというご答弁をいただきました。私はあれだけ非常に格調の高い基本条例を制定された元親委員長の答弁はさすがだなとこのように理解をしておったわけでありますが、まさか元親委員長があのようになされた方でありますので、反対の討論をされるとは、まさに青天のへきれきという言葉がありますが、そんな思いでございます。この基本条例については、私ども何人かで八幡浜の議会へ行行って調査をいたしました。それから、四国中央市は議員のみの条例を定められておるわけでありますが、いずれの議会も基本条例は制定をされておられません。しかし、倫理条例の中には、ともに審査会を設けると、市民にいろいろな議会の倫理について判断をいただく、このようなことになっておるわけでございます。私は先ほど申し上げましたように、今回今定例議会に元親委員長が12月議会で示されたとおり、倫理条例についてもその方向性が差し示されるものとこのように理解をいたしておつ

たわけでございます。元親委員長も内容賛成だよと言っていましたように、この基本条例からして現条例の政治倫理条例は、開かれた議会とは到底言いがたい内容であります。今回提案をいたしております主な内容については、議員及び理事者の倫理について、市民が50名以上の有権者、50名以上の賛成者をもって申請をするならば審査できると、あるいは議員の場合は3人以上が提案すれば審査会を開いて審査ができるとこのようにことにしておるわけでございます。私はしたがいまして、今回の条例はルールにのっとった議員発議として許される範囲の提案であろうとこのように思っておりますので、原案に賛成をいたしたいとこのように思います。

(10番元親孝志君「議長」と呼ぶ)

○議長 1件につき1人が1回と定められております。

(10番元親孝志君「今の質疑、大竹議員は私に対する質疑だったと思いますが、討論ではない」と呼ぶ)

討論は1回ずつと定められております。

(10番元親孝志君「わかっております。討論ではありません」と呼ぶ)

(「議長、暫時休憩をお願いしたいんですが」と呼ぶ者あり)

暫時休憩をいたします。(休憩 午後4時05分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時09分)

(12番沖野健三君「議長」と呼ぶ)

12番沖野君、反対討論ですか。

(12番沖野健三君「はい」と呼ぶ)

はい。

○12番沖野健三君 私はこの発議に対して反対の立場として意見を言わせていただきたいと思います。

また、私は議会改革委員会の委員でもあります。私もこの政治倫理条例については、非常に神経をとがらせて皆さんの意見を聞いておるんですけども、今回まだ特別委員会で結論も出てないんです。そういう中でこういう発議が出るということは、非常に私も言えば心外というか、特別委員会というものがどういうものかということです。

ね、皆さん。議員として皆さんから調査研究を任せられる特別委員会の審査経過、私たちの任期は5月15日までですから、15日までに審査をしなければいけないのがこの特別委員会の使命であります。それなのに発議を出してここで結論を出そうというのが、私は議会の本来の議会のやり方かなというふうに私は非常に今、議会がやはり一つになって自分たちの法律をつくるのであれば、やはり議会が一つになって法律をつくるべきやと。そのための調査研究の段階が特別委員会であるのですから、特別委員会でどうしても議論を出尽くして、出し尽くして、そしてどうしても結論が得ないというのであれば、またそういうやり方もあるのではないかと思うんですけども、現在私たち特別委員会の委員としては、調査研究というものは調査段階でありますので、5月15日まではこの件に関しては特別委員会に任せていただきたいというのが私の意見であります。どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

(17番酒井宇之吉君「議長」と呼ぶ)

○議長 賛成の討論ですか。

(17番酒井宇之吉君「賛成討論です」と呼ぶ)

17番酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 私は賛成の立場からこの条例について報告します。

私も議会改革特別委員会の委員でございました。その中で委員長報告の一番下にありますように、現行のままでよい意見と逆に見直しをすべきであるという意見と、さらには見直しをするのであれば根本から変えて、西予市議会議員政治倫理条例をつくりかえてはどうかという3つの意見が議論をしました。十分な議論と言えるかどうかはわかりません。ただし、この件につきましては、先ほど大竹議員が賛成言いましたように、12月にはあのような報告をしています。その中で、何とか政治倫理条例も委員として議会改革の中で議題として上げてきております。私は申し入れたつもりでございます。そしてその中に十分な議論をしてないとおっしゃられるのがちょっとわかりません。報告にありますように、意見が3分したと。だから結論に至ることができなかったということでございます。その中で、やはりそれではいけな

いんで、現状のままでは。本我々任期中にやはりやろうということでございまして、そしてもし任期中までにやるとすれば、また臨時議会、いろんな招集権は市長にあるわけでございますので、そういうようなことの中から、今回手法としては発議として出したということでございます。基本的には元親委員長も内容については十分ご理解賜っているようでございますが、手法としてはなかなか納得がいけないという意見に出ておりますけども、実際のところ、手法がどうであれ、政治基本条例ができた時点で、実際我々議員はみずからがみずからを律して、そして市民に示すべきなんです。それを手法の形じゃなしに、どう議論するかとか、方法をどう変えとかじゃなしに、実際私も議員は、見られてる立場なんで、市民の目線でどう受けて、基本条例ができて、倫理条例はそのままというような納得がいけないというところから私は賛成をいたします。

○議長 ほかにありませんか。

6番小野君、賛成の討論ですか。

(6番小野正昭君「反対です」と呼ぶ)

反対の討論ですか、はい。

○6番小野正昭君 私はこの案件について反対の意見を申し上げます。

私も議会改革特別委員会の委員であります。いろいろ付託された案件につきましては、元親委員長のもとで委員全員が熱心に討議、審議をしてみました。この件につきましては、委員長が報告いたしましたとおりの、いろいろな意見がございました。その結果、委員長報告として先ほど継続的にしたいと、この継続がいつになるか私もはっきり定かではありませんが、考え方としては、議員の任期、そこで決まらなければ、また継続ということになるでしょう。それだけ大変重みのある規定でございます。しかも前回委員会報告で全員が一致で委員長報告を認めたわけですから、私はそれに尽きると思います。

以上であります。

○議長 賛成の討論ですか。

(11番嶋川武文君「そうです」と呼ぶ)

11番嶋川君。

○11 番嶋川武文君 私は賛成の立場から賛成の討論をいたしたいと思います。

先ほど沖野議員が発言された内容は、例えば結論だとか解散だとか、解散したとか事実を事実として認めていないと。もう既に特別委員会は解散したんです。今さら5月15日までという理屈は成り立ちません。

それと、特別委員長がおっしゃいましたが、見直しと今までどおりと議員だけでよいという3つの意見がございましたが、これは対等じゃございません。私も特別委員会のメンバーですが、私の記憶では、見直しが4人です、4票、今までどおりでいいというのが2票です。そして議員だけの倫理条例でいいという人が1票です。

以上です。したがって、私は賛成を支持したいと思います。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第3号「西予市政治倫理条例改正について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後4時19分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時21分)

可否同数であります。よって、発議第3号は地方自治法第116条により議長において本案に対する可否を決定、裁決いたします。

本案については議長は賛成と裁決いたしたいと思います。よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成24年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月29日に開会いたしました本定例会でございますが、特別な案件がない限り本日が議員の皆様、そして私の任期最後の議会となりました。会期中議員各位には本会議並びに各常任委員会におきまして上程いたしました案件について滞りなく議了いただき、平成24年度一般会計予算などの重要な案件をいずれも原案どおり可決いただきました。任期最後を飾るのにふさわしく79件もの多くの案件でございましたが、格別のご精励により議事が進められ、ご決定いただきましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。予算審議の過程でいただきましたご意見は、執行に当たって十分尊重し、市政の所期の施策を推進してまいりたいと考えております。

さて、時の流れは早いもので、あっという間の4年間でございました。振り返ればこの4年間、西予市が名実ともに町から市へと飛躍する大切な基盤づくりの期間でございました。中でも市として求められるより高度な政策立案力とその形成、その執行に必要な行政の組織体制を確立することは私に果たされた課題の一つでございました。任期中には市政のかなめとなる新庁舎を完成させ、組織機構を本庁総合支所方式から本庁支所方式に改め、より高い専門性を有する本庁と窓口市民サービスを維持充実した支所を配することとしましたが、その運営も機動に乗ってまいりました。地域間の情報格差を是正するために取り組んでまい

りましたCATV事業も完成し、地域情報の共有による一体感の醸成だけでなく、今後さまざまな分野で情報コミュニケーションツールとしての活用が可能となりました。

一方、厳しい財政状況の中に行政評価システムを導入し、徹底した事務事業の点検・評価を推進すると同時に、集中改革プランの実践により行財政及び組織の健全化、適正化にある程度の成果を残すことができたのではないかと考えております。

文化面では、市民の皆さんと一緒に取り組んできた長年の活動が実を結び、卯之町地区が重要伝統的建造物群保存地域指定に選定されるという快挙もございました。

また、地域医療の核となる新市立病院の建設もいよいよ実施設計の段階に入り、高速道路の延伸による3次救急施設への時間短縮と相まって、より安心な地域医療体制の確立も現実のものとなりつつあります。

このほかにも任期中懸案でありました事業が順調に進捗してまいりました。これは市民の皆様の市政に対する深い関心とご協力によるものでありますが、議員の皆さんの高いご見識のもと、厚い後支援があつてのこととございますことを深く感謝を申し上げる次第でございます。

今議会でご勇退される皆様におかれましては、健康にご留意いただきながら、その豊富な経験で今後とも市政に対するお力添えとご助言など変わらぬご支援を切にお願いする次第でございます。

また、来月の議会議員選挙に再出馬を予定される議員の皆様におかれましては、再びこの議場においてお目にかかれるよう、特別のご健闘とご奮闘をお祈り申し上げる次第でございます。とは申し上げているものの、私自身も次の4年間、市政のかじ取りを負託いただけるか、有権者の皆様の真意を問わなければなりません。先般、会見で表明しましたとおり、2期8年取り組んでまいりました西予市基盤づくりの事業や成果をベースに次のステップとして、誇れる愛着の持てるいい実感の西予市づくりを進めることが私の使命と感じ三選出馬を決意いたしました。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、改めましてこの4年間、市政のために注がれた議員の皆様方のご尽力に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表し、閉会のごあいさつとさせていただきます。4年まことにありがとう

ございました。

○議長 議長席を離れることをお許しをいただきまして、この際、市民の皆様、また一堂に会する皆様に、皆様との機会も最後かと思いますので、少しの時間をいただきましてごあいさつをさせていただきますたいと思っております。

この4年間、私たち議員としてこの議場で、また各常任委員会等で皆様と論戦をしてみまいりました。そのたびに理事者また職員の皆様には、本当に詳細にわたりまして説明をしていただき、またご指導をしていただきまして、私たち議員といたしましてもご理解の上でいろんな案件につきまして決定をいたしました。本当にご協力をいただき、またご指導をいただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

また、市民の皆様には、議員活動として満足できる回答ではなかったかと思えますけれども、私たち議員といたしましても、本当に一生懸命努力をしてみいったつもりでおります。今後その至らなかった点は、新しい議会に対しましていろんな意見等を投げかけていただきまして、さらに議員に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと思っております。

私たち議員の任期も5月15日をもって終わりますけれども、今の市長から言われましたように、新たに道を進まれる方、また再度議会に挑戦をされる方、道はそれぞれ違いますが、西予市を愛し、また市民の皆様の幸せを願ってこれからも活動をしてくれるものと信じております。この4年間議会に対しまして、本当にご指導、ご鞭撻を賜りましたことを心からお礼を申し上げますとともに、市民そして西予市のさらなる発展をご祈念申し上げまして、西予市議会を代表いたしましてのあいさつとさせていただきます。本当にこの4年間ありがとうございました。

これをもって平成24年第1回西予市議会を閉会といたします。

閉会 午後4時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成24年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1 号	白水観音水トウファ保全給水設備維持管理事業基金 条例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 2 号	西予市水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定 について	24. 3. 16	原案可決
議案第 3 号	西予市病院事業の剰余金の処分等に関する条例制定 について	24. 3. 16	原案可決
議案第 4 号	西予市野村介護老人保健施設事業の剰余金の処分等 に関する条例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 5 号	外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する 条例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 6 号	西予市監査委員条例の一部を改正する条例制定につ いて	24. 3. 16	原案可決
議案第 7 号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 8 号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定に ついて	24. 3. 16	原案可決
議案第 9 号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定につい て	24. 3. 16	原案可決
議案第 10 号	西予市図書館条例の一部を改正する条例制定につい て	24. 3. 16	原案可決
議案第 11 号	西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条 例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 12 号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例及び西予市重 度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 13 号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条 例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 14 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定につ いて	24. 3. 16	原案可決
議案第 15 号	西予市農林漁業後継者住宅条例の一部を改正する条 例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 16 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定に ついて	24. 3. 16	原案可決
議案第 17 号	西予市単独市営住宅条例の一部を改正する条例制定 について	24. 3. 16	原案可決
議案第 18 号	西予市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 19 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定につ いて	24. 3. 16	原案可決
議案第 20 号	西予市明浜町地域ふるさと基金条例を廃止する条例 制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 21 号	西予市野村町地域づくり推進基金条例を廃止する条 例制定について	24. 3. 16	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 22号	西予市城川青年の家条例を廃止する条例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 23号	西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 24号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 25号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 26号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 27号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 28号	西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 29号	西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 30号	西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 31号	西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 32号	西予市物産会館の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 33号	西予市野村農業公園の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 34号	西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 35号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 36号	西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 37号	西予市野村飼料混合施設の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 38号	西予市大野ヶ原集落環境管理施設の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 39号	西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 40号	西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 41号	西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 42号	西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 43号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 44号	西予市有料駐車場の指定管理者の指定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 45号	西予市過疎地域自立促進計画の変更について	24. 3. 16	原案可決
議案第 46号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 47号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	24. 3. 16	原案可決
議案第 48号	市道路線の廃止について	24. 3. 16	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 49号	市道路線の認定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 50号	西予市営土地改良事業の施行について	24. 3. 16	原案可決
議案第 51号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第5号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 52号	平成23年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 53号	平成23年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 54号	平成23年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 55号	平成23年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 56号	平成23年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 57号	平成23年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 58号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 59号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 60号	平成23年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 61号	平成23年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 62号	平成23年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	24. 3. 5	原案可決
議案第 63号	平成24年度西予市一般会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 64号	平成24年度西予市授産場特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 65号	平成24年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 66号	平成24年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 67号	平成24年度西予市国民健康保険特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 68号	平成24年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 69号	平成24年度西予市介護保険特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 70号	平成24年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 71号	平成24年度西予市公共下水道事業特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 72号	平成24年度西予市簡易水道事業特別会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 73号	平成24年度西予市上水道事業会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 74号	平成24年度西予市病院事業会計予算	24. 3. 16	原案可決
議案第 75号	平成24年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	24. 3. 16	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 76号	西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について	24. 3. 16	原案可決
議案第 77号	平成23年度西予市一般会計補正予算（第6号）	24. 3. 16	原案可決
議案第 78号	平成23年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	24. 3. 16	原案可決
議案第 79号	平成23年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	24. 3. 16	原案可決
意見書第 3号	障害者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書	24. 3. 16	採 択
意見書第 6号	受診時定額負担導入に反対する意見書	24. 3. 16	継続審査
意見書第 7号	子どもに対する手当財源の地方負担に反対する意見書	24. 3. 16	継続審査
意見書案第1号	障がい者福祉サービスのうち訪問系サービスに設定されている国庫負担基準に関する意見書（案）の提出について	24. 3. 16	原案可決
発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	24. 3. 16	原案可決
発議第 2号	地方自治法第180条第1項に基づく市長の専決処分事項の指定について	24. 3. 16	原案可決
発議第 3号	西予市政治倫理条例改正について	24. 3. 16	原案可決
議会報告第1号	西予市議会改革特別委員会の報告について	24. 3. 16	報 告
	議員派遣の件について	24. 3. 16	承 認